

平成 18 年度 被害者支援調査研究事業

今後の被害者支援を考えるための調査報告書
- 犯罪被害者遺族へのアンケート調査結果から -

2007 年 3 月

東京都公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
特定公益増進法人

社団法人 被害者支援都民センター



競輪補助事業

URL <http://www.keirin.go.jp>



私たちはこの度、犯罪被害者遺族の方々の被害の実態と支援のニーズを把握する目的で、被害者遺族の方々のご協力をいただいて、大規模な調査をさせていただきました。より小規模な調査を平成 12 年に実施いたしました。その後の支援の実践の中で私たちが学んだことを基に、さらに充実した支援の取り組みを目指すため、調査対象と調査内容を拡大して、あらためて実施したものです。

被害者支援都民センターでは、犯罪被害者の支援に際しては常に、被害者の真のニーズに応える支援は何かということ、自らに問いかけながら、実践をしてきました。都民センターは、その誕生も、被害者の声に応えることから発したもので、犯罪被害者の声は、私たちの活動の原点でもあります。

本調査は、犯罪被害者遺族の方々が置かれている困難な状況と、時期に応じた多様な支援の必要性を浮き彫りにするものとなりました。私たちは、支援においてある程度の役割を果たせるようになったという思いはございますが、それでもこの調査結果を見ますと、まだまだ不足であり、社会的な支援の大きな遅れをあらためて実感させられます。

政府においては、平成 17 年 12 月に閣議決定された犯罪被害者等基本計画に従い、関連府省庁において犯罪被害者のための施策が着実に進展を見せる中で、内閣府に設置された検討会では、犯罪被害者への経済的支援のありようや、民間援助団体への財政支援のありようなどについて、活発な論議が交わされていると伺っております。そのような論議の場が、本調査を通して伝えられる被害者の方々の声を聞いてくださること、そしてまた、被害者の真のニーズに応えようと努力している被害者援助者たちの声にも広く耳を傾けてくださることを心より願っております。

社団法人 被害者支援都民センター
副理事長 山上 皓

目 次

目次	2
はじめに	3
1. 被害内容について	4
2. 被害後に悩まされた問題	7
3. 二次的被害について	34
4. 実際に受けた支援について	40
5. 事件後知りたかったこと	44
6. 被害後に必要な支援	46
7. 今後受けたい支援	58
今後の支援活動に向けて	61
おわりに	63
調査票	64

はじめに

平成 12 年 4 月に被害者支援都民センターが開設されてから、7 年が経過した。この間、平成 16 年 12 月には犯罪被害者等基本法が、翌年 12 月には犯罪被害者等基本計画が策定され、様々な施策作りが進められている。

そのような現状の中で、私たち民間支援団体は、様々な機関・団体と連携しながら真に被害者の要望に即した適切な支援を実施していく責任がある。

平成 13 年 1 月には、被害者遺族 73 人を対象に調査を実施し、支援活動に反映させてきた。今回の調査で得られた結果にも更に検討を加え、効果的な支援活動を展開していきたい。

調査目的

被害者遺族が被害直後から直面する問題や二次的被害の有無、被害後受けた様々な支援内容、事件後に知りたいと思ったことや被害後に必要だと思った支援等についての意見を求め、前回の調査から数年の変化もふまえて、被害者遺族の現状や要望をとらえ、今後の支援活動の基礎資料とする。

調査方法

平成 18 年 11 月から 12 月までの 2 ヶ月間に、犯罪被害者遺族に調査票を送付し、郵送によって回収した。

調査対象者は、前回の調査協力者及び平成 12 年から 18 年の間に都民センターが支援を行った被害者遺族とその知り合いの被害者遺族である。119 人あてに計 272 部を送付、回答者は 110 人であった。(回収率 送付者ベース：92.4% 送付数ベース：40.4%)

回答者の属性

犯罪被害者遺族 110 人

性別 男性 25 人、女性 81 人、不明 4 人

年代別 20 代 4 人、30 代 11 人、40 代 18 人、50 代 36 人、
60 代 25 人、70 代 6 人、不明 10 人

事件内容 殺人・傷害致死 38 人、交通被害 65 人、過失致死(交通事犯以外)・事故 6 人
不明 1 人

被害者との関係 配偶者 14 人、親 85 人、子ども 7 人、きょうだい 4 人

事件からの経過年数 1～3 年未満 24 人、3～5 年未満 9 人、5～10 年未満 38 人
10 年以上 39 人

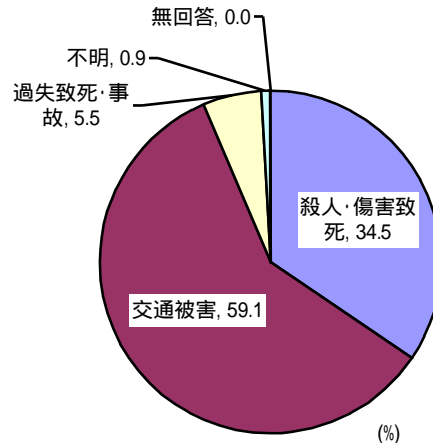
1. 被害内容について

(1) 事件内容

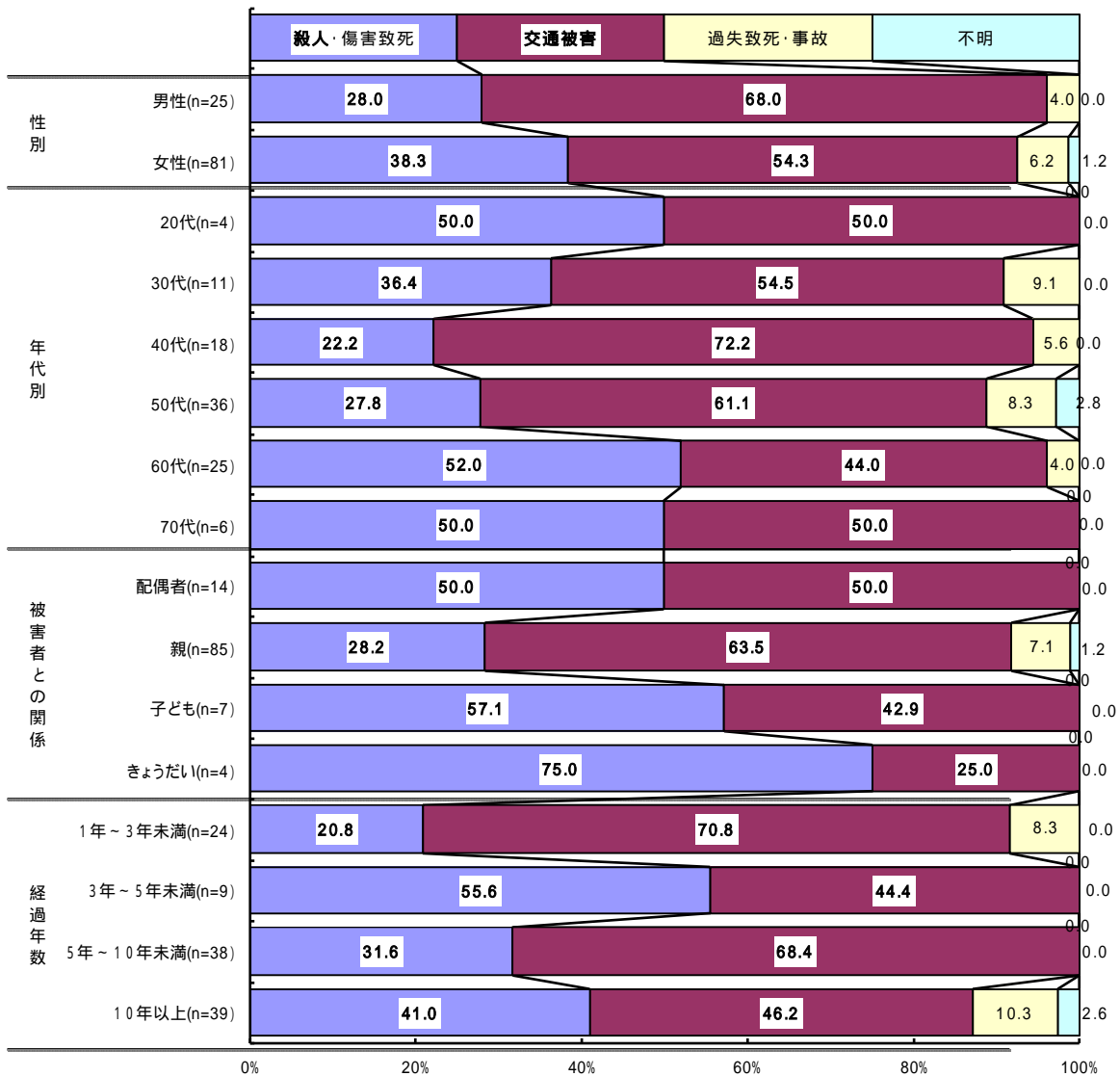
事件内容については、「交通被害」が59.1%、「殺人・傷害致死」が34.5%、「過失致死・事故」が5.5%となっている。

図表 1 - 1

	(人)
回答者数	110
殺人・傷害致死	38
交通被害	65
過失致死・事故	6
不明	1
無回答	0



図表 1 - 2

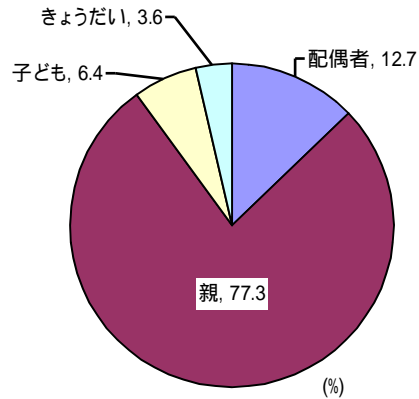


(2) 被害者との関係

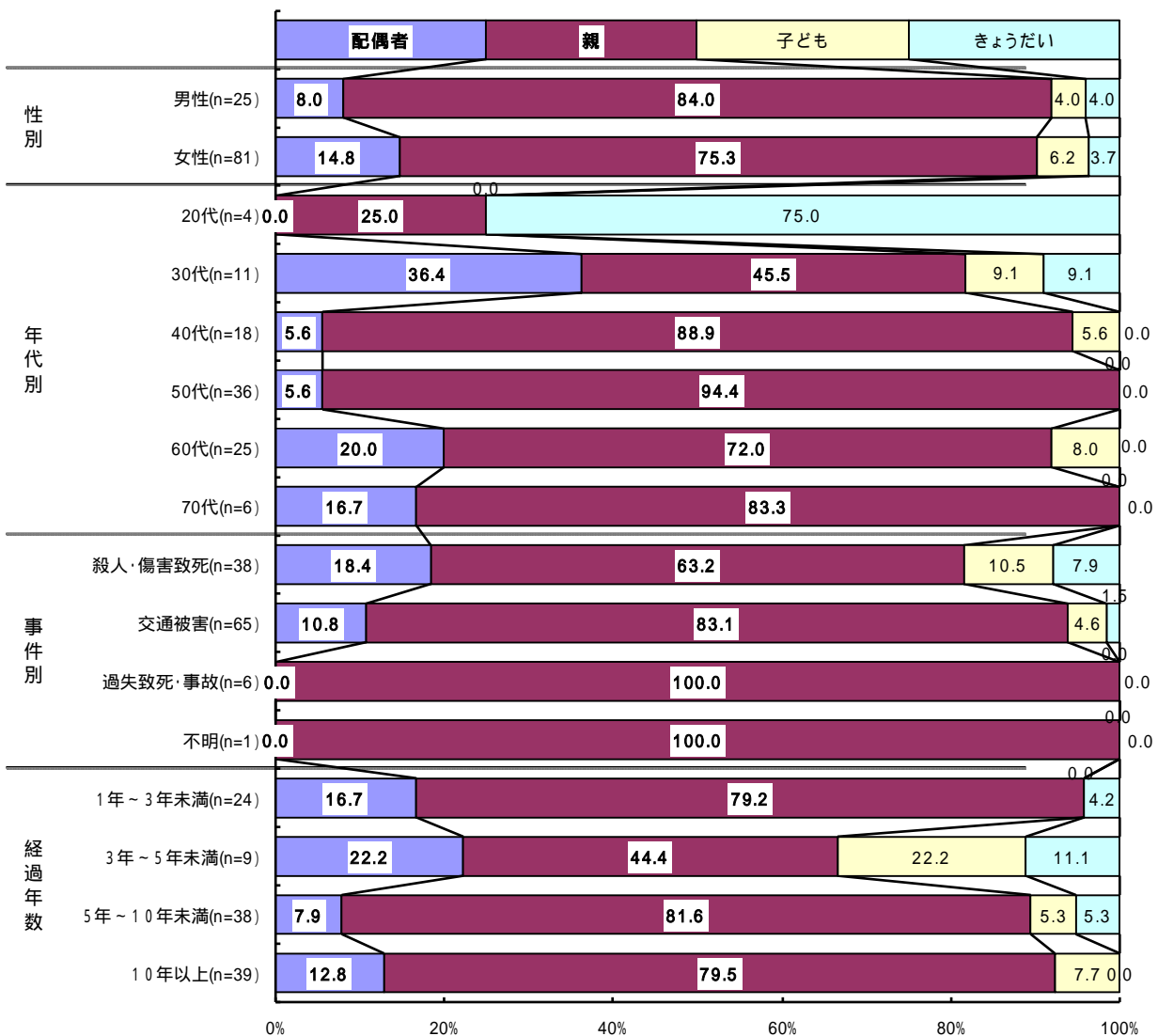
被害者との関係については、「親」が77.3%、「配偶者」が12.7%、「子ども」が6.4%、「きょうだい」が3.6%となっている。

図表1-3

	(人)
回答者数	110
配偶者	14
親	85
子ども	7
きょうだい	4
その他	0
無回答	0



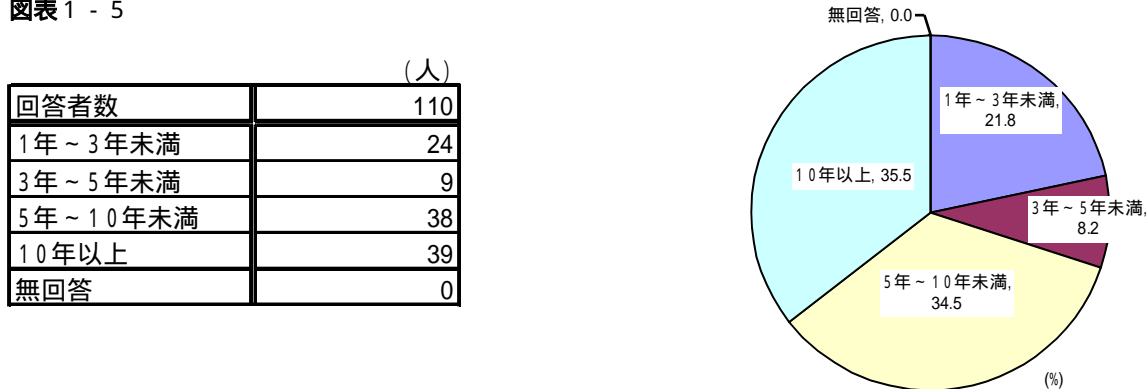
図表1-4



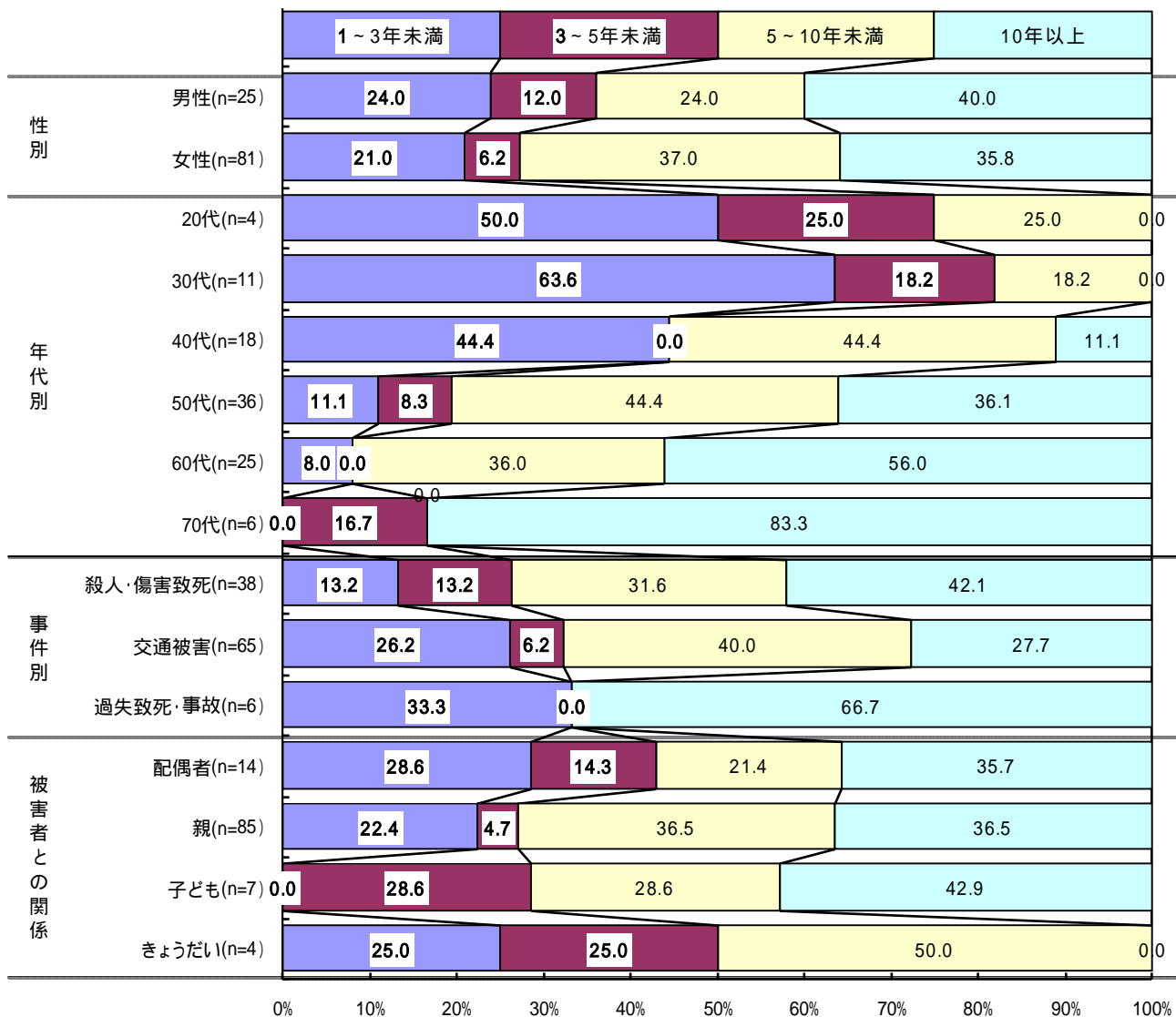
(3) 被害からの経過年数

被害からの経過年数については、「10年以上」が35.5%、「5～10年未満」が34.5%、「1～3年未満」が21.8%、「3～5年未満」が8.2%となっている。

図表1-5



図表1-6

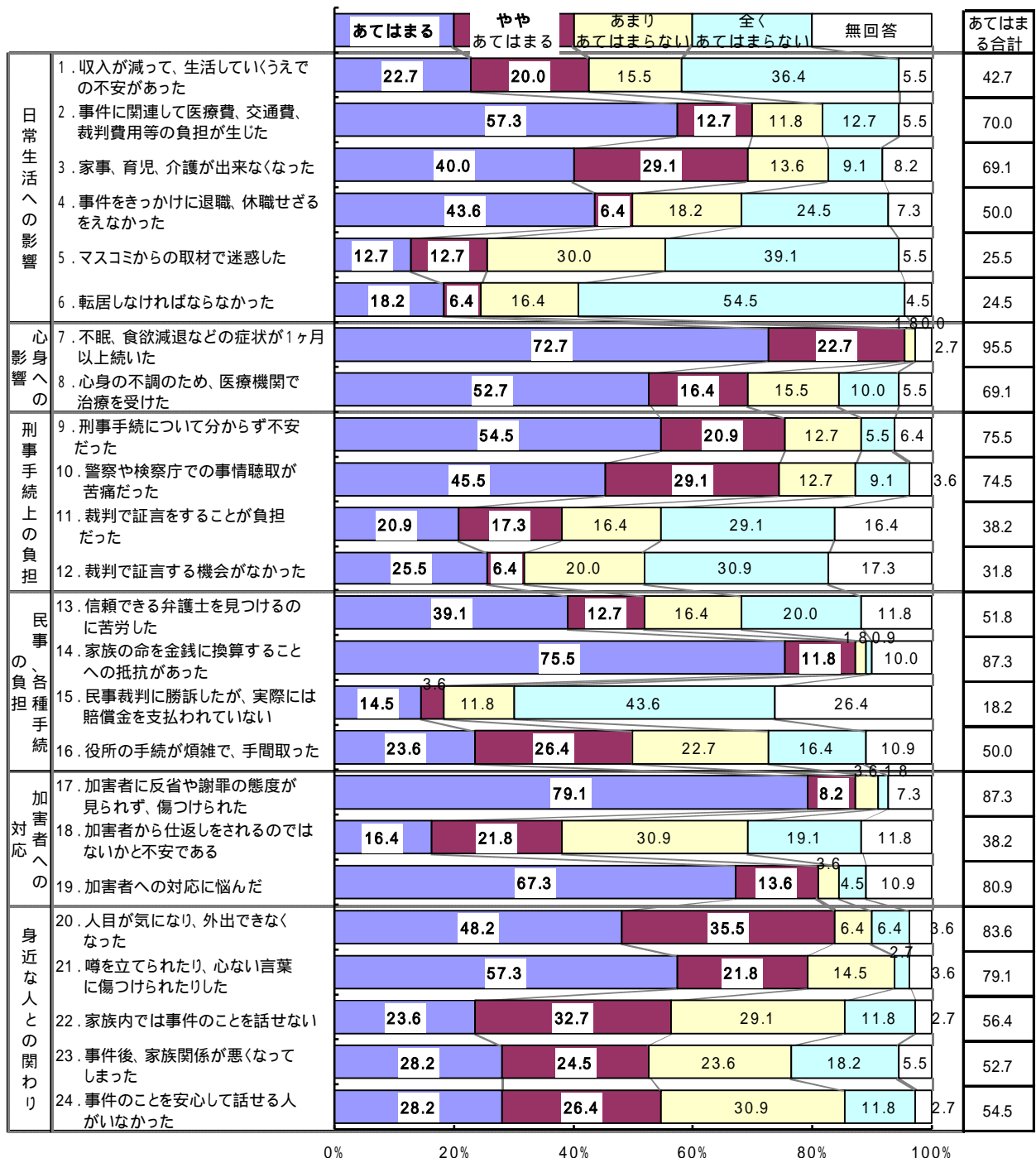


2. 被害後に悩まされた問題

「被害にあった後、どのような問題に悩まされましたか」という設問であげられた 24 項目に対して「あてはまる」「ややあてはまる」「あまりあてはまらない」「全くあてはまらない」の 4 段階で回答を求めた。

24 項目の中で「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人が 80%以上の非常に高い割合となっている項目は、「不眠、食欲減退などの症状が 1 ヶ月以上続いた」(95.4%)、「加害者に反省や謝罪の態度が見られず、傷つけられた」(87.3%)、「家族の命を金銭に換算することへの抵抗があった」(87.3%)、「人目が気になり外出できなくなった」(83.7%)、「加害者への対応に悩んだ」(80.9%)となっている。

図表 2 - 1



(1) 日常生活への影響

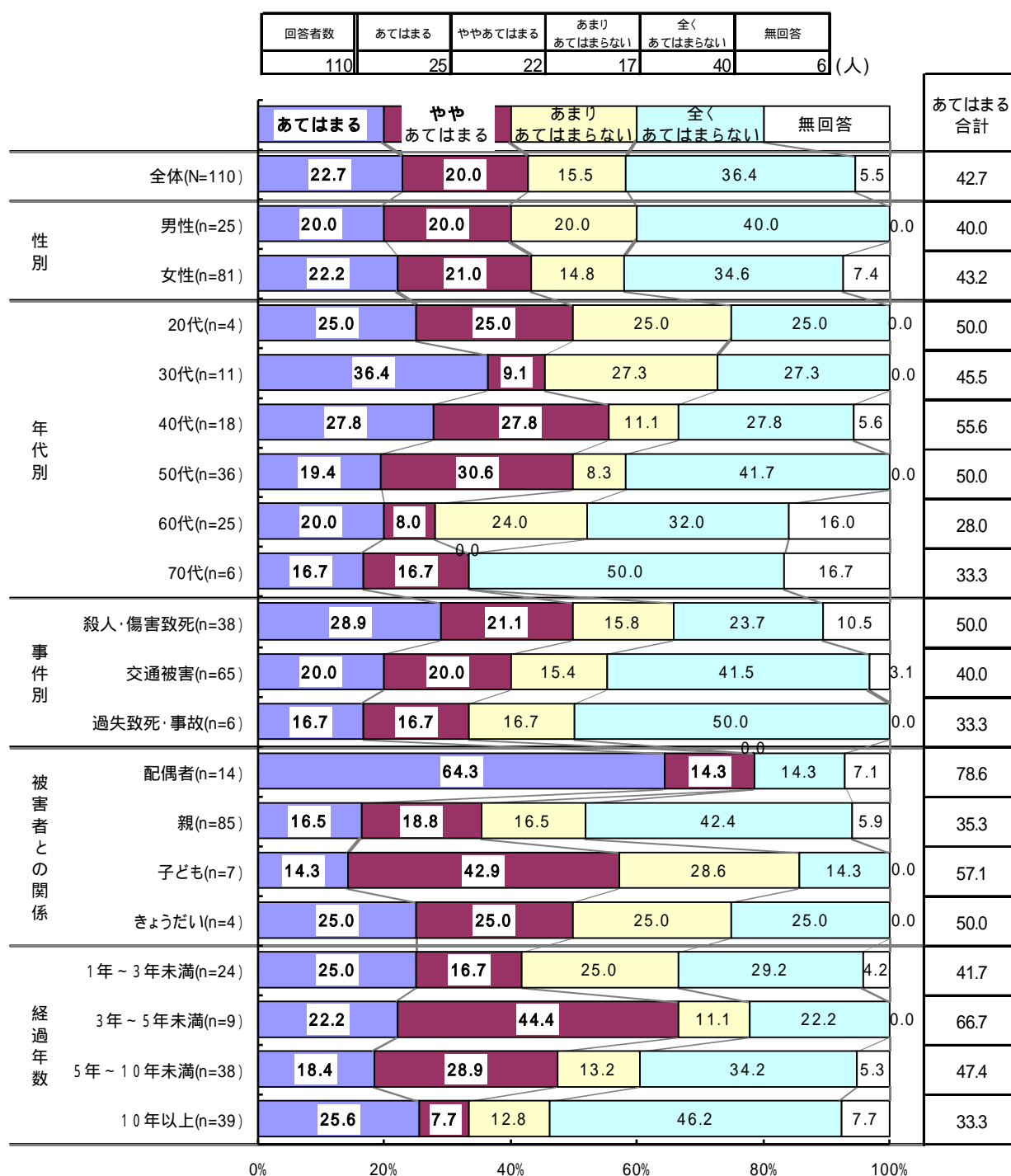
収入が減って、生活していくうえでの不安があった

この設問に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人は42.7%となっている。

被害者との関係別では、「配偶者」(78.6%)、「子ども」(57.1%)が全体の割合より高く、生計者である配偶者や親を亡くすことによる被害後の経済的困窮がうかがえる。

「事件直後から仕事が出来なくなり収入が途絶えた事で、生活そのものが大変でした」、「事件当時、未成年でした。そのような方には経済的支援を強く願っております」という記述もあった。

図表 2 - 2



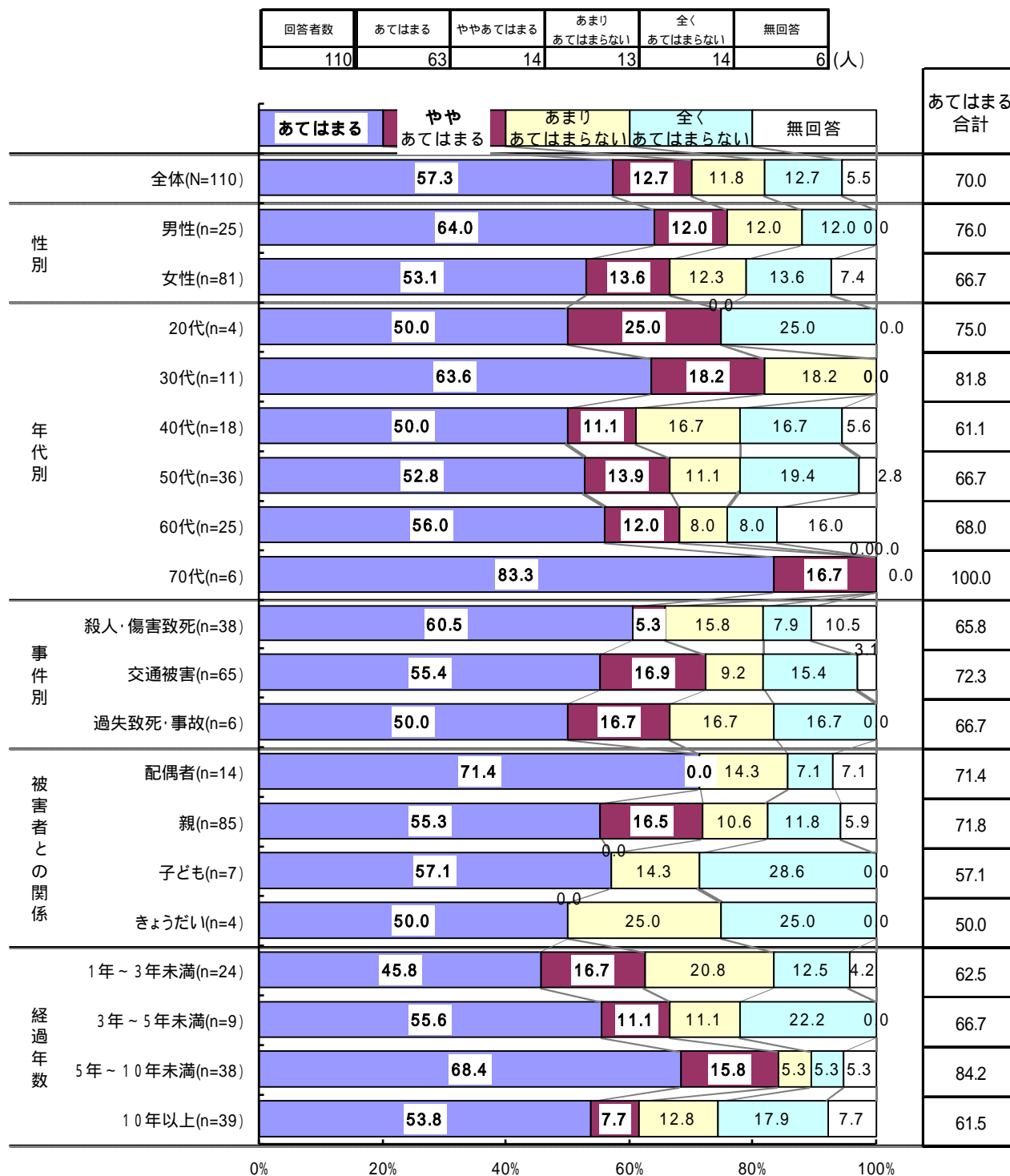
事件に関連して医療費、交通費、裁判費用等の負担が生じた

この設問に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人は 70.0%となっている。多くの人が事件と関連して経済的負担を感じていることがわかる。

年代別では、「30代」(81.8%)、「70代」(100%)、被害者との関係別では、「配偶者」(71.4%)、「親」(71.8%)が全体の割合より高い。

「民事裁判を起こしたが、犯人からはお金はとれず、出費も非常に大きい」との記述もあった。

図表 2 - 3



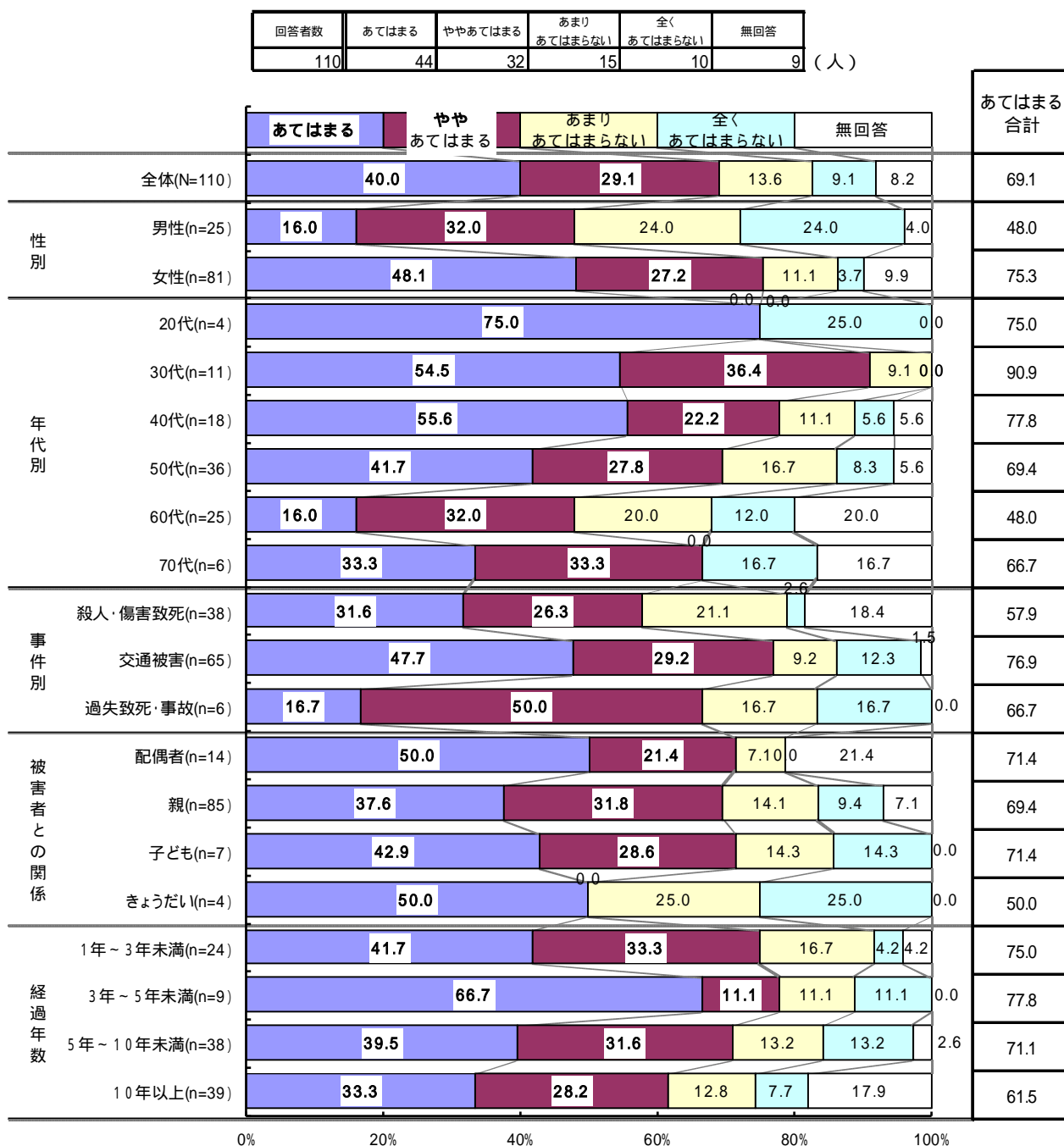
家事、育児、介護が出来なくなった

この設問に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人は69.1%となっている。

性別では、「男性」が48.0%、「女性」が75.3%となっており、さらに「男性」は「全くあてはまらない」「あまりあてはまらない」と回答した人も48.0%となっている。家庭生活を支えている女性への影響が大きいことがわかる。年代別では「30代」が90.9%と極めて高い。

「いつでも頼める家事の支援もあると便利だと思いますし、私は家に1人で居る事が恐怖だったので、誰かそばに居てくれるととても安心出来ると思います」「家事、育児等をサポートしてくれる人的支援が必要。生きる気力さえない時に以前と同じ日常をすることは苦痛以外の何ものでもない」という記述もあった。

図表2 - 4



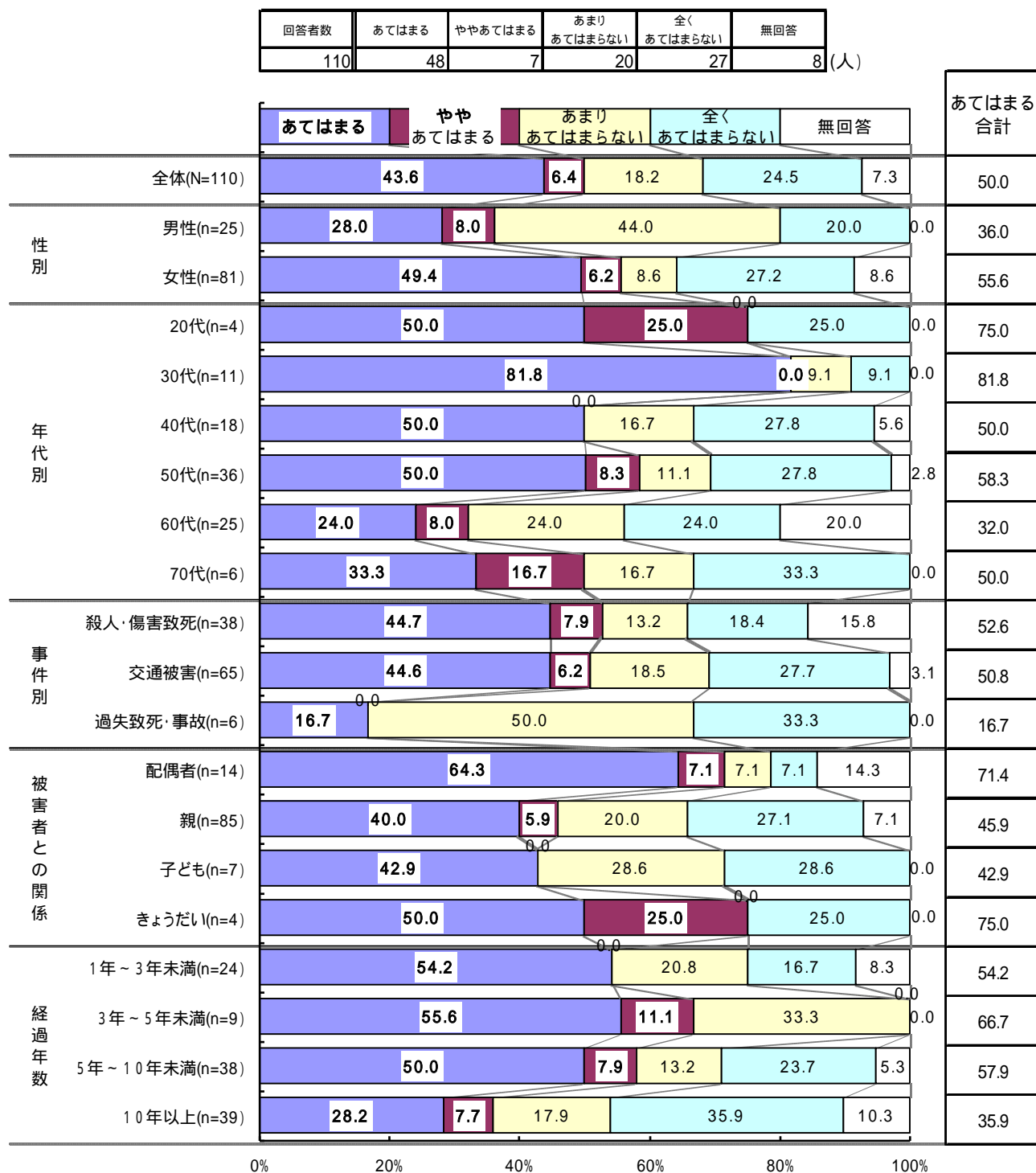
事件をきっかけに退職、休職せざるをえなかった

この設問に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人は50.0%となっている。

性別では、「男性」が36.0%、「女性」が55.6%と男性より女性のほうが高い。年代別では、「30代」が81.8%と最も高く、「20代」、「40代」、「50代」においても半数以上に昇り、働き盛りの年代への影響が大きい。

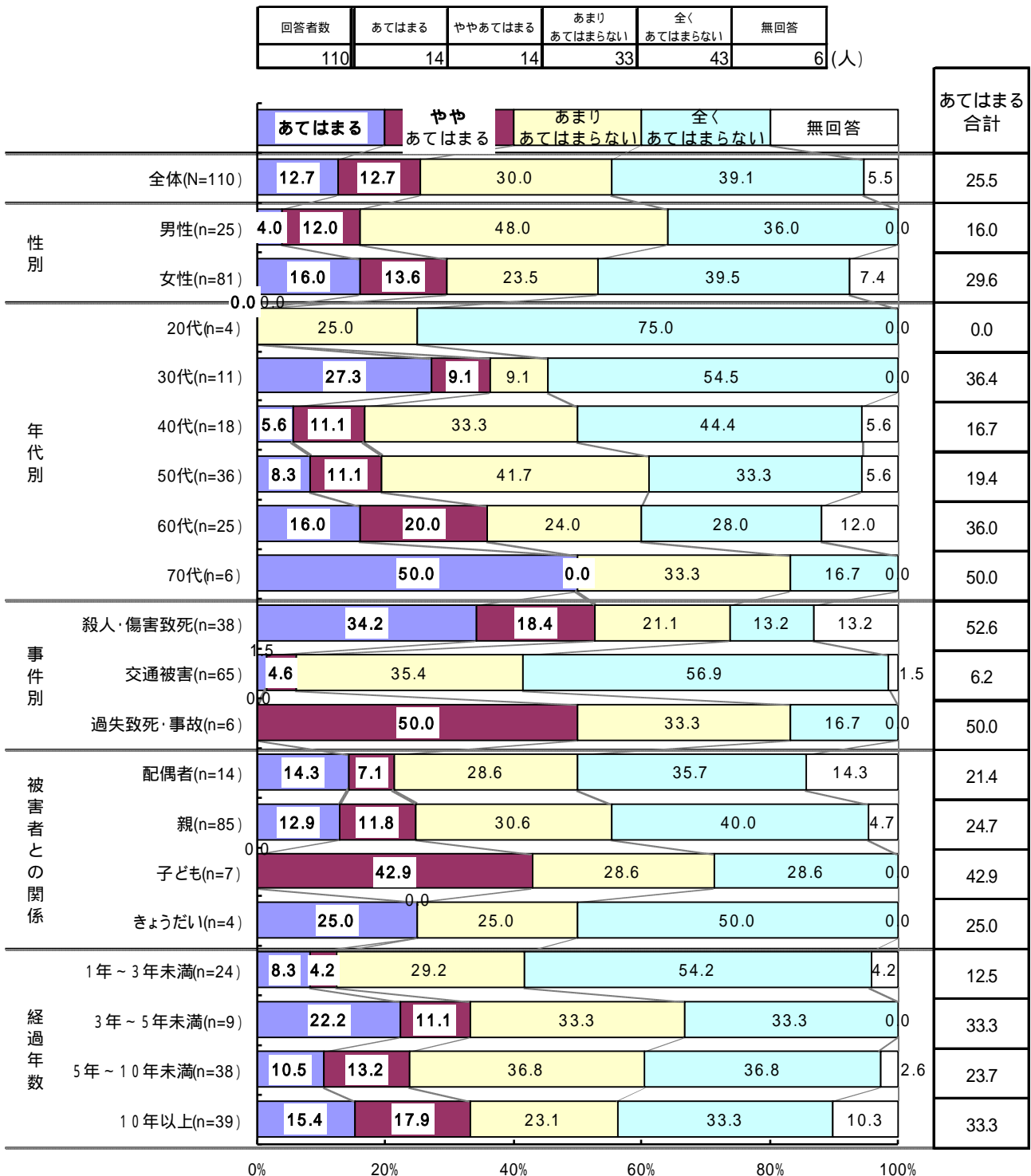
「私は自営業でしたが、事件後同じ仕事を続けることができませんでした」、「私の夫は職を失い、無職の状態が長く続きました。職の安定支援をしてもらいたいと思いました」という記述もあった。

図表 2 - 5



この設問に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人は25.5%となっている。
 事件別では、「殺人・傷害致死」が52.6%と全体の割合よりも高くなっている。

図表2 - 6

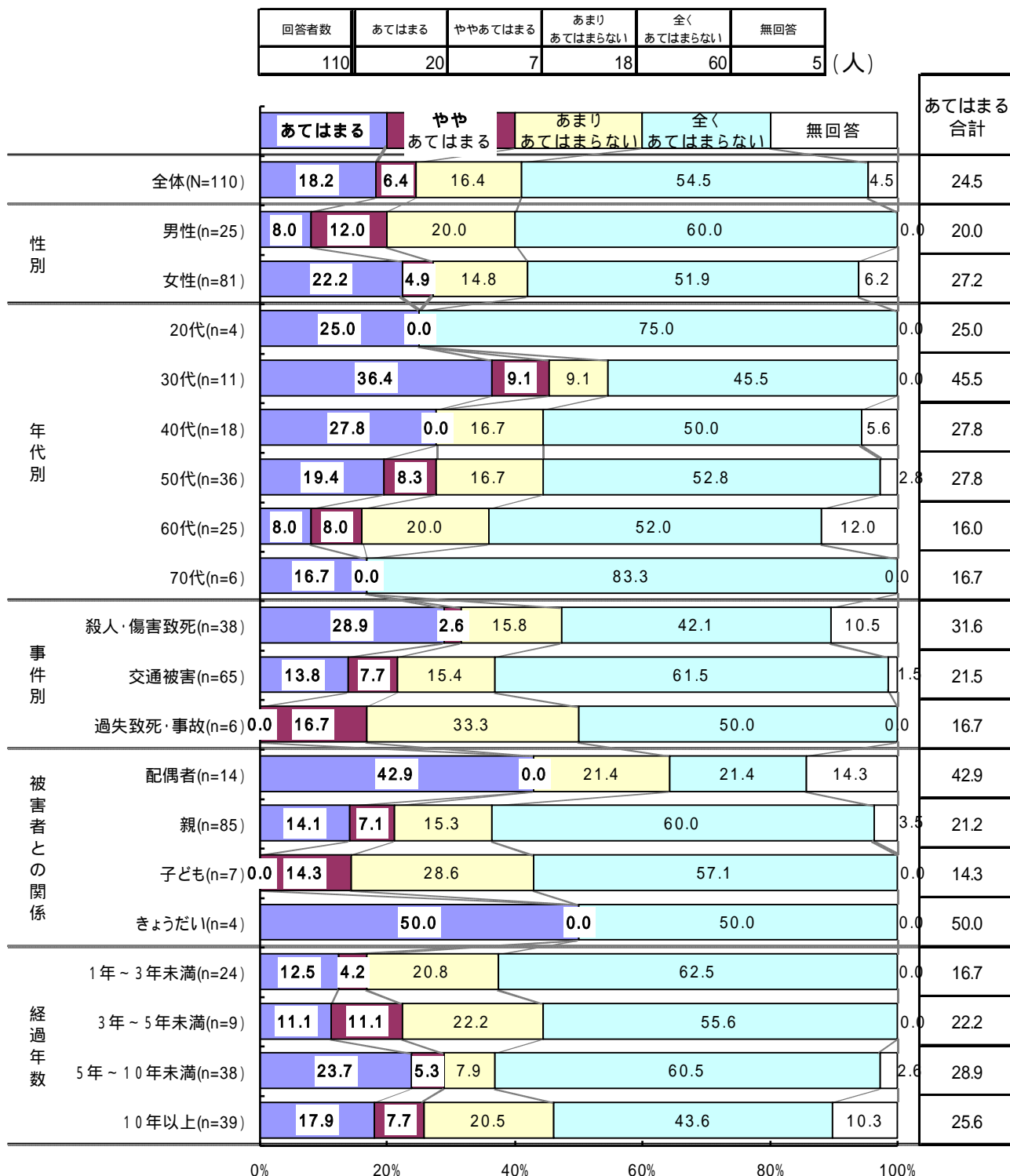


転居しなければならなかった

この設問に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人は 24.5%となっている。

事件別では、「殺人・傷害致死」が 31.6%、被害者との関係別では「配偶者」が 42.9%と全体の割合よりも高くなっている。

図表 2 - 7



(2) 心身への影響

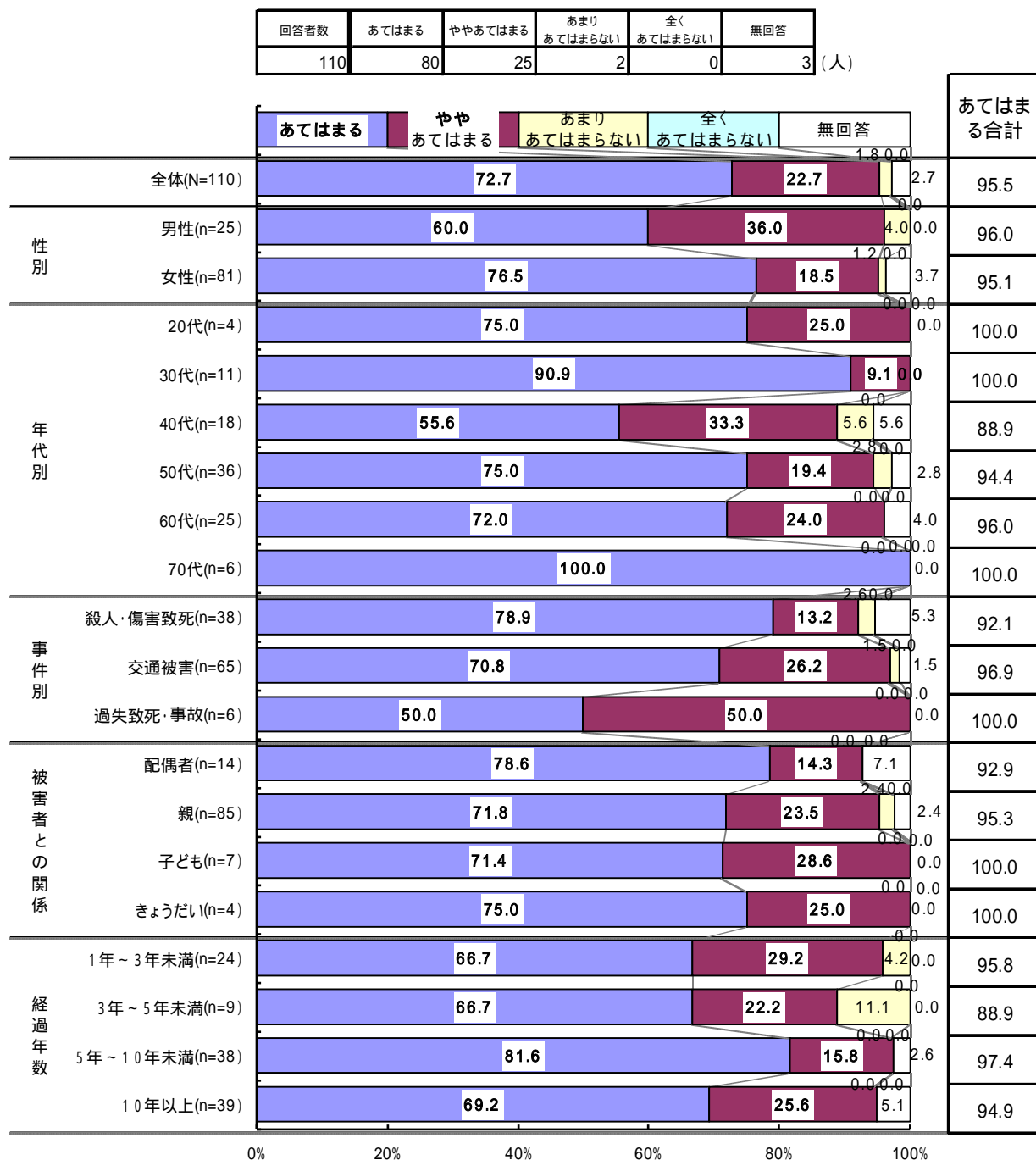
不眠、食欲減退などの症状が1ヶ月以上続いた

この設問に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人は、95.5%と極めて高くなっている。

性別、年代、事件内容、被害者との関係や経過年数に関わらず、全体として高い割合であり、「全くあてはまらない」と答えた人はいなかった。

「被害者遺族はかけがえのない家族を失うだけでなく、人生の設計、あり方を根底から覆させられる。精神的な被害も極めて大きい」、「ある日突然愛娘を亡くし、人生を一変され、悲しみ苦しみのどん底に突き落とされ、娘にわびる者もない。これが現実です」という記述もあった。

図表2 - 8

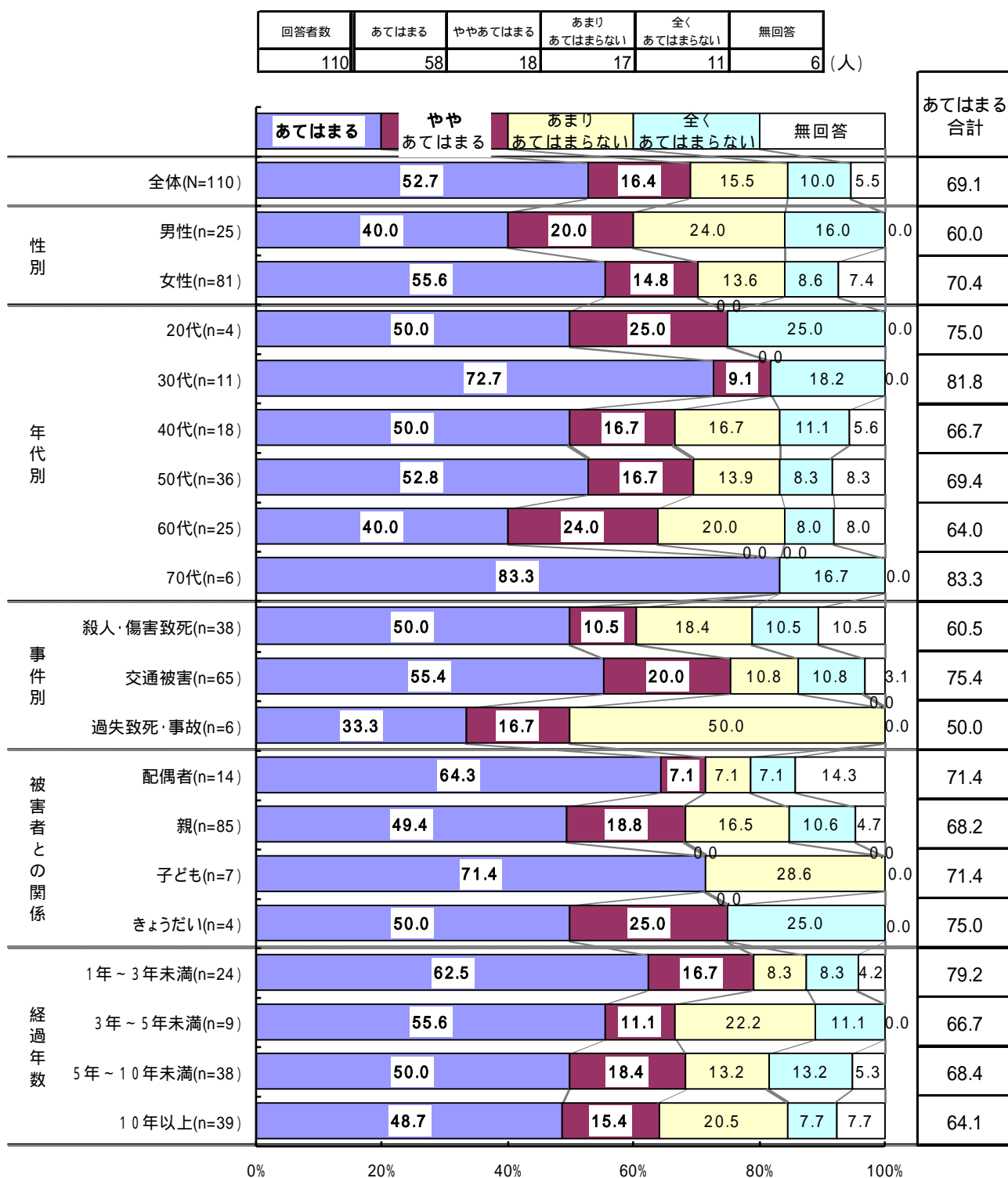


心身の不調のため、医療機関で治療を受けた

この設問に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人は69.1%となっている。

性別では、「男性」が60.0%、「女性」が70.4%となっており、受診率は女性の方が高い。年代別では、「30代」(81.8%)、「70代」(83.3%)、事件別では「交通被害」が75.4%、経過年数別では「1年～3年後」が79.2%と全体の割合より高くなっている。

図表2 - 9



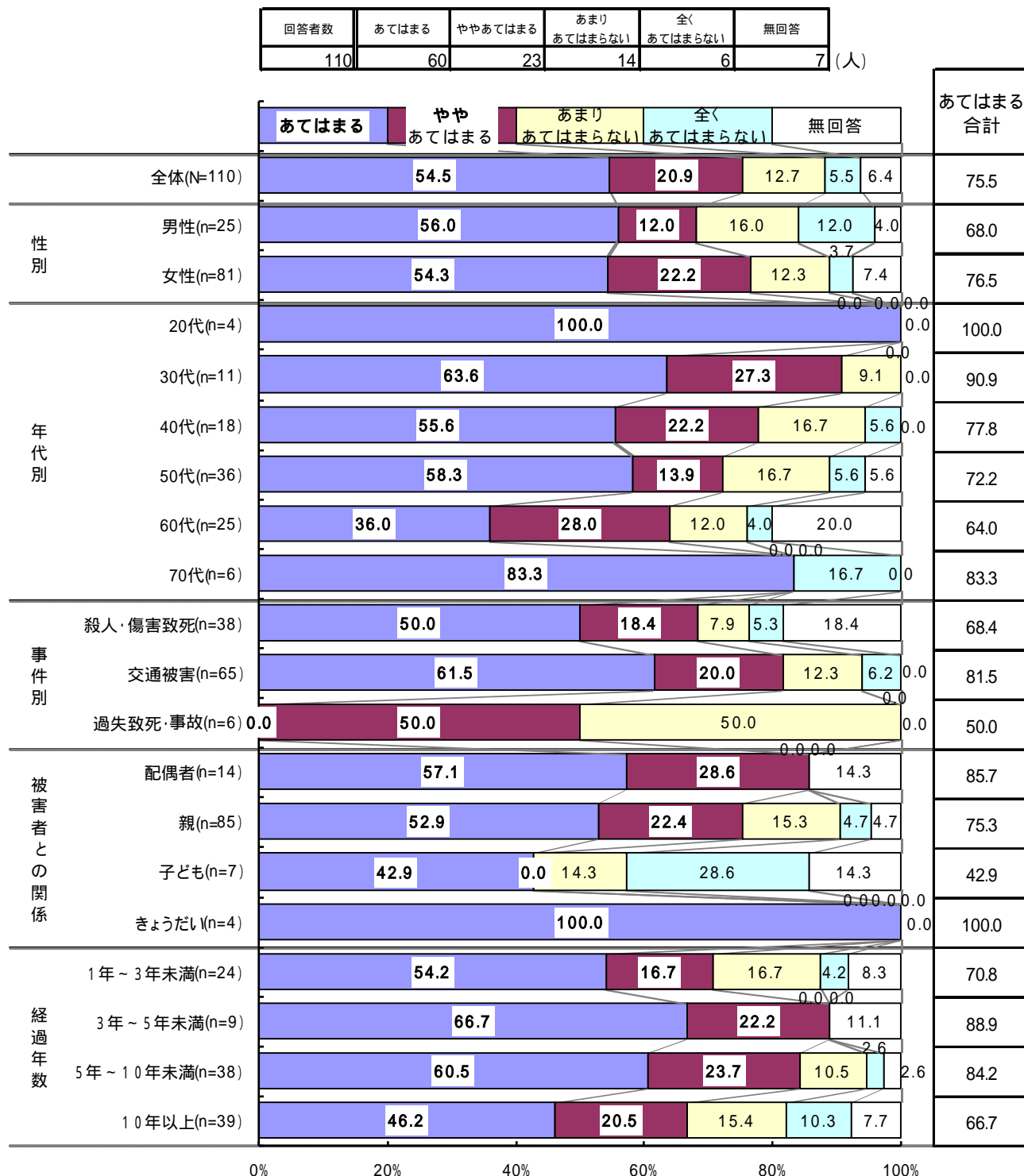
(3) 刑事手続上の負担

刑事手続について分からず不安だった

この設問に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人は75.5%となっている。多くの人が刑事手続についての不安感を抱えていることがわかる。

被害別では、「交通被害」が81.5%、年代別では、「20代」(100%)、「70代」(83.3%)、被害者との関係別では「配偶者」(85.7%)、「きょうだい」(100%)と全体の割合より高くなっている。

図表 2 - 10

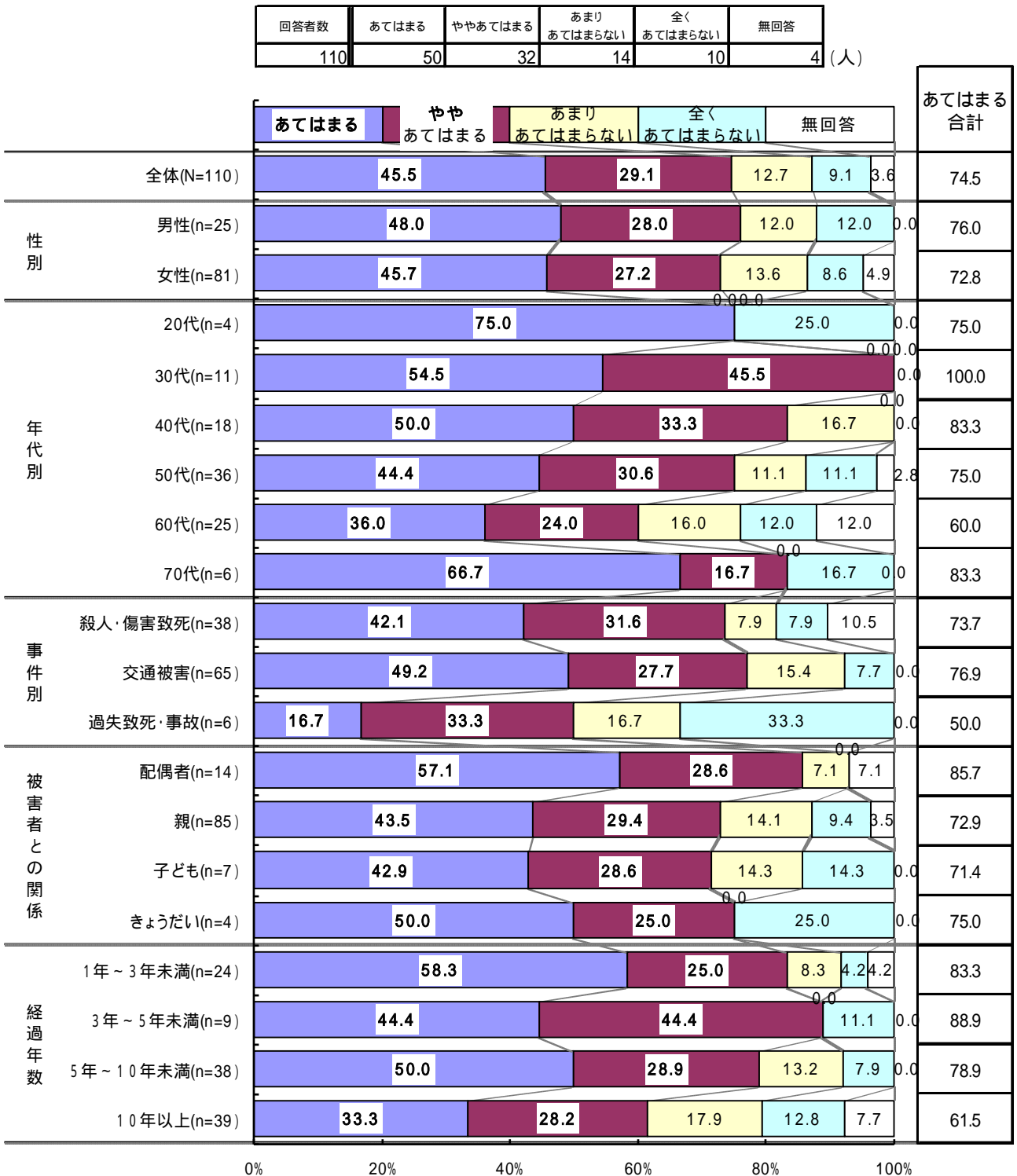


警察や検察庁での事情聴取が苦痛だった

この設問に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人は74.5%となっている。事情聴取への負担感を感じている人が多いことがわかる。

年代別では、「30代」(100%)、「40代」(83.3%)、「70代」(83.3%)、被害者との関係別では、「配偶者」が85.7%と全体の割合より高くなっている。

図表2 - 11

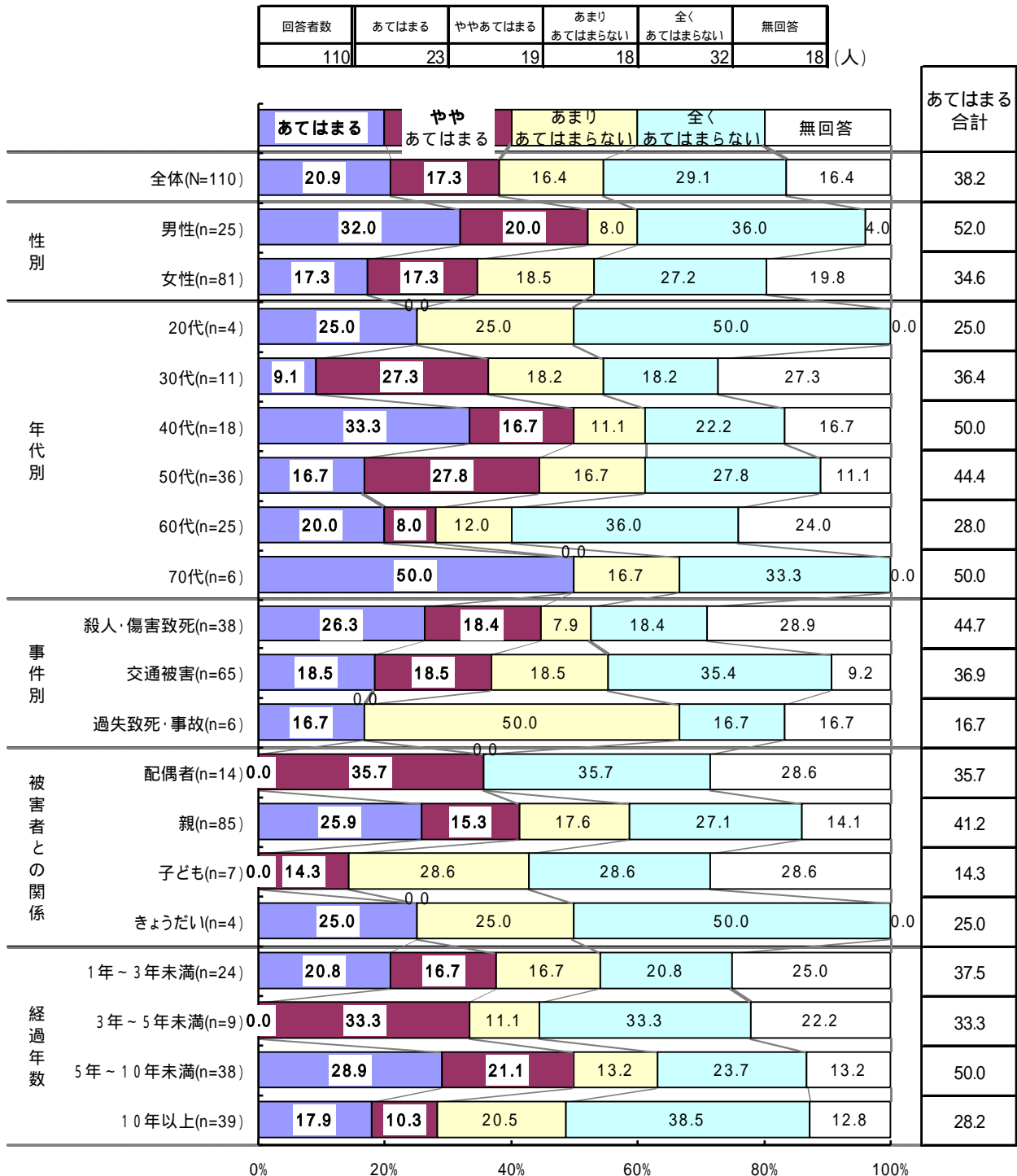


裁判で証言をすることが負担だった

この設問に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人は38.2%、「全くあてはまらない」「あまりあてはまらない」と回答した人は45.5%となっており、全体的には証言に対する負担感を感じていない人の方が多い。

しかし、「殺人・傷害致死」では「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人が44.7%となっており、全体と比べて負担感を感じていることがわかる。

図表 2 - 12



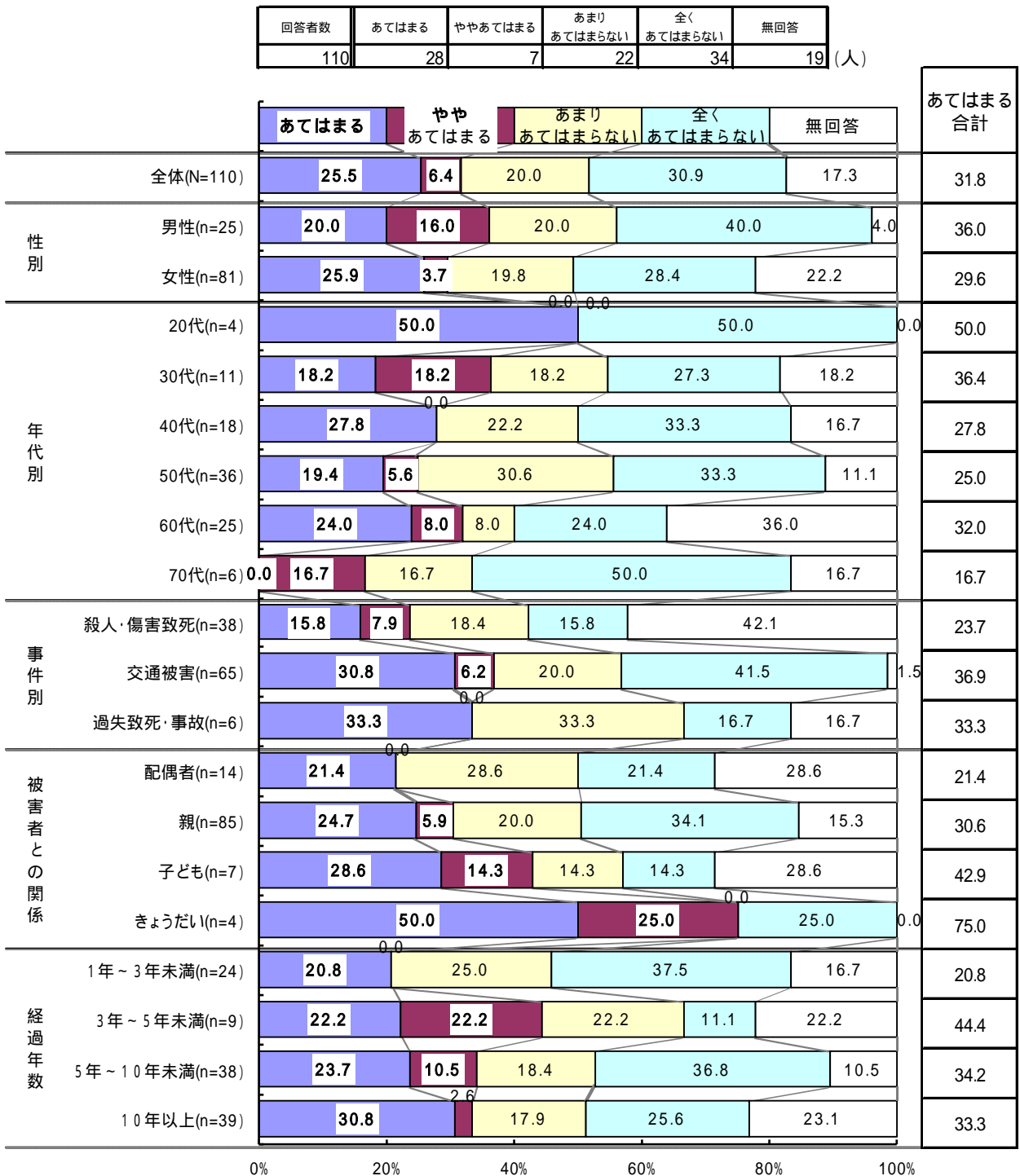
裁判で証言する機会がなかった

この設問に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人は31.8%となっている。

被害者との関係別では、「子ども」(42.9%)、「きょうだい」(75.0%)が全体の割合より高い。

また「全くあてはまらない」「あまりあてはまらない」と回答した人は、全体では50.9%、経過別では、「1～3年未満」が62.5%となっており、遺族が証言する機会が保障されつつある現状がうかがえる。

図表2 - 13



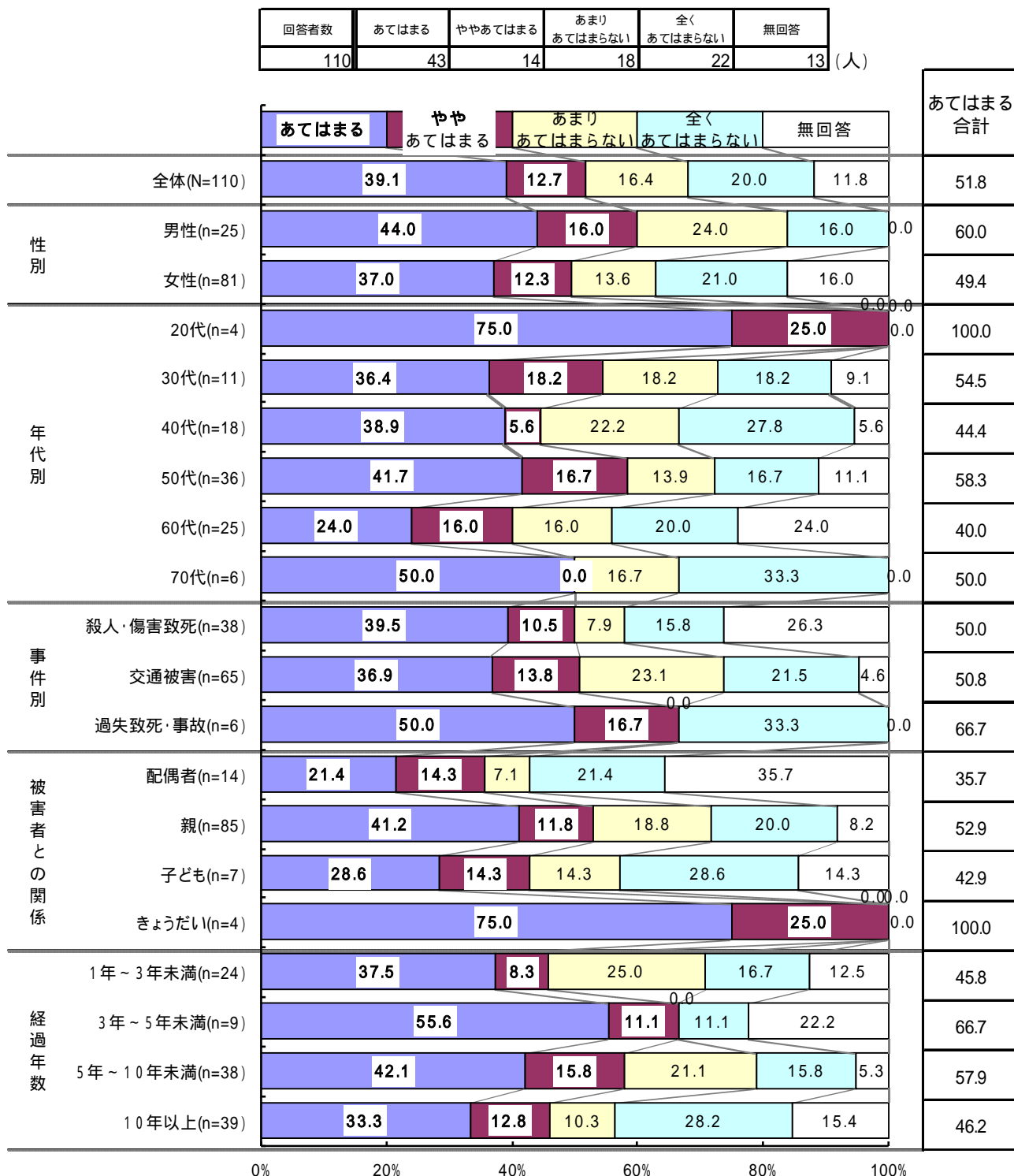
(4) 民事、各種手続上の負担

信頼できる弁護士を見つけるのに苦労した

この設問に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人は51.8%となっており、弁護士を必要としている被害者が被害者支援に精通している弁護士と結びつきにくい現状がうかがえる。

「弁護士を紹介して欲しい」、「無料で弁護士をつけてほしい」という記述が複数あった。

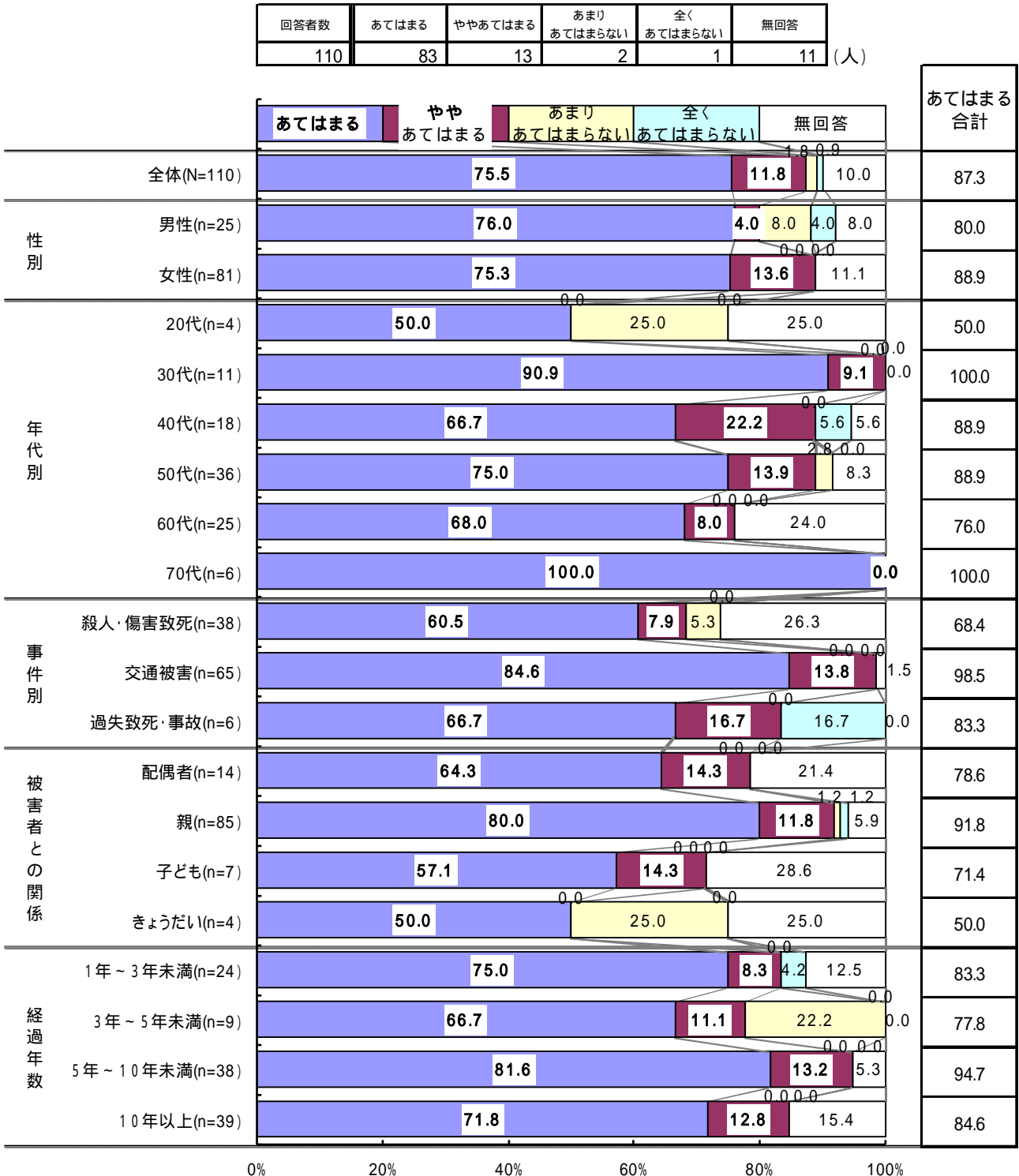
図表2 - 14



家族の命を金銭に換算することへの抵抗があった

この設問に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人は 87.3%と非常に高くなっている。性別では、「女性」において「あてはまらない」と回答した人はいなかった。事件別では「交通被害」が同様に「あてはまらない」と回答した人はおらず、「あてはまる」「ややあてはまる」が 98.5%と極めて高い。「女性」「交通被害」での抵抗感が特に高いことがわかる。

図表 2 - 15

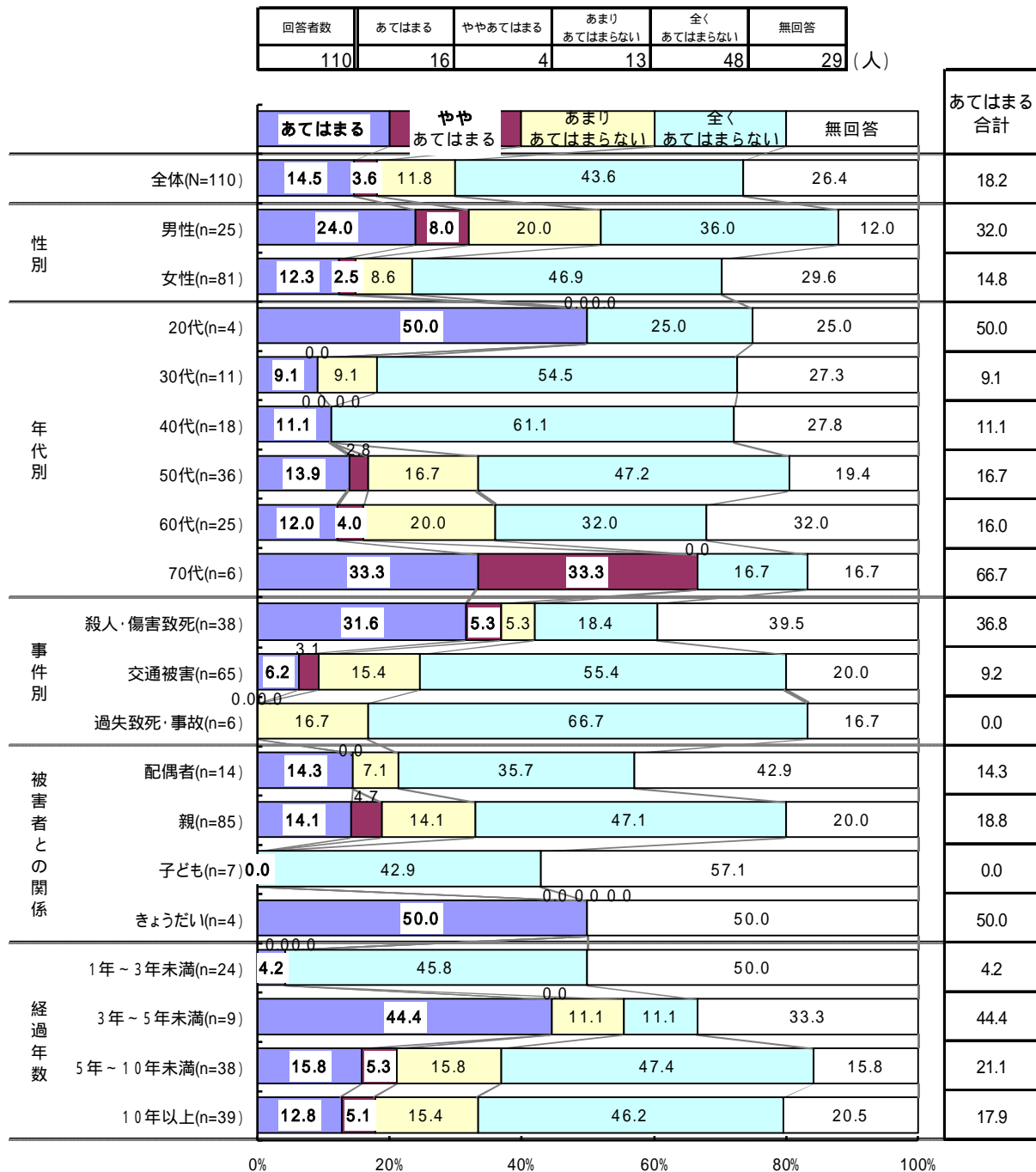


民事裁判に勝訴したが、実際には賠償金を支払われていない

この設問に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人は全体で 18.2%となっているが、事件別では、「殺人・傷害致死」(36.8%)、「交通被害」(9.2%)で、「殺人・傷害致死」の遺族に対する賠償金の未払いが目立つ。

「事件後仕事が出来ず、収入もありません。民事で勝訴しても本人は刑務所の中であり、現実には取れません。損害賠償金の立て替え制度を作してほしい」、「加害者は無職 23 歳で財産も無く、何の賠償も得ることができませんでした」、「約束した賠償金は不払い。どこかに逃げてしまい、逃げ得が正当だと思っているのでしょうか」という記述があった。

図表 2 - 16

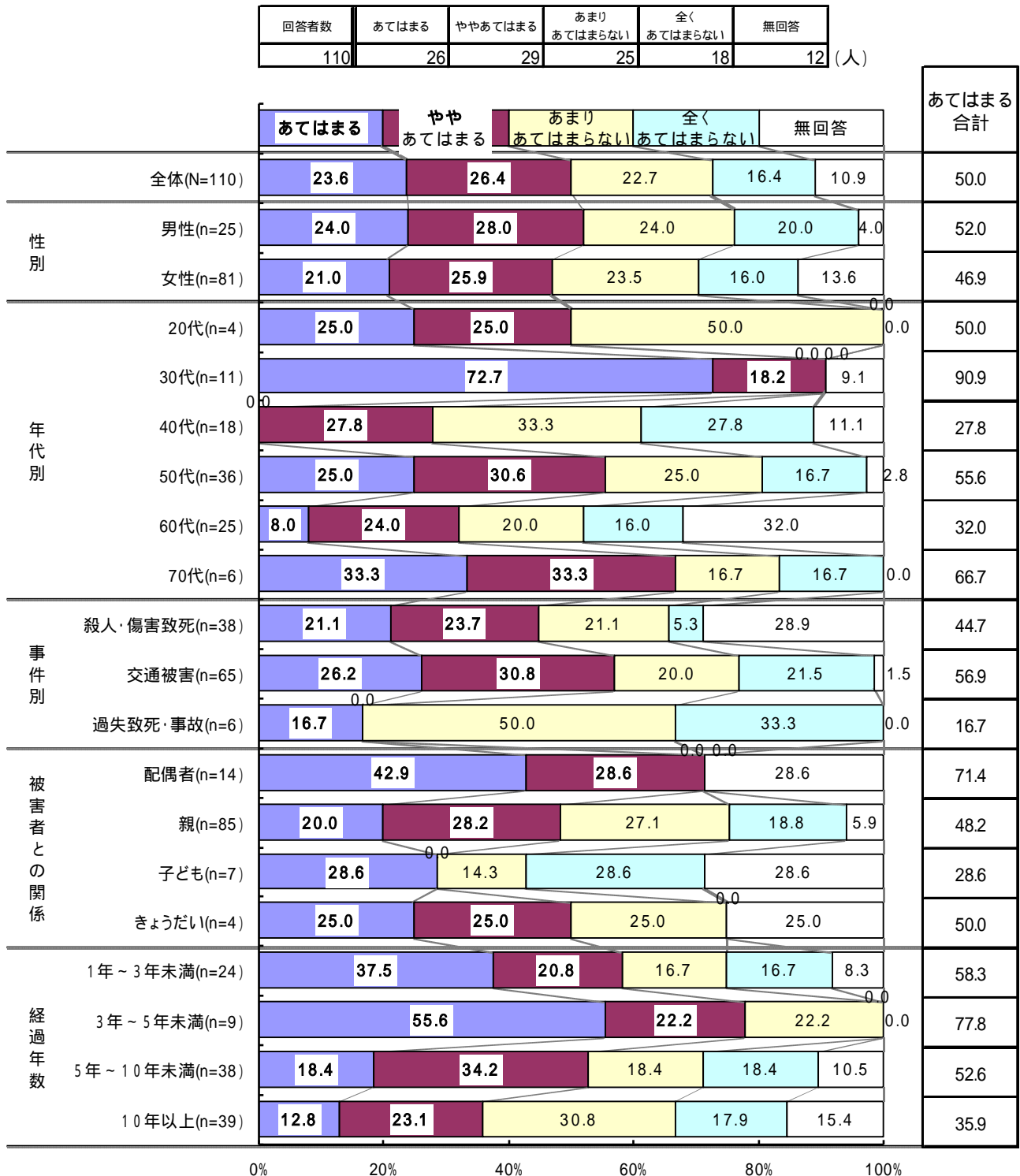


役所の手続きが煩雑で、手間取った

この設問に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人は50.0%となっており、犯罪被害に関わる様々な手続きに負担感を持っている人がいることがわかる。

年代別では「30代」が90.9%と極めて高く、被害者との関係別では「配偶者」が71.4%と特に高くなっている。

図表2 - 17



(5) 加害者への対応

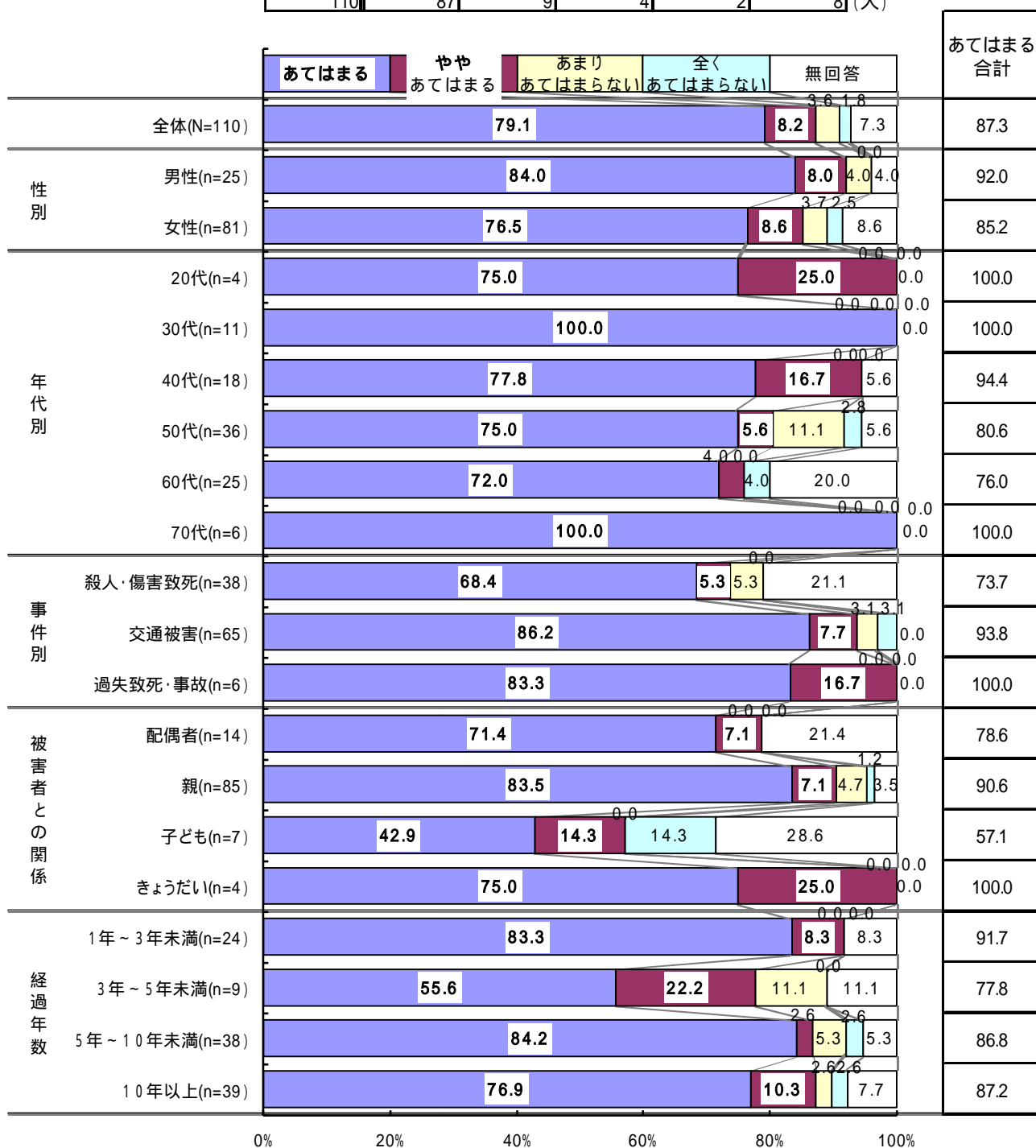
加害者に反省や謝罪の態度が見られず、傷つけられた

この設問に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人は87.3%と非常に高くなっている。
性別、年代、事件内容、被害者との関係や経過年数に関わらず、加害者の言動に傷つけられている人は多いことがわかる。

図表2 - 18

回答者数	あてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	全くあてはまらない	無回答
110	87	9	4	2	8

(人)

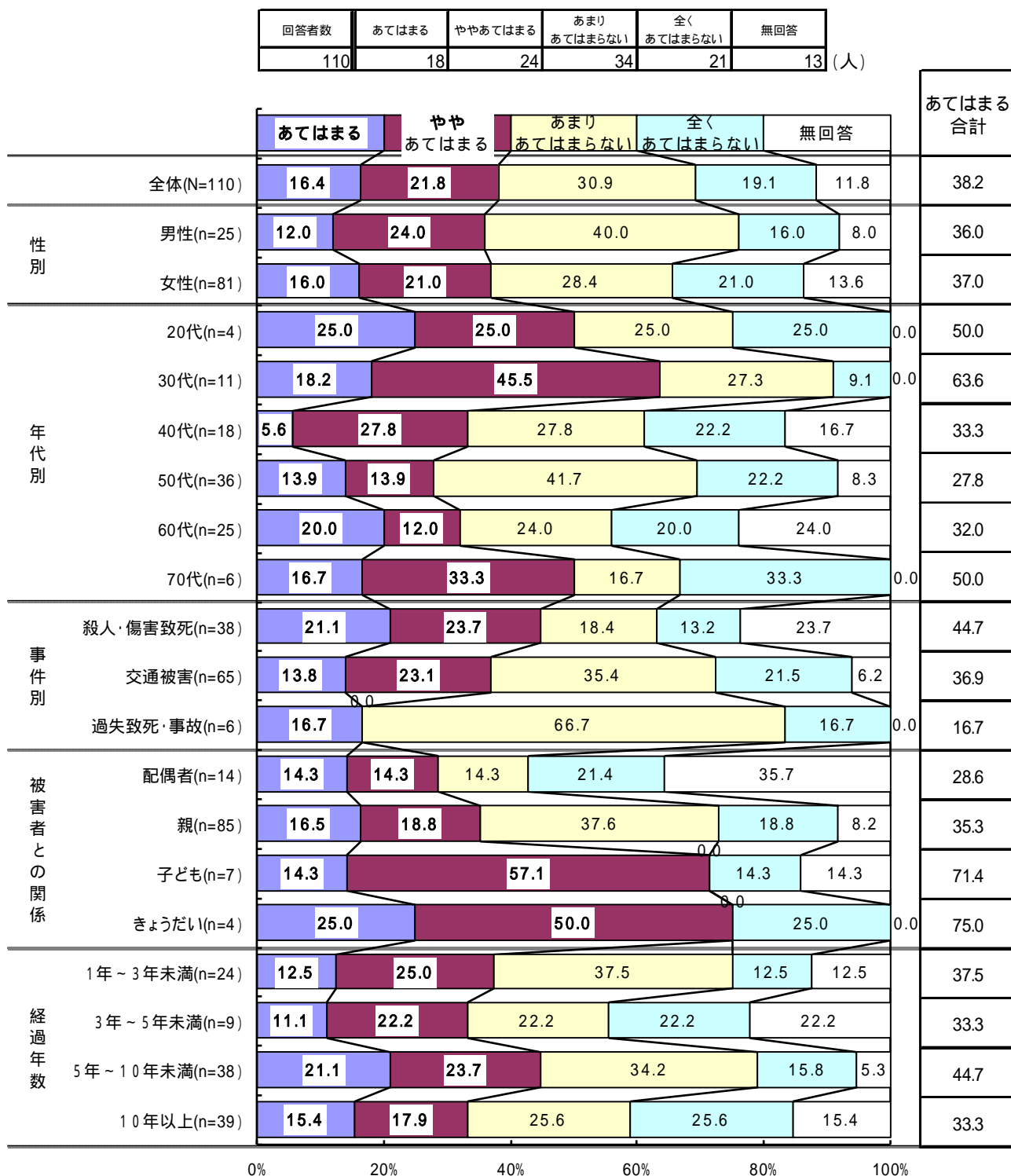


加害者から仕返しをされるのではないかと不安である

この設問に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人は38.2%となっている。

男女差はなく、事件別では、「殺人・傷害致死」が44.7%と全体の割合より高くなっている。「交通被害」においても36.9%となっている。被害者との関係別では、「子ども」(71.4%)、「きょうだい」(75.0%)が、特に高くなっている。

図表2 - 19



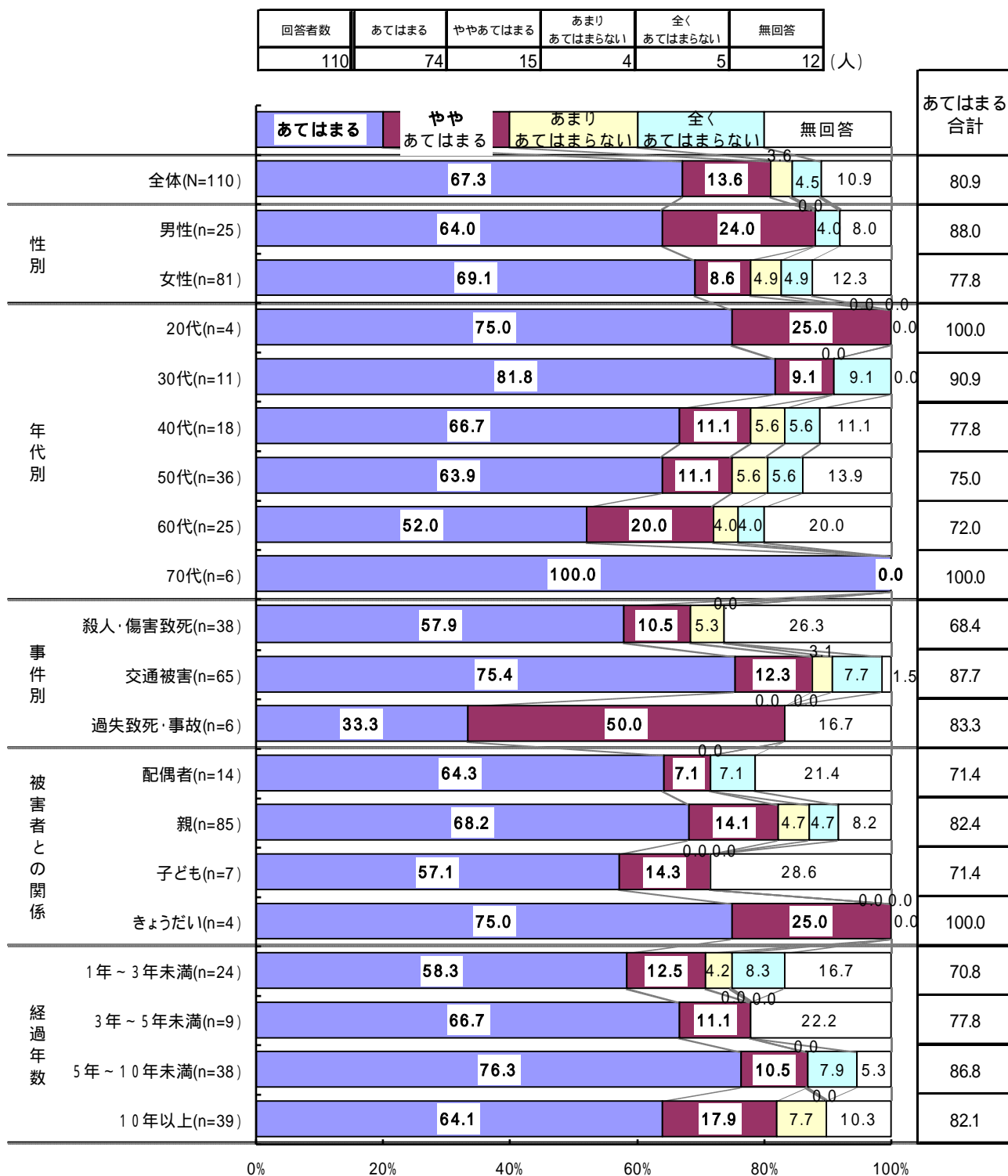
加害者への対応に悩んだ

この設問に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人は 80.9%と非常に高くなっている。

事件別でみると、「殺人・傷害致死」(68.4%)、「交通被害」(87.7%)で、「交通被害」が特に高くなっている。

「加害者からの香典をどう扱えばいいか分からず悩んだ」という記述もあった。

図表 2 - 20



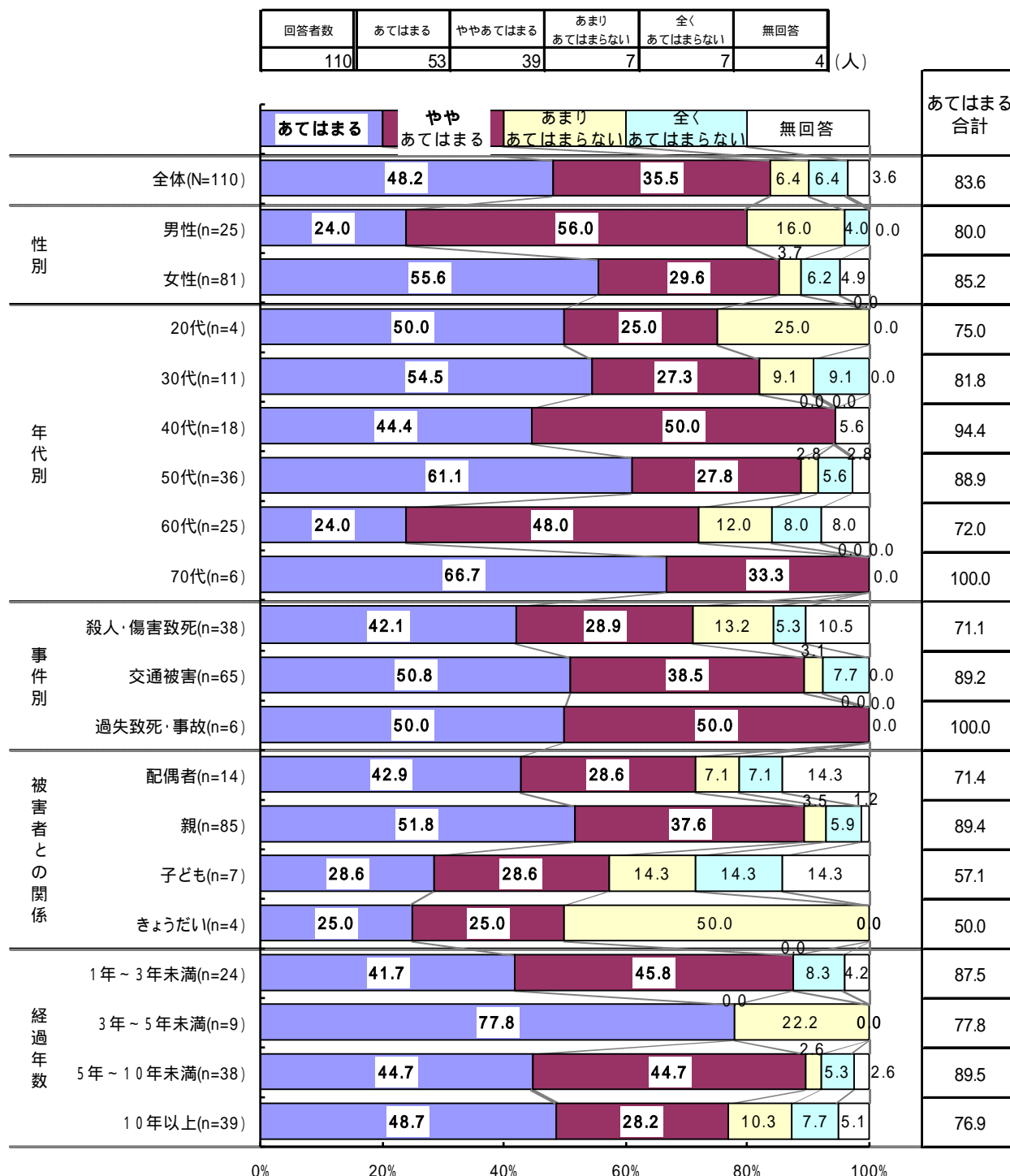
(6) 身近な人との関わり

人目が気になり、外出できなくなった

この設問に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人は83.6%と非常に高くなっている。

性別では、「女性」が85.2%、年代別では、「40代」(94.4%)、「50代」(88.9%)、「70代」(100%)、被害者との関係別では「親」が89.4%と全体の割合より高くなっている。地域との関係が深いと思われる人ほど影響が大きいことが推察される。

図表2 - 21

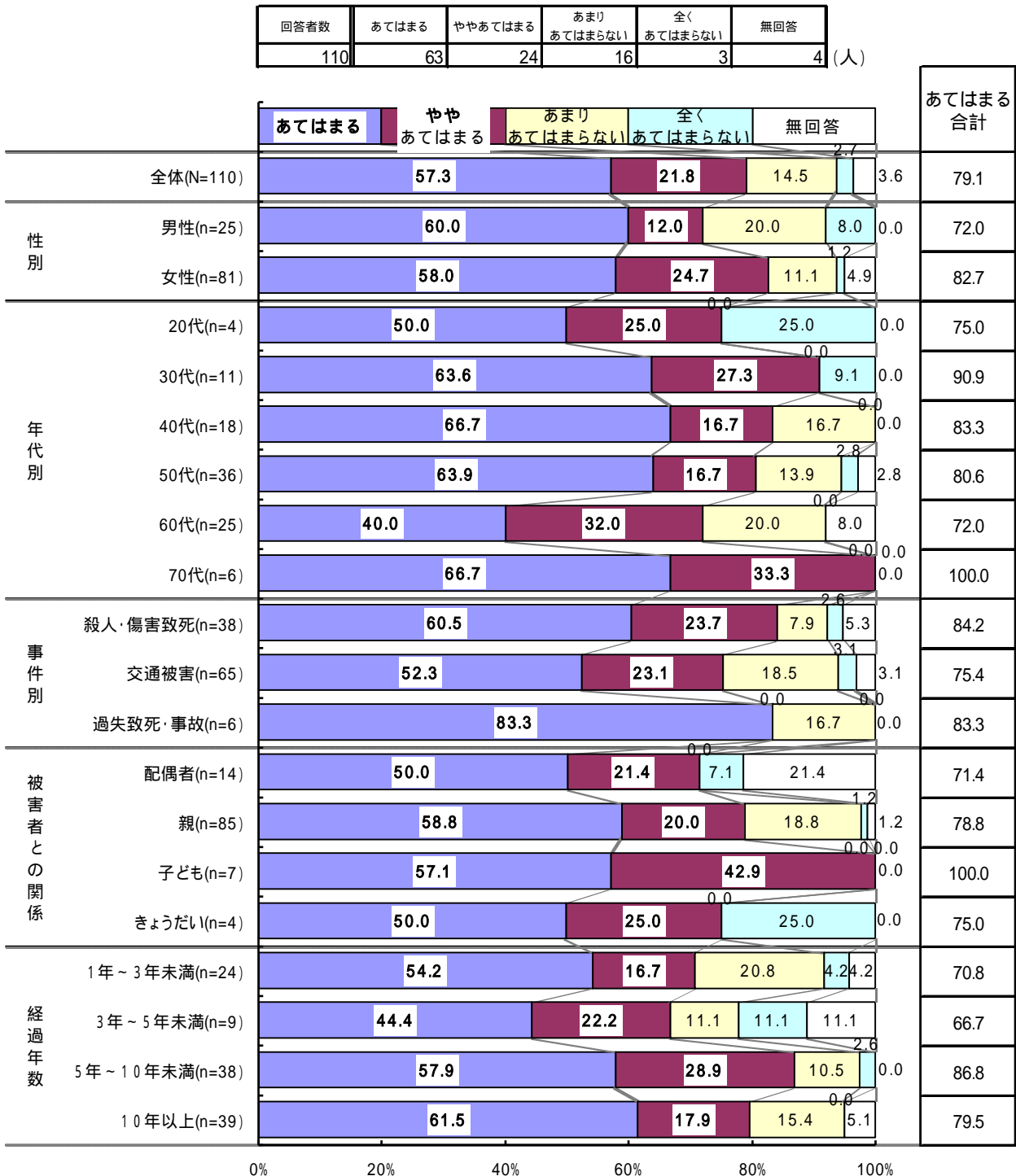


噂を立てられたり、心ない言葉に傷つけられたりした

この設問に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人は79.1%となっている。身近なところで二次的被害を受けている人が多いことがわかる。

性別では、「女性」が82.7%、年代別では、「30代」(90.9%)、「40代」(83.3%)、「50代」(80.6%)、「70代」(100%)、被害者との関係別では、「子ども」が100%と全体の割合より高くなっている。前項目同様、地域との密着度と関わっていることが推察される。

図表2 - 22

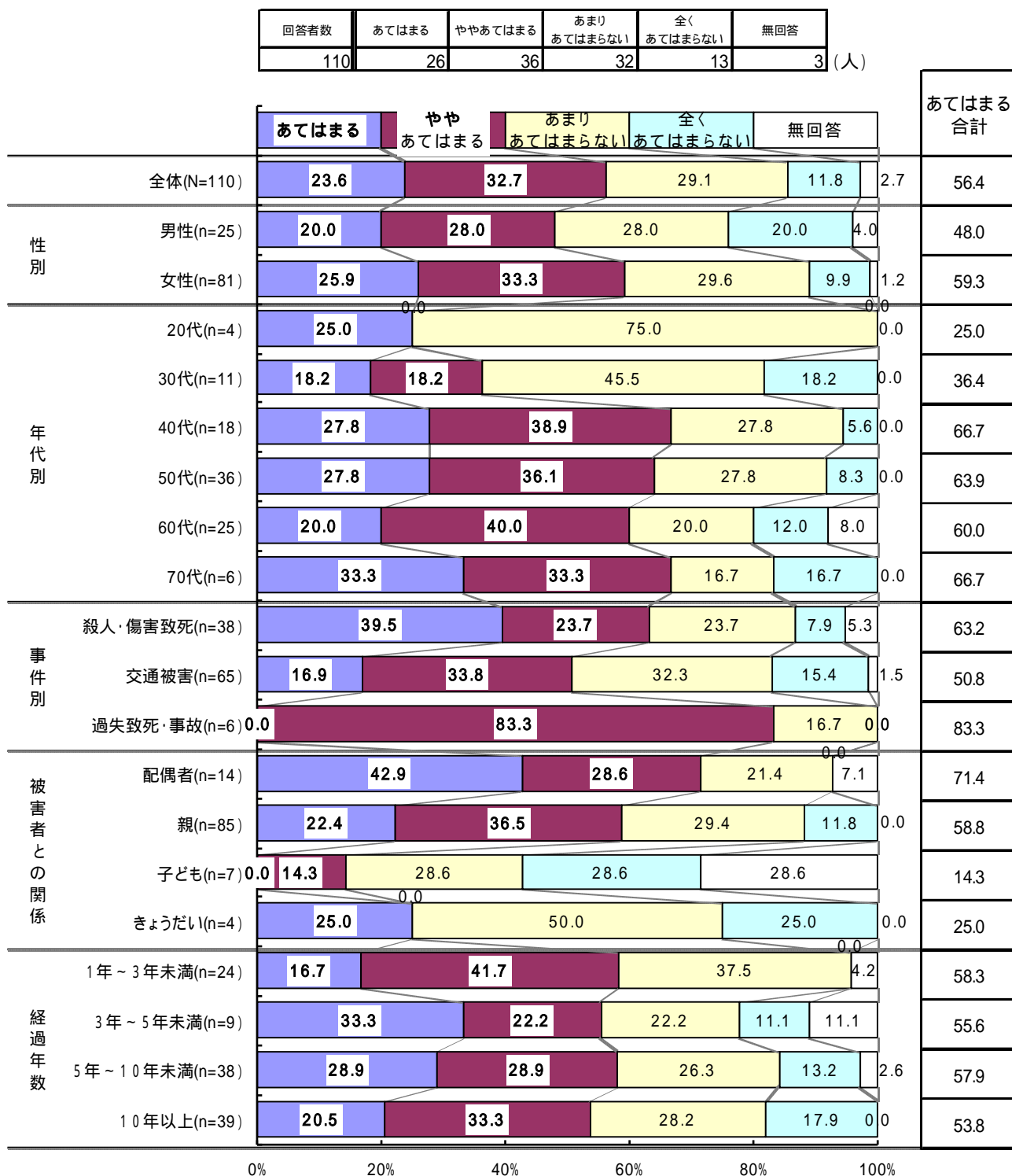


家族内では事件のことを話せない

この設問に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人は56.4%となっている。

被害者との関係別では、「配偶者」が71.4%と全体の割合より高くなっている。一方、「全くあてはまらない」「あてはまらない」と回答した割合が高いのは、年代別では「20代」(75%)、「30代」(63.7%)、被害者との関係別では「子ども」(57.2%)、「きょうだい」(75%)となっている。

図表2 - 23

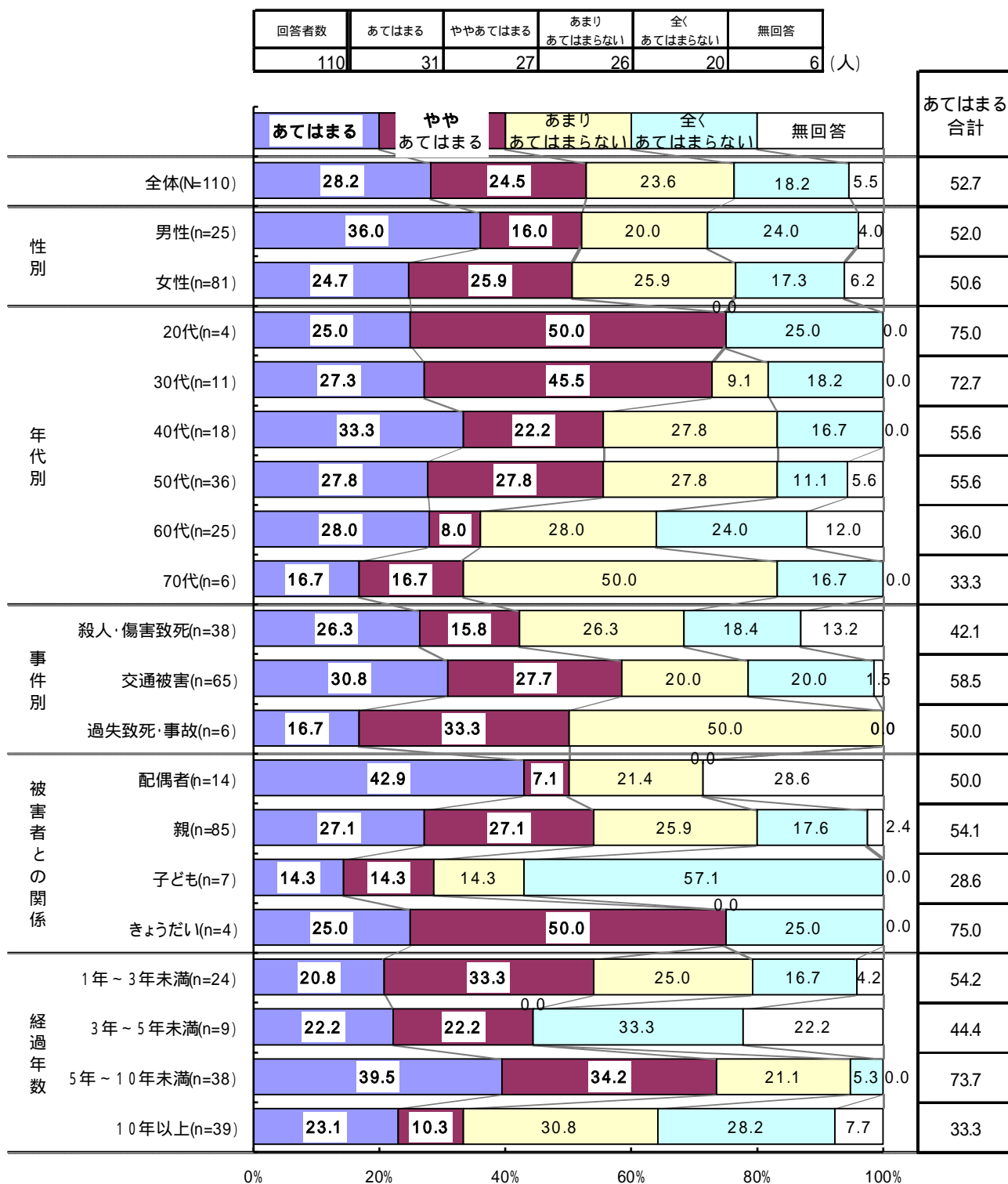


事件後、家族関係が悪くなってしまった

この設問に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人は52.7%となっている。

男女差はなく、年代別では低い年代ほど高い割合となっている。被害者との関係別では、「子ども」が28.6%と低いのに対して、「きょうだい」が75.0%と高くなっている。

図表 2 - 24

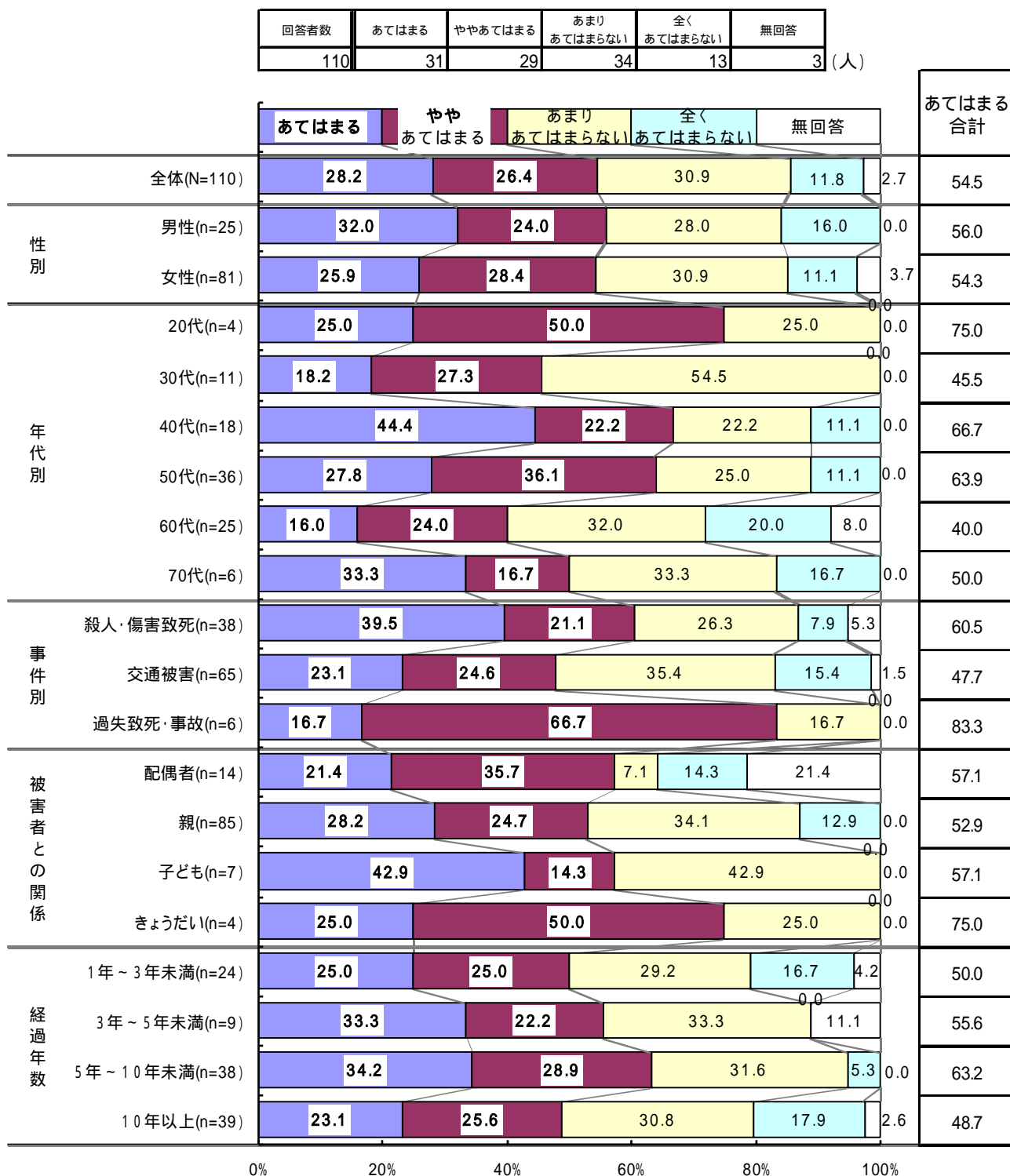


事件のことを安心して話せる人がいなかった

この設問に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人は54.5%となっている。

事件別では、「殺人・傷害致死」(60.5%)、「過失致死・事故」(83.3%)と全体の割合より高くなっている。

図表 2 - 25



「事件後に悩まされた問題」についての考察

(1) 日常生活への影響

犯罪被害が日常生活に及ぼす影響は大きく、遺族は様々な問題を抱える。まず、経済的問題として、生計者を失うことによる直後の急激かつ継続的な収入の減少が考えられる。また、遺族は事件に関連する様々な経済的負担を強いられている。そのため特に、事件直後に必要となる葬儀代、刑事裁判等に関わる交通費や弁護士費用等の集中的な負担を軽減するため、被害直後の一時的な経済的支援が必要である。

一方、精神的ケアとして長期にわたる治療を要したり、保険外診療の場合は高額な自己負担となるため、継続的な経済的負担も余儀なくされている。さらに、退職・休職をせざるを得ないことも多いことから、収入が減少する遺族も多いため、職場の理解を促し、遺族の心身の状況に応じた柔軟な働き方や休業補償の適用・充実を図り、継続可能な職場環境を整備していくことが不可欠である。

家庭生活における問題は女性の負担感に顕著に表われており、家事や育児、介護に関わる福祉的サービスを充実させることで負担を軽減する必要がある。

また、大きな事件としてマスコミが注目するほど二次的被害のリスクが増す。自宅が事件現場であること、近隣の二次的被害等から転居の必要性が出てくることもあり、居住安定のための支援が必要である。

(2) 心身への影響

被害後に心身の不調を感じている人は極めて多く、事件が遺族の精神面に例外なく大きな影響を与えることを示している。不調を感じている人に比べて医療機関に受診した人は少なく、専門家による精神的なケアを必要としても受診できずにいる遺族がいることがうかがえる。

(3) 刑事手続上の負担

刑事手続への不安感を抱えている人が多いため、適切な情報提供や法的手続に精通した専門家からの支援が必要である。

警察や検察での事情聴取について、自由記述では「何度も繰り返し訊かれた」「自分の言い分を聞いてもらえなかった」「大変な状況で連日に渡り訊かれた」等の記載があった。事情聴取自体を二次的被害ととらえている遺族もいることがわかる。

裁判における証言については、負担を「感じる」と回答した人より、「感じない」と回答した人の方が多い。遺族が「被害者のために精一杯裁判に関わることができた」という実感を持てることが、被害からの回復に役立っていると考えられる。

(4) 民事、各種手続上の負担

事件後、加害者の弁護士との交渉や民事裁判において、遺族の心情に精通した弁護士を求めている人が多い。

遺族が家族の命を金銭に換算することへの抵抗を感じながらも、多額の経済的負担（弁護士や裁判に関わる諸費用等）や労力を費やして民事裁判を起こす背景には、金銭的な補償よりむしろ、「真実を知りたい」「加害者に対して直接被害感情等を訴えたい」「加害者に責任を課したい」という思いがあると考えられる。このような遺族の心情を汲み取った専門家の関わりや周囲の人々の理解が必要である。

また、被害後の損害賠償の支払いにおいて、「交通被害」は自賠責保険及び任意保険による支払いが可能であるため比較的補償されやすいが、「殺人・傷害致死」の遺族では、加害者に支払い能力や支払う意志が無い

ために賠償を受けられない場合が多いと思われる。また民事裁判を起こすこと自体に経済的負担がかかることから、賠償金の不払いによる生計への影響が懸念される。

行政機関における諸手続は、手続自体が煩雑であることや諸問題に応じて手続方法が異なること等から、大きな負担がかかっていることが考えられる。

(5) 加害者への対応

遺族が加害者の謝罪や誠意ある対応を求めているのに対し、加害者の言動に傷つけられていることが多い。

加害者からの再被害防止を含め、加害者の処遇や出所情報等は、事件内容や被害者との関係に関わらず求める声が高い。「加害者からの仕返し」に対する不安について、特に「子」「きょうだい」の立場の遺族が高いのは、十分な情報提供がなされていないことが理由のひとつと推察されるため、希望する遺族すべてが加害者の情報を得られる制度が必要である。

さらに、刑事裁判において加害者の刑を減ずる目的で行われる様々な接触到に悩む遺族も多く、適切に対応できるよう無料で弁護士からの支援が受けられるような制度が必要である。

(6) 身近な人とのかかわり

外出困難、身近な人からの二次的被害、家族関係の悪化、安心して話ができる場もないことから、遺族が孤立感や疎外感を深め、社会に対する安全感、信頼感の喪失につながっていることが考えられる。特に、地域とのかかわりが深い女性への影響が大きいことから、地域からの実際的な支えや温かい気配りが受けられる環境作りが必要である。

3 . 二次的被害について

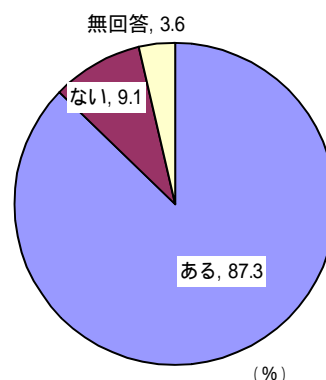
(1) 二次的被害の有無

「今までに、二次的被害（事件に関連したことで周囲から傷つけられるような出来事）を受けたことがありますか」という設問に対して、「ある」と回答した人は87.3%、「ない」と回答した人は9.1%、「無回答」が3.6%となっている。

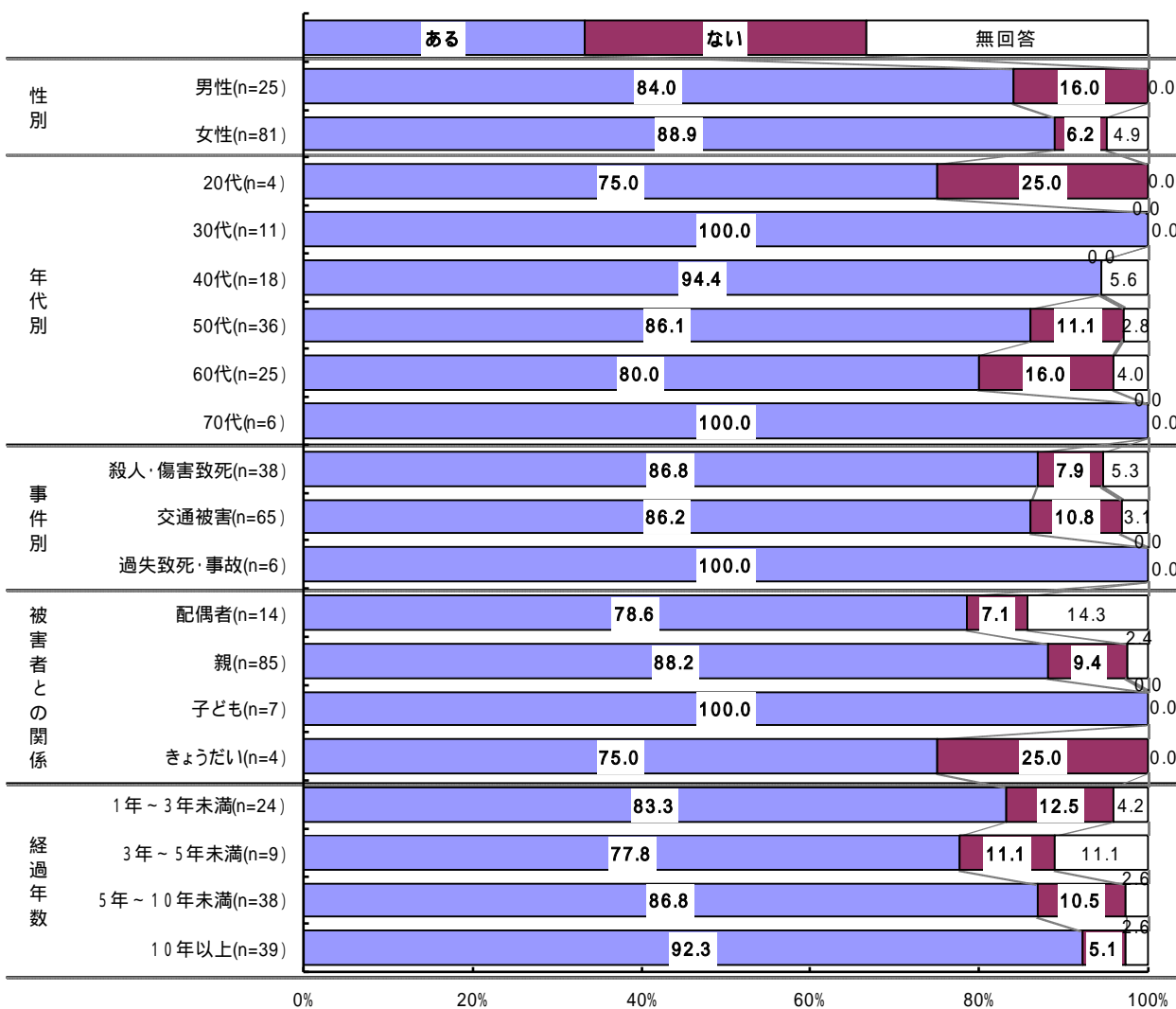
ほとんどの人が何らかの二次的被害を受けたと感じている。

図表 3 - 1

(人)	
回答者数	110
ある	96
ない	10
無回答	4



図表 3 - 2



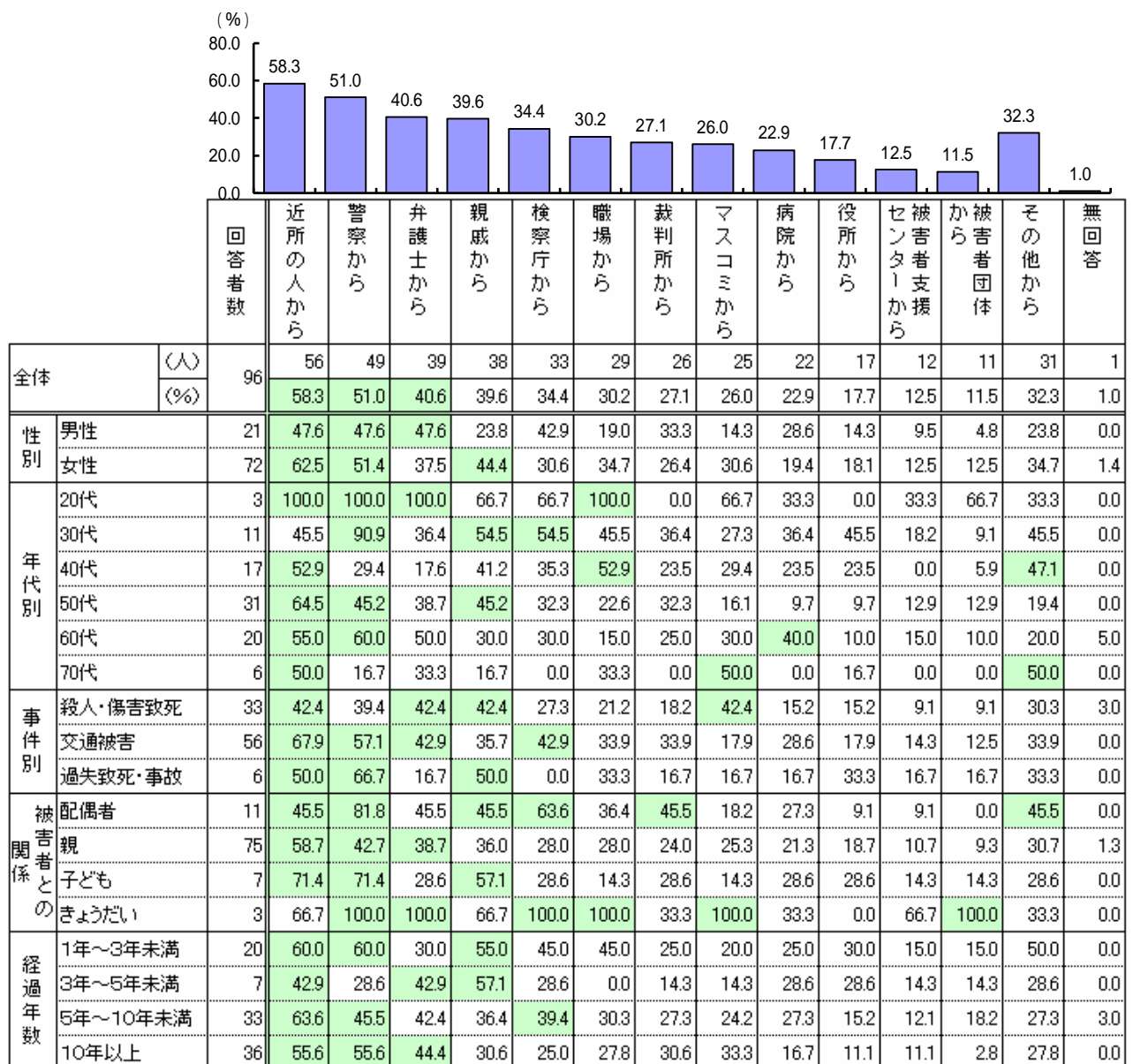
(2) 二次的被害を受けた相手

二次的被害の有無に「ある」と回答した人(96人:87.3%)に対して、「誰(どこ)から二次的被害を受けたか」について13項目を提示し回答を求めた。(複数回答)

13項目のうち、「近所の人から」(58.3%)、「警察から」(51.0%)、「弁護士から」(40.6%)、以下「親戚から」「検察庁から」と続く。

近所の人や親戚等の身近な人や、警察、検察庁、弁護士等の事件直後から関わる人から二次的被害を受けている割合が他の項目より高くなっている。

図表3-3



※上位3位に網掛け

(3) 二次的被害の具体的内容

二次的被害の有無に「ある」と回答した人(96人:87.3%)に対して、「どんな二次的被害を受けたか」、その内容について記述を求めた。

具体的内容について、受けた相手別にまとめて記載する。

全般的に、「被害者の心情に配慮しない言動」が多かった。関係機関や専門家に対しては、期待している役割が十分満たされなかったときにも二次的被害を受けたと感じている。身近な人からの被害は、被害者への不適切な言葉かけによるものが多かった。

* 警察

< 捜査への不満や説明不足 >

- ・ 加害者の言う通りに供述調書に書かれ、事実とは違った
- ・ 客観的事実もないのに決め付けられた。言ってもいないことを強引に記載された
- ・ 加害者が釈放された情報が伝わってこなかった
- ・ 不親切で不十分な説明
- ・ 事件の説明が全くなかった

< 被害者の心情に配慮しない言動 >

- ・ 「加害者も助けなければならないから」と言われ、傷ついた
- ・ 「加害者も大変なんですよ」と言われた

* 検察庁

< 捜査への不満や説明不足 >

- ・ よく調べないで強引に調書を作成させようとした
- ・ 事件について何も知らされず情けなかった

< 被害者の心情に配慮しない言動 >

- ・ 休憩なしに8時間、事情聴取された
- ・ 被害者にかなりの落ち度があるとまで言われ非常に憤りを感じた
- ・ 判決が軽すぎると訴えたら「十分に重い刑です。あなたの事件だけを重くすることはできません」と言われた

* 裁判所

< 加害者中心のシステム >

- ・ 意見陳述だけでは言い足りない思いが大きい
- ・ 裁判の日が何らかの都合で突然変更になったことを知らされず、当日法廷で知った

< 被害者の心情に配慮しない言動 >

- ・ 民事裁判で、加害者を許してあげなさいという主旨の発言があった

* 弁護士

<被害者の心情に配慮しない言動>

- ・ すぐに人の命をお金に換算しようとする言動が大変不愉快だった
- ・ 私の言うことを全く取り入れてもらえなかった
- ・ 事務的で冷たい対応

<加害者側弁護士の言動>

- ・ 刑事裁判で「お金をもらっただろう」と言われた
- ・ 加害者の親に「遺族と接触するな」と指示を出していた。
- ・ 民事裁判の当日に欠席、「忘れていた」と説明した

* 役所

<対応への不満>

- ・ 事件後、仕事も出来ず収入もないのに、国民健康保険の更新をしてもらえず病院にも行けない

<被害者の心情に配慮しない言動>

- ・ 役所職員が流産して亡くした子どもと息子の死を全く同じようにとらえて話した

* 被害者支援センター

<対応への不満>

- ・ 被害者にどう対応したらいいかを相談したのに、被害者本人が電話しないと相談を受けることができないと言われた
- ・ 事務的で納得のいく回答を得られなかった
- ・ 語尾、口調がきつかった

* 被害者団体

<被害者の心情に配慮しない言動>

- ・ その被害者自身が受けた二次的被害について、ひたすら聞かされ疲れた
- ・ 「自分の立場の方が辛い、あなたの方が『まだいい方』」と言われた。

* 病院

<対応への不満>

- ・ 死亡診断書の日付などに誤りがあった

<被害者の心情に配慮しない言動>

- ・ 手術中に担当医師らが談笑する声が聞こえた

* マスコミ

<取材方法や報道内容への不満>

- ・ お通夜の日に追いかけられた
- ・ 家の囲いに張り込んでいたり、近所、友人、職場などしつこく聞きまわられた
- ・ こちらの都合は無視で強引に取材され、テレビで流された
- ・ 事実と違う報道が流された

* 職場

< 被害者の心情に配慮しない言動 >

- ・「即死でよかったね、軽自動車だったから」と言われた
- ・事件後 2 週間経って職場に戻った時、すぐに通常業務がまわってきた
- ・悲しくて仕事に取り組めなかったのに、しっかりやるように言われ、退職せざるをえなくなった
- ・「これから大変だろうから」と退職を勧められた

* 親戚

< 被害者の心情に配慮しない言動 >

- ・「できるだけ金を取れ」、「民事裁判など起こすものではない」などいろいろ言われた
- ・「先祖を大切にしないから」、「運命」、「子どもを守れなかった」と言われ傷ついた
- ・「元気を出さなきゃ」と執拗に過度の笑顔で自宅を訪問された

* 近所の人から

< 被害者の心情に配慮しない言動 >

- ・「女の子があんな時間に遊び歩いているから被害にあった」と被害者の名誉を傷つけられた
- ・「お金入ったんでしょう?」、「息子さん生きていたら何歳?」、「息子さんそっくりな孫がすぐできる」と言われた
- ・「子どもが亡くなった保険金で土地や家を買おうとしている」と嘘の噂を流された
- ・こそこそと逃げるような態度をとられた
- ・私ども家族への偏った興味関心のある態度や言葉

「二次的被害」についての考察

二次的被害は被害者遺族の孤立感を深め、回復の妨げとなる大きな要因である。今回の調査では、約90%の人が何らかの二次的被害を受けたと回答しており、複数の人や関係機関等から受けたと記載した人も多く、被害者遺族にとって過酷な現状があることがうかがえる。

具体的な内容としては、手続面で遺族の意思が汲み取られていない、強く要望している情報提供について不十分である、遺族の心情からすれば傷ついて当然と思われる言葉かけ（加害者をかばうような発言、民事裁判を金銭面の視点からのみとらえた発言、不適切な励ましなど）などがあげられている。これらは遺族の心情や要望への理解を深めることや、可能な限り遺族の気持ちを尊重して手続をすすめる配慮等で、ある程度防ぐことができると思われる。

事件直後から遺族と関わる機関をはじめ、広く社会一般に対する啓発活動を行っていく必要がある。

4. 実際に受けた支援について

(1) 支援を受けた相手

「今まで誰からどんな支援を受けてきましたか。またそれについてどう思いますか」という設問に対して、110人中105人(95.5%)から、合計538件の回答があった。(複数回答)

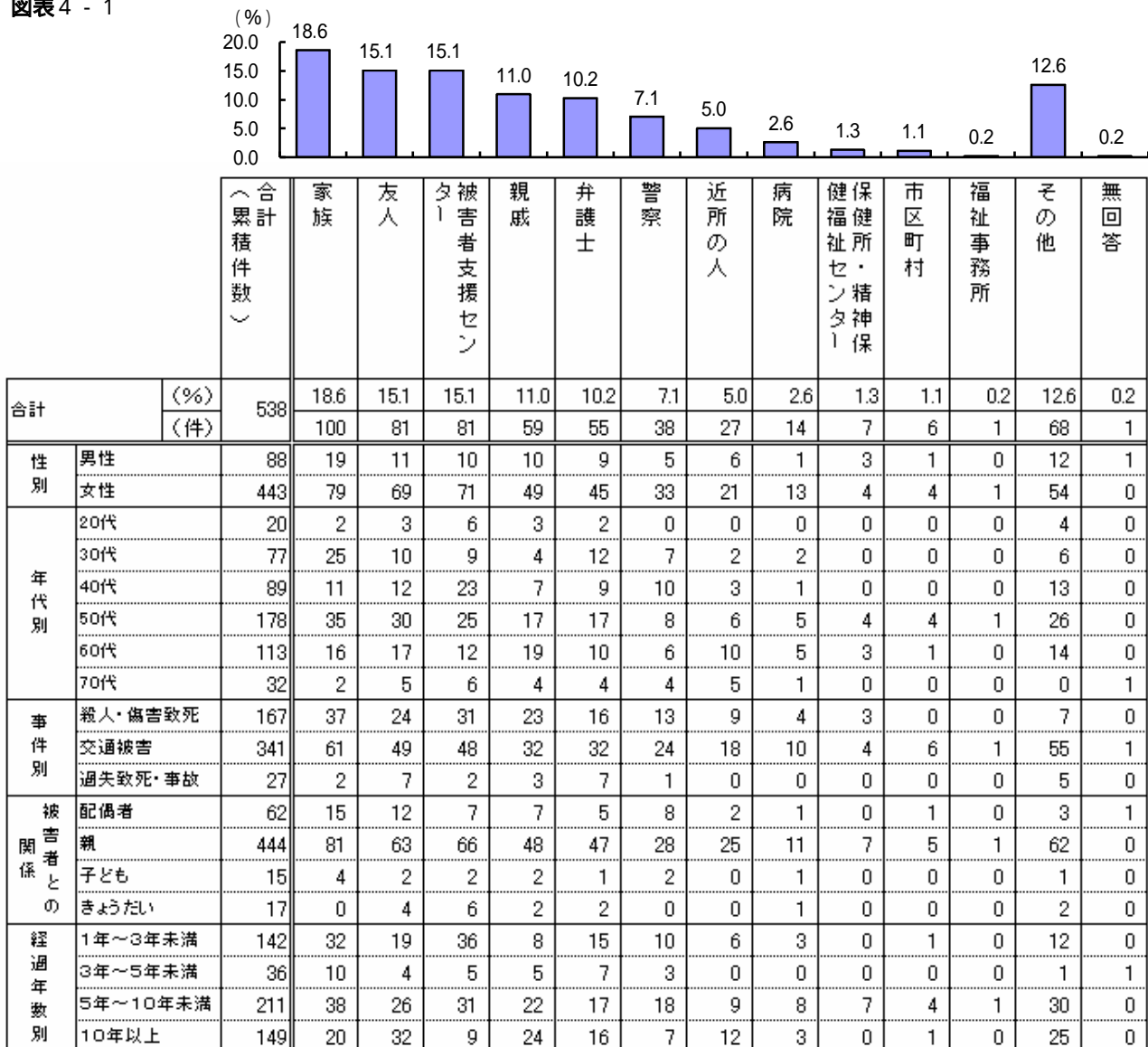
支援を受けた相手として、12項目を提示し回答を求めた。あげられた538件の回答のうち「家族」が100件、「友人」「被害者支援センター」がそれぞれ81件となっており、「家族」や「友人」など身近な人を上げた人が多い。

また各種専門家からの支援として「弁護士」が55件、「病院」が14件、「保健所・精神保健福祉センター」が7件となっており、法律関係者からの支援と比べ保健・医療に関する専門家からの支援が少ないことがわかる。

さらに、「交通被害」に限られるが、「市区町村」が6件、「福祉事務所」が1件となっており、自治体からの支援を受けたと回答している。

「その他」の項目としては、「検察官」、「遺族の友人」、「被害者当事者の会」などがあげられている。

図表4-1



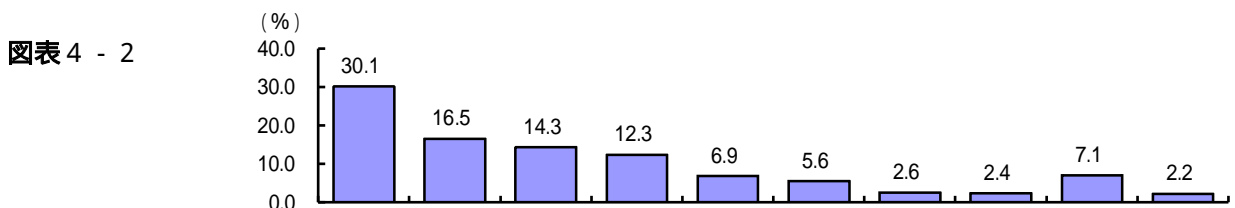
(2) 受けた支援内容

受けた支援内容として、9項目を提示し回答を求めた。9項目のうち、「精神的に支えてくれた」が162件(30.1%)と最も多く、「警察、病院などに付き添ってくれた」が89件(16.5%)、「事件に関する情報提供をしてくれた」が77件(14.3%)と続いている。「経済的な援助をしてくれた」は13件(2.4%)と少ない。

性別で「女性」は「家事を手伝ってくれた」が61件と多くなっている。

事件別で「殺人・傷害致死」は、「マスコミへの対応をしてくれた」「経済的な援助をしてくれた」の件数が他の罪種と比べて多くなっている。

「その他」の内容としては、「事故現場に行って遺品を拾ってきてくれた」「被害者の最後の状況を説明してくれた」「花、食べ物を届けてくれた」等、実際の支援があげられている。



合計	性別	年代別	事件別	被害者との関係	経過年数別	合計 (累積件数)	精神的に支えて	付き添ってくれた	情報提供	家事を手伝った	自助グループ	弁護士紹介	マスコミへの対応	経済的な援助	その他	無回答
							(%)	(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)	(件)
合計						538	30.1	16.5	14.3	12.3	6.9	5.6	2.6	2.4	7.1	2.2
	男性	20代	殺人・傷害致死	配偶者	1年～3年未満	88	30	24	13	5	6	4	1	0	5	0
	女性	30代	交通被害	親	3年～5年未満	443	129	64	61	61	31	26	13	13	33	12
		40代	過失致死・事故	子ども	5年～10年未満	20	3	7	4	1	3	2	0	0	0	0
		50代		きょうだい	10年以上	77	17	13	13	9	5	3	6	5	6	0
		60代				89	22	14	12	14	8	8	3	0	8	0
		70代				178	63	27	23	19	12	13	2	2	9	8
						113	40	18	15	14	6	4	3	2	10	1
						32	9	5	3	4	3	0	0	2	3	3
						167	45	26	16	22	14	11	11	11	10	1
						341	109	59	56	41	22	18	2	2	21	11
						27	6	4	5	3	0	1	1	0	7	0
						62	12	15	9	8	5	1	4	4	3	1
						444	142	67	62	55	30	27	10	7	33	11
						15	6	2	2	2	0	0	0	2	1	0
						17	2	5	4	1	2	2	0	0	1	0
						142	34	29	23	19	14	7	5	4	6	1
						36	6	9	6	5	2	3	3	1	1	0
						211	75	26	30	21	16	13	4	2	16	8
						149	47	25	18	21	5	7	2	6	15	3

(3) 支援の満足度

受けた支援のうち 469 件 (87.2%) について「非常に満足している」「満足している」と回答している。

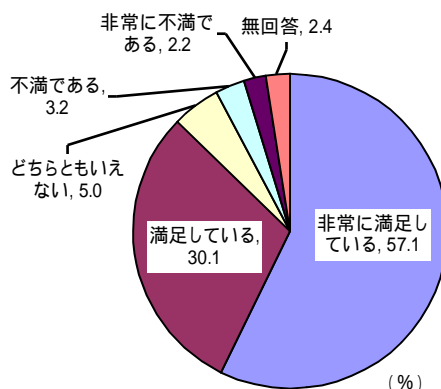
参考として、「誰からどのような支援を受け、それについてどう思うか。どんなところでそう思うか」の組み合わせを降順に 10 通りあげる。(図表 4 - 4)

最も多かった組み合わせは、「家族が付き添いをしてきて、非常に満足しており、心強かった」「友人が精神的に支えてくれて非常に満足しており、心強かった」で、それぞれ 20 件となっている。

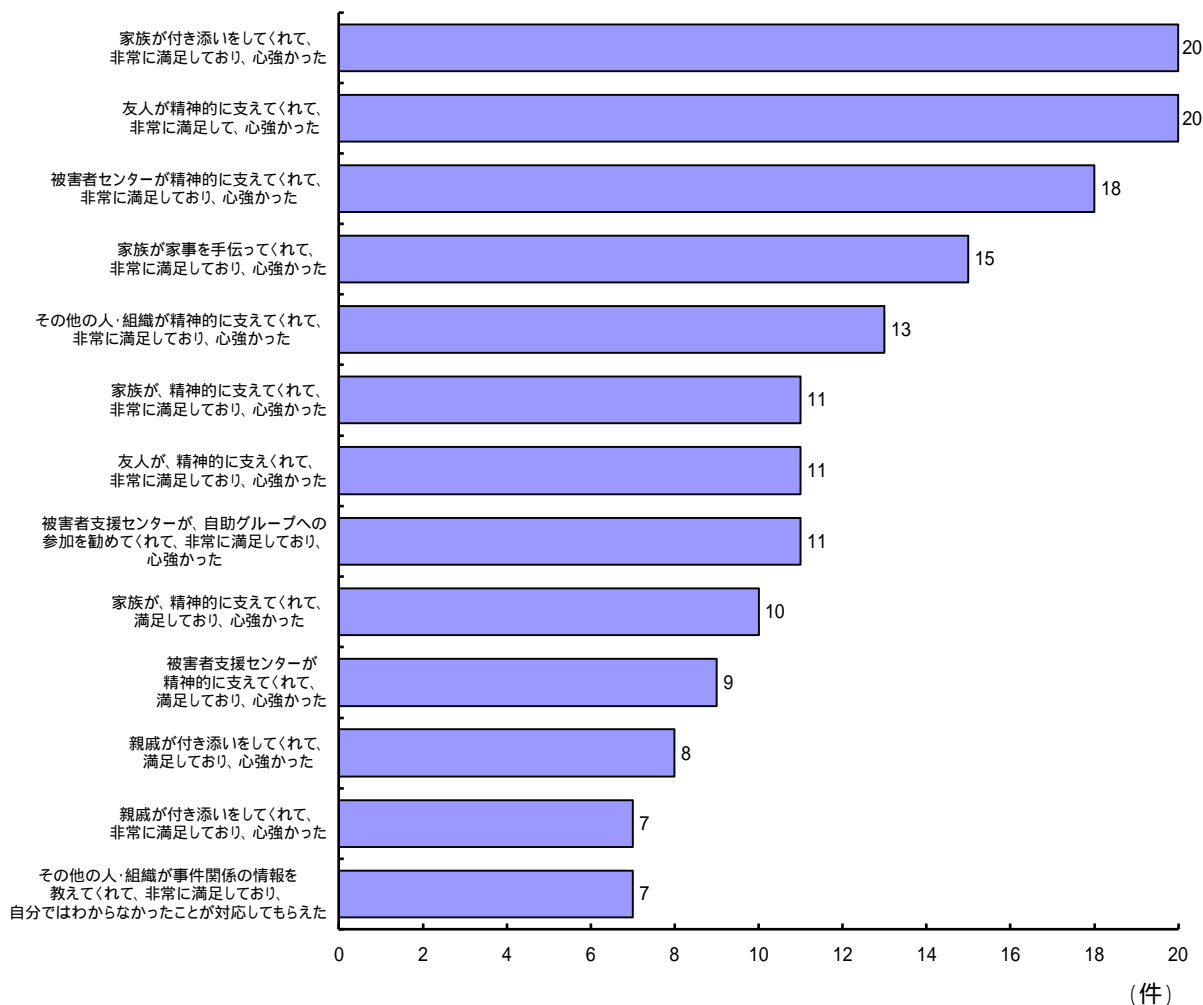
一方、不満と感じたものとして、「弁護士から事件、裁判、支援に関する情報を教えてもらったが、あまり役に立たなかった」「警察や病院の対応が事務的だった」等の記述があった。

また、「支援を受けてどうだったか」について、「良いかどうかそんなこともわからなかった」「ありがたかったが、申し訳ない感じだった」という記述があった。さらに、「支援窓口を自分で探し、必死の思いでたずねたけれど、冷たくあしらわれた」という記述もあった。

図表 4 - 3



図表 4 - 4



「実際に受けた支援」についての考察

110人中105人(95.5%)が何らかの形で支援を受けたと答え、受けた支援の件数は女性が多く(5.6件/人)、男性(3.8件/人)や親を亡くした子ども(2.1件/人)への支援は少ない。男性や子どもは外部に支援を求めない、もしくは求めにくい傾向がうかがえる。支援サービスについての広報や積極的な支援提供の必要性がある。

受けた支援の相手は、家族や友人等、身近な人が多いが、医療・保健・福祉や自治体からの支援はごく少数である。遺族が抱える問題として、それら機関に関わる問題も多く含まれることは「2.被害後に悩まされた問題」への回答からもわかる。被害者支援の施策や取組みが確立されるとともに、二次的被害を生まないような研修体制も求められる。

前回(H13)のアンケートと比較すると、支援を受けたと答えた人の割合は変わらない(94.0% 95.5%)が、受けている支援の件数(2.5件/人 5.1件/人)は倍増している。加えて、弁護士や警察など司法関係者による支援が増えていること、前は皆無だった自治体、福祉事務所からの支援があったこと等から、支援体制の広がりをうかがうことができた。

5. 事件後知りたかったこと

「事件後にどんなことを知りたかったですか」という設問に対して、11項目を提示し回答を求めた。(複数回答)

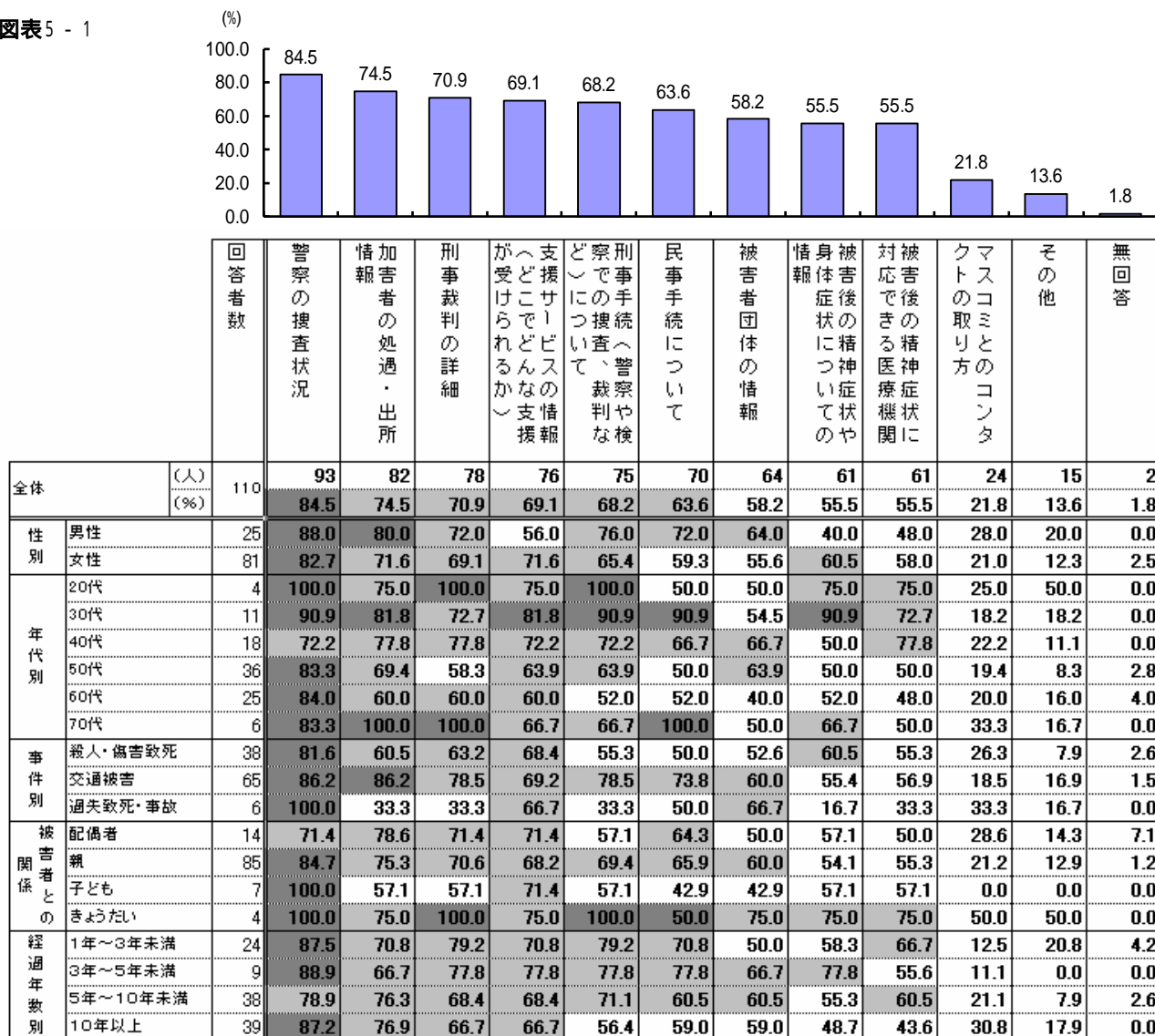
11項目のうち、「知りたかった」と回答した割合が多い項目として「警察の捜査状況」(84.5%)、「加害者の処遇・出所情報」(74.5%)、「刑事裁判の詳細」(70.9%)となっており、事件に関する情報に対するニーズが高い。

この傾向は、性別では「男性」、事件別では「交通被害」に顕著である。上記以外の項目についても「マスコミとのコンタクトの取り方」を除くすべての項目に半数以上の人々が「知りたかった」と答えている。

男性は「精神的ケア」より「裁判手続、捜査状況、被害者団体の情報」に対する要望が女性より多いのに対し、女性は「捜査状況、裁判情報」に加え「精神的ケアに関する情報」、「その他の支援サービスに関する情報」に対する要望も多い。

「その他」の内容としては、「自分で出来ることは何か、家族に対して出来ることは何か」、「なぜ死の状況に至ったのか」、「被害者支援の弁護士情報」、「同様の被害に遭った被害者と知り合う方法」等があげられた。

図表5 - 1



* 80%以上は濃い網掛け、60%以上80%未満は薄い網掛け

「事件後知りたかったこと」についての考察

全体として情報提供を求める割合は高い。特に「警察の捜査状況」、「加害者の処遇・出所情報」、「刑事裁判の詳細」等事件に関する情報への要望が多かった。

事件に関する情報を求める割合は、男性の方がやや高い。女性の場合はそれらに加えて支援サービスや精神的ケアに関する情報を求める割合も高くなっている。

事件の状況や刑事手続については、関係機関からの説明を求める声の他、「悲しみの中で自ら手続について調べるのは難しいので、適切な時期に適切な情報の提供を望む」という意見もあった。関係機関や支援者は、被害者からの求めを待つのではなく、被害者の状況を把握した上で情報提供を検討、実施していくことが必要であろう。

また、欄外の記述から、加害者について知りたいことについては、刑事手続における処遇、反省の度合い、居住地や生活の様子など多岐にわたっている。このことは、加害者の更生の様子を知りたいという思いの他に、再被害を恐れる被害者（38.2%）の、加害者の状況を把握しておきたいという要望も含んでいると思われる。

事件後、ほとんどの被害者が心身の症状を訴えているのに比べて、そのことに関する情報を求める割合は低い。「自分の方からアクションを起こしてカウンセリング等に行く気力もありません。法治国家で犯罪にあってしまったのだから、無料でカウンセラーがつくと良いのにとおもいます」という意見もあった。早期の支援がその後の被害者の回復に効果的であることを考えると、積極的な心理教育や支援のコーディネーターが早い段階から適切な医療機関を紹介できるシステム作りが必要と思われる。

6. 被害後に必要な支援

(1) 事件直後

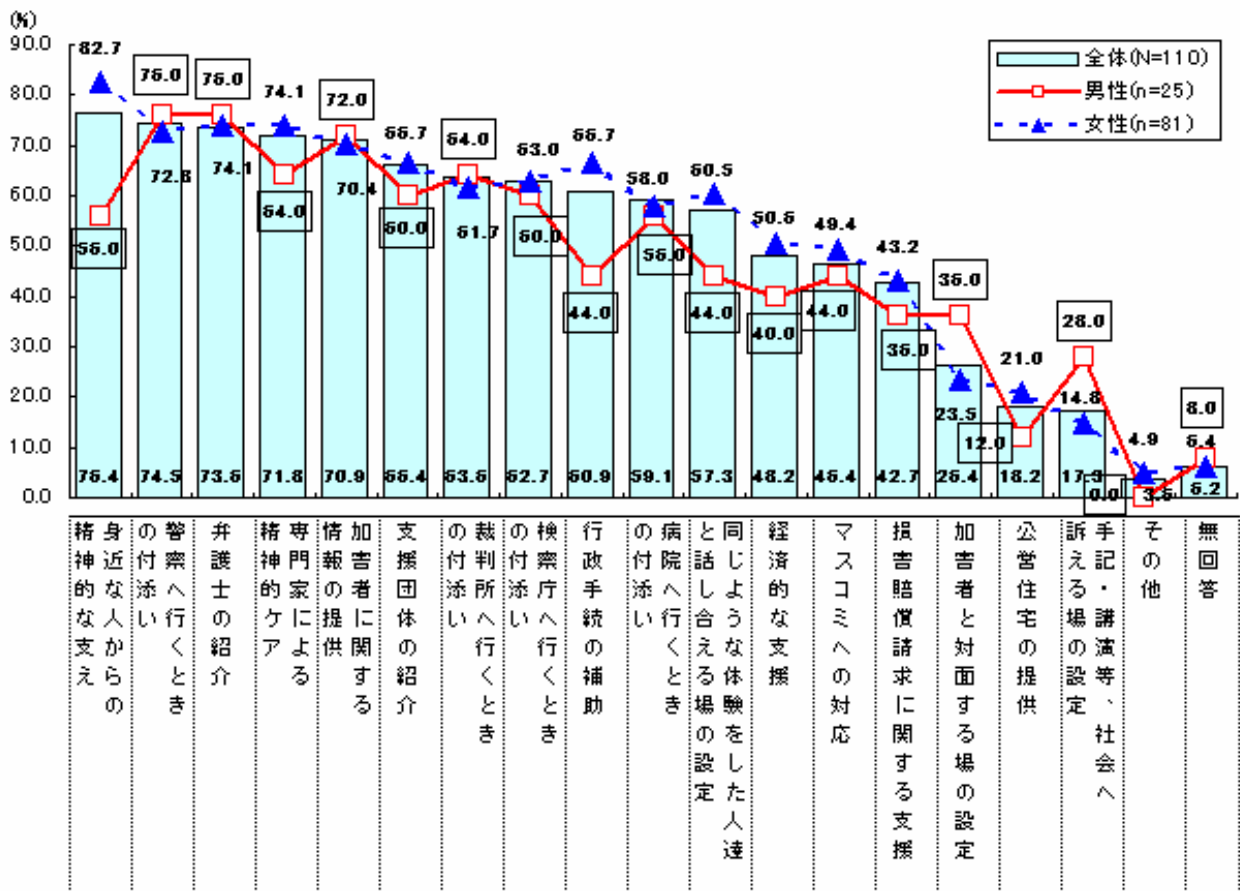
事件直後に求める支援として、18項目中11項目について半数以上の人が必要と答えている。特にその割合が高いものとしては、「身近な人からの精神的な支え」(76.4%)、「警察へ行くときの付添い」(74.5%)、「弁護士の紹介」(73.6%)、「専門家による精神的ケア」(71.8%)、「加害者に関する情報の提供」(70.9%)となっている。

裁判所、検察庁、病院等への付添い支援についても、それぞれ60%前後となっており、要望が多い。「支援団体の紹介」に対する要望も66.4%となっており、専門家を含めた支援者を求める割合も高い。

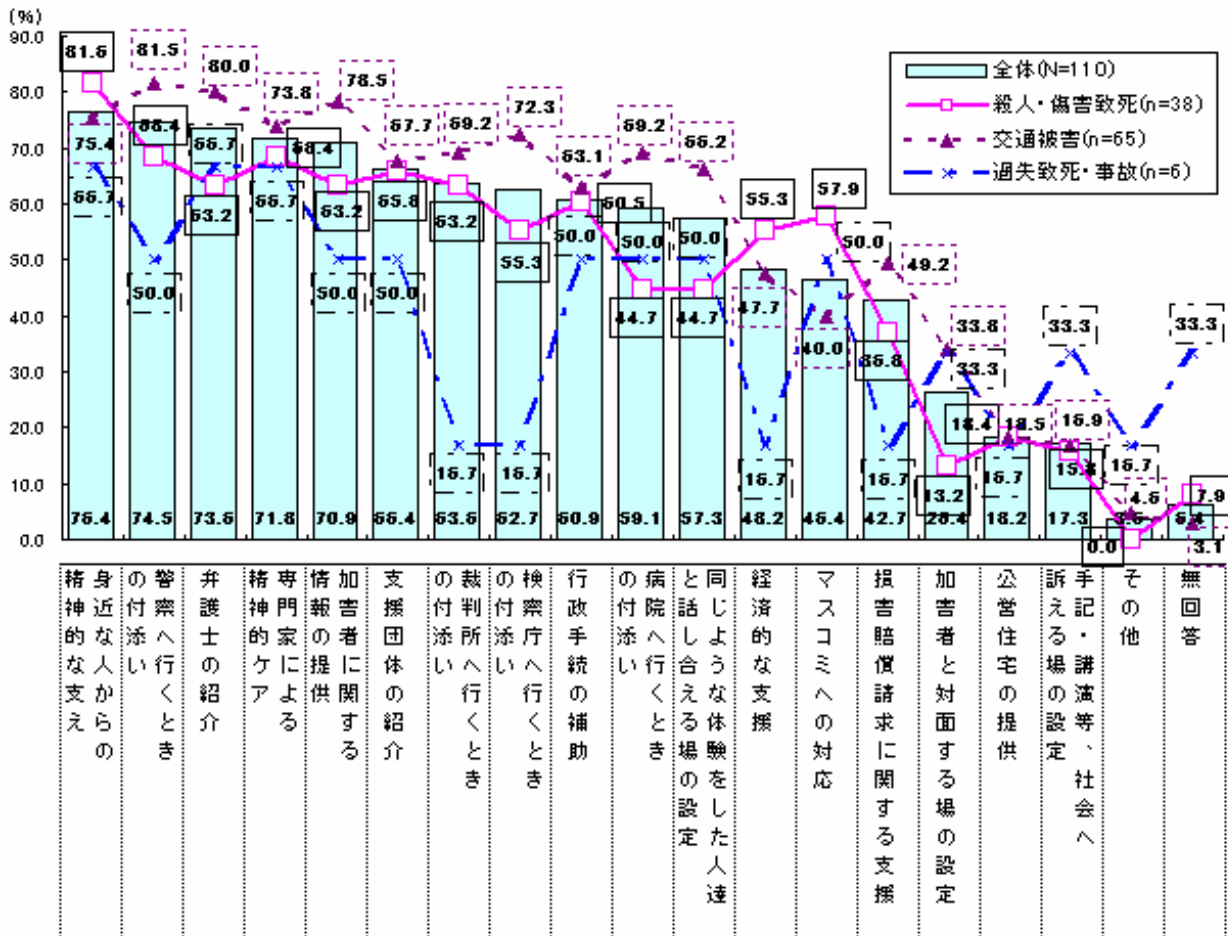
性別では、女性は「身近な人からの精神的な支え」「専門家による精神的ケア」「行政手続の補助」「経済的な支援」「同じような体験をした人達と話し合える場の設定」で、男性は「社会へ訴える場の設定」「加害者と対面する場の設定」でより要望が多くなっている。

事件別では、「殺人・傷害致死」は、「経済的な支援」「マスコミへの対応」で、「交通被害」は「付添い支援」「弁護士の紹介」「損害賠償に関する支援」「同じような体験をした人達と話し合える場の設定」「加害者に関する情報の提供」「加害者と対面する場の設定」でより要望が多くなっている。

図表6-1



図表6-2



事件直後に必要な支援について、多くの記述があったので下記に列挙する。

- ・最低限でも構わないので、衣食住について安心出来る生活にしてほしいと思いました。
- ・私の場合は事件後1ヶ月仕事を休んだ。当然収入はない。物資両面でのサポートをする行政があればと思う。
- ・事故直後に遺族に替わり警察に対応を行ってくれる「早期支援組織」の制度が必要と感じた。
- ・事故内容の説明、警察、検察、裁判等でどのように進められるか、民事についての説明、各行政手続の指導等、事故直後から支援が必要だと思います。
- ・突然の事故や事件に巻き込まれた時、一番必要なのは今、何をどうしたらよいのか方向付けしてくれる機関であり、同時に精神的に支えてくれる人と場であると思う。
- ・事件直後から事件に関する助言が出来る専門家をつけてもらいたい。
- ・支援団体や弁護士、被害者団体の紹介をしてほしかったです。自分で調べて見つけたのは事件後1年でした。
- ・最初に辛い立場になるのが病院です。愛する家族の死と直面し、目の前が真っ白に。何がなんだかかわからない状態になっている時に支援者がそばにいてくれると心強い。
- ・事件直後からメンタルな部分での支援をしてほしかった。
- ・事件後は特に愛する人をなくした人間への精神的サポートが必要です。

(2) 1年後以降

1年後

事件から1年後に求める支援は、「同じような体験をした人達と話し合える場の設定」が54.5%と最も高く、続いて「加害者に関する情報の提供」(47.3%)、「損害賠償請求に関する支援」(43.6%)となっている。「専門家による精神的ケア」についても42.7%と事件直後から引き続き要望が多い。

事件別で見ると、「同じような体験をした人達と話し合える場の設定」について、「殺人・傷害致死」で必要とする割合が直後より大きく上昇している(直後44.7% < 1年後63.2%)。

事件直後より要望が多くなっているのは、「損害賠償請求に関する支援」(43.6%)、「手記・講演等、社会へ訴える場の設定」(29.1%)である。性別で見ると、「社会へ訴える場」について、直後は「男性」の割合が高かった(男性28.0% > 女性14.8%)が、1年後には「女性」の割合の方が高くなっている(男性24.0% < 女性32.1%)ことがわかる。

3年後～5年後

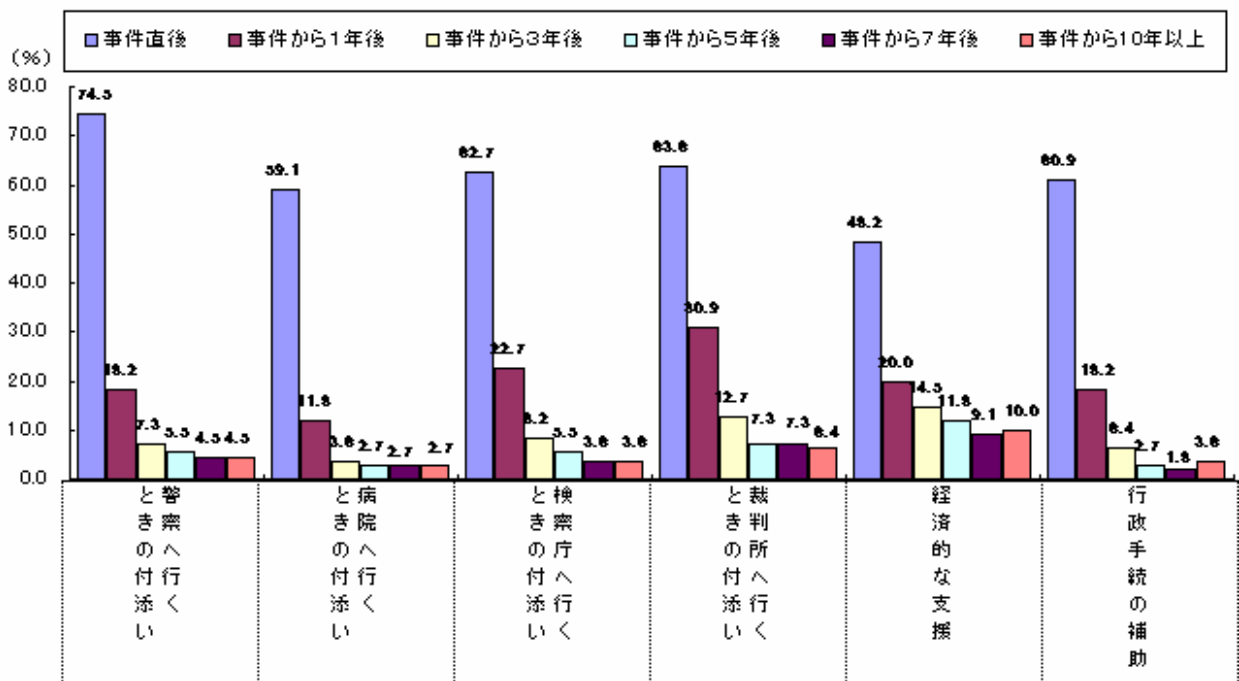
「加害者に関する情報の提供」「同じような体験をした人達と話し合える場の設定」「手記・講演等、社会へ訴える場の設定」「身近な人からの精神的支え」について、他の項目よりも高い割合となっている。

「手記・講演等、社会へ訴える場の設定」は1年後より3年後の割合がさらに高くなっており(1年後29.1% < 3年後32.7%)、特に女性にその傾向が顕著(1年後32.1% < 3年後37.0%)である。

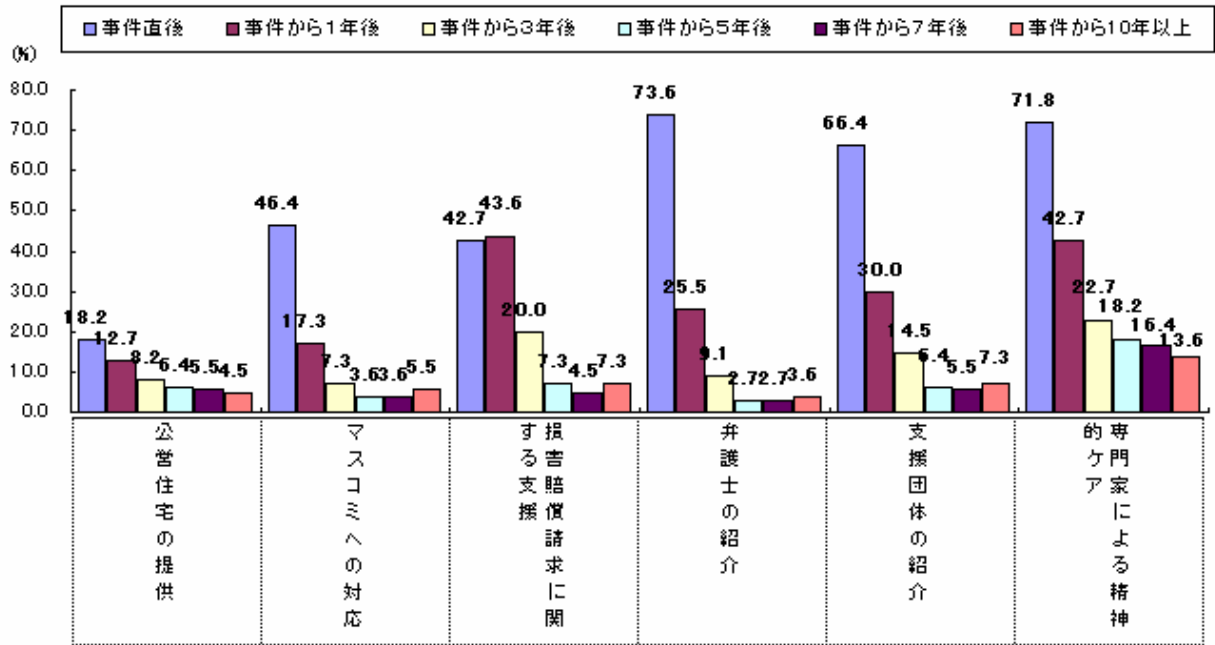
7年後～10年以上

「同じような体験をした人達と話し合える場の設定」「加害者に関する情報の提供」について、他の項目よりも高い割合となっている。

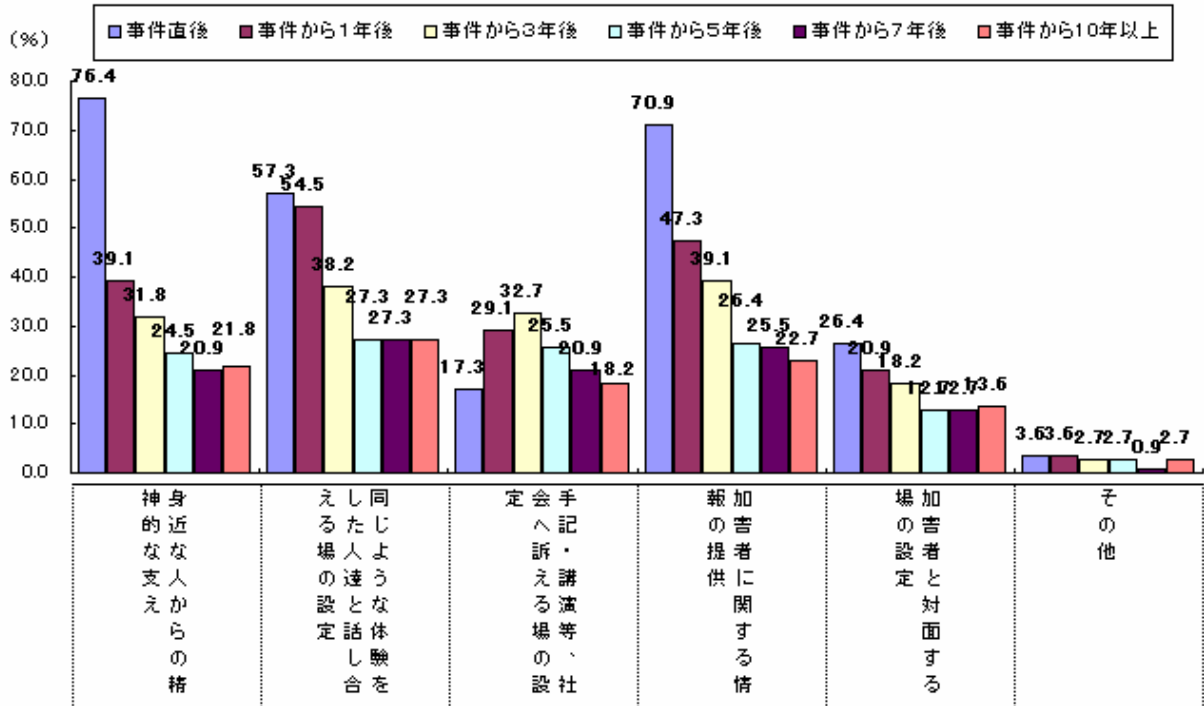
図表6-3



図表 6 - 4



図表 6 - 5



図表 6 - 6

<事件直後>

		回答者数	警察へ行くときの付添い	病院へ行くときの付添い	検察庁へ行くときの付添い	裁判所へ行くときの付添い	経済的な支援	行政手続の補助	公営住宅の提供	マスコミへの対応	損害賠償請求に関する支援	弁護士を紹介	支援団体の紹介	専門家による精神的ケア	身近な人からの精神的な支え	話し合える場の設定	同じような体験をした人達と場の設定	手記・講演等、社会へ訴える場の設定	加害者に関する情報の提供	加害者と対面する場の設定	その他	無回答
全体	(人)	110	82	65	69	70	53	67	20	51	47	81	73	79	84	63	19	78	29	4	7	
	(%)		74.5	59.1	62.7	63.6	48.2	60.9	18.2	46.4	42.7	73.6	66.4	71.8	76.4	57.3	17.3	70.9	26.4	3.6	6.4	
性別	男性	25	76.0	56.0	60.0	64.0	40.0	44.0	12.0	44.0	36.0	76.0	60.0	64.0	56.0	44.0	28.0	72.0	36.0	0.0	8.0	
	女性	81	72.8	58.0	63.0	61.7	50.6	66.7	21.0	49.4	43.2	74.1	66.7	74.1	82.7	60.5	14.8	70.4	23.5	4.9	6.2	
年代別	20代	4	100.0	75.0	75.0	75.0	75.0	50.0	50.0	75.0	75.0	100.0	50.0	75.0	75.0	75.0	0.0	100.0	25.0	25.0	0.0	
	30代	11	90.9	63.6	72.7	81.8	54.5	72.7	36.4	54.5	36.4	81.8	72.7	81.8	72.7	36.4	9.1	72.7	27.3	9.1	9.1	
	40代	18	88.9	77.8	83.3	77.8	55.6	83.3	44.4	55.6	50.0	77.8	72.2	88.9	77.8	72.2	22.2	88.9	38.9	0.0	0.0	
	50代	36	61.1	47.2	47.2	50.0	41.7	61.1	8.3	38.9	41.7	83.3	66.7	66.7	80.6	50.0	11.1	61.1	19.4	2.8	5.6	
	60代	25	68.0	56.0	56.0	56.0	48.0	40.0	8.0	40.0	32.0	60.0	60.0	76.0	68.0	60.0	24.0	60.0	16.0	4.0	12.0	
	70代	6	66.7	33.3	66.7	66.7	33.3	50.0	16.7	50.0	33.3	50.0	16.7	16.7	66.7	33.3	16.7	66.7	50.0	0.0	16.7	
事件別	殺人・傷害致死	38	68.4	44.7	55.3	63.2	55.3	60.5	18.4	57.9	36.8	63.2	65.8	68.4	81.6	44.7	15.8	63.2	13.2	0.0	7.9	
	交通被害	65	81.5	69.2	72.3	69.2	47.7	63.1	18.5	40.0	49.2	80.0	67.7	73.8	75.4	66.2	16.9	78.5	33.8	4.6	3.1	
	過失致死・事故	6	50.0	50.0	16.7	16.7	16.7	50.0	16.7	50.0	16.7	66.7	50.0	66.7	66.7	50.0	33.3	50.0	33.3	16.7	33.3	
被害者との関係	配偶者	14	71.4	71.4	64.3	57.1	57.1	57.1	21.4	35.7	50.0	64.3	50.0	57.1	64.3	50.0	21.4	64.3	21.4	0.0	21.4	
	親	85	72.9	55.3	62.4	64.7	44.7	61.2	15.3	47.1	40.0	75.3	67.1	71.8	76.5	56.5	16.5	69.4	28.2	3.5	4.7	
	子ども	7	85.7	71.4	57.1	57.1	57.1	71.4	14.3	42.9	42.9	57.1	85.7	100.0	100.0	71.4	14.3	85.7	14.3	0.0	0.0	
	きょうだい	4	100.0	75.0	75.0	75.0	75.0	50.0	75.0	75.0	75.0	100.0	75.0	75.0	75.0	75.0	25.0	100.0	25.0	25.0	0.0	
経過年数	1年～3年未満	24	75.0	66.7	62.5	66.7	62.5	66.7	29.2	50.0	45.8	75.0	62.5	75.0	66.7	58.3	16.7	62.5	33.3	8.3	4.2	
	3年～5年未満	9	66.7	33.3	44.4	66.7	33.3	66.7	0.0	22.2	44.4	77.8	77.8	66.7	77.8	44.4	11.1	66.7	11.1	0.0	11.1	
	5年～10年未満	38	81.6	63.2	71.1	71.1	42.1	63.2	18.4	42.1	44.7	84.2	71.1	76.3	81.6	55.3	7.9	81.6	13.2	2.6	0.0	
	10年以上	39	69.2	56.4	59.0	53.8	48.7	53.8	15.4	53.8	38.5	61.5	61.5	66.7	76.9	61.5	28.2	66.7	38.5	2.6	12.8	

図表 6 - 7

<事件から1年後>

		回答者数	警察へ行くときの付添い	病院へ行くときの付添い	検察庁へ行くときの付添い	裁判所へ行くときの付添い	経済的な支援	行政手続の補助	公営住宅の提供	マスクミへの対応	損害賠償請求に関する支援	弁護士を紹介	支援団体の紹介	専門家による精神的ケア	身近な人からの精神的な支え	話し合える場の設定	同じような体験をした人達と場の設定	手記・講演等、社会へ訴える場の設定	加害者に関する情報の提供	加害者と対面する場の設定	その他	無回答
全体	(人)	110	20	13	25	34	22	20	14	19	48	28	33	47	43	60	32	52	23	4	22	
	(%)		18.2	11.8	22.7	30.9	20.0	18.2	12.7	17.3	43.6	25.5	30.0	42.7	39.1	54.5	29.1	47.3	20.9	3.6	20.0	
性別	男性	25	16.0	8.0	24.0	32.0	20.0	16.0	12.0	20.0	44.0	24.0	16.0	28.0	24.0	44.0	24.0	48.0	16.0	0.0	32.0	
	女性	81	19.8	13.6	23.5	30.9	21.0	19.8	13.6	17.3	44.4	24.7	34.6	46.9	44.4	60.5	32.1	46.9	23.5	4.9	14.8	
年代別	20代	4	50.0	25.0	50.0	75.0	75.0	50.0	50.0	25.0	75.0	50.0	75.0	75.0	50.0	50.0	25.0	75.0	25.0	25.0	25.0	
	30代	11	36.4	18.2	45.5	45.5	18.2	18.2	18.2	9.1	63.6	18.2	36.4	36.4	36.4	45.5	45.5	36.4	27.3	9.1	9.1	
	40代	18	22.2	5.6	22.2	33.3	27.8	33.3	16.7	33.3	50.0	44.4	50.0	44.4	44.4	72.2	33.3	55.6	38.9	0.0	16.7	
	50代	36	8.3	11.1	16.7	22.2	13.9	11.1	5.6	8.3	33.3	19.4	25.0	41.7	38.9	55.6	25.0	41.7	19.4	2.8	16.7	
	60代	25	16.0	16.0	20.0	28.0	16.0	12.0	12.0	24.0	40.0	20.0	16.0	40.0	36.0	52.0	20.0	52.0	4.0	4.0	20.0	
	70代	6	33.3	16.7	33.3	50.0	33.3	33.3	33.3	16.7	50.0	0.0	16.7	50.0	50.0	66.7	50.0	50.0	33.3	0.0	33.3	
事件別	殺人・傷害致死	38	26.3	15.8	23.7	31.6	21.1	18.4	18.4	23.7	39.5	21.1	28.9	36.8	34.2	63.2	26.3	31.6	18.4	0.0	18.4	
	交通被害	65	13.8	9.2	21.5	29.2	20.0	18.5	9.2	12.3	47.7	29.2	32.3	47.7	43.1	49.2	29.2	56.9	21.5	4.6	20.0	
	過失致死・事故	6	16.7	16.7	33.3	50.0	16.7	16.7	16.7	33.3	33.3	16.7	16.7	33.3	33.3	50.0	50.0	50.0	33.3	16.7	33.3	
被害者との関係	配偶者	14	28.6	28.6	28.6	28.6	28.6	14.3	14.3	7.1	28.6	14.3	28.6	28.6	28.6	42.9	21.4	14.3	28.6	0.0	42.9	
	親	85	14.1	5.9	21.2	30.6	16.5	16.5	9.4	16.5	44.7	27.1	29.4	44.7	40.0	57.6	28.2	50.6	20.0	3.5	16.5	
	子ども	7	28.6	28.6	14.3	14.3	14.3	28.6	14.3	28.6	42.9	14.3	14.3	28.6	42.9	42.9	57.1	57.1	14.3	0.0	14.3	
	きょうだい	4	50.0	50.0	50.0	75.0	75.0	50.0	75.0	50.0	75.0	50.0	75.0	75.0	50.0	50.0	25.0	75.0	25.0	25.0	25.0	
経過年数	1年～3年未満	24	20.8	8.3	25.0	33.3	25.0	12.5	12.5	8.3	41.7	25.0	25.0	41.7	29.2	58.3	25.0	45.8	33.3	8.3	16.7	
	3年～5年未満	9	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1	0.0	0.0	33.3	0.0	11.1	11.1	33.3	11.1	11.1	0.0	0.0	44.4		
	5年～10年未満	38	10.5	13.2	23.7	34.2	23.7	21.1	15.8	26.3	50.0	31.6	44.7	50.0	47.4	60.5	26.3	63.2	15.8	2.6	7.9	
	10年以上	39	25.6	15.4	25.6	33.3	17.9	20.5	12.8	17.9	41.0	25.6	23.1	43.6	38.5	51.3	38.5	41.0	23.1	2.6	28.2	

図表 6 - 8

<事件から3年後>

		回答者数	警察へ行くときの付添い	病院へ行くときの付添い	検察庁へ行くときの付添い	裁判所へ行くときの付添い	経済的な支援	行政手続の補助	公営住宅の提供	マスクコミへの対応	損害賠償請求に関する支援	弁護士の紹介	支援団体の紹介	専門家による精神的ケア	身近な人からの精神的な支え	話し合える場の設定	同じような体験をした人達と場の設定	手記・講演等、社会へ訴える場の設定	加害者に関する情報の提供	加害者と対面する場の設定	その他	無回答
全体	(人)	110	8	4	9	14	16	7	9	8	22	10	16	25	35	42	36	43	20	3	42	
	(%)		7.3	3.6	8.2	12.7	14.5	6.4	8.2	7.3	20.0	9.1	14.5	22.7	31.8	38.2	32.7	39.1	18.2	2.7	38.2	
性別	男性	25	0.0	0.0	4.0	8.0	12.0	4.0	4.0	4.0	20.0	4.0	4.0	16.0	16.0	28.0	24.0	36.0	20.0	0.0	44.0	
	女性	81	9.9	4.9	9.9	13.6	16.0	7.4	9.9	8.6	19.8	9.9	18.5	25.9	37.0	43.2	37.0	40.7	18.5	3.7	34.6	
年代別	20代	4	50.0	0.0	50.0	50.0	50.0	25.0	50.0	25.0	50.0	25.0	25.0	25.0	50.0	50.0	50.0	75.0	50.0	25.0	25.0	
	30代	11	18.2	9.1	9.1	9.1	18.2	18.2	9.1	9.1	18.2	9.1	9.1	27.3	27.3	18.2	27.3	18.2	18.2	9.1	45.5	
	40代	18	5.6	5.6	11.1	22.2	27.8	16.7	16.7	22.2	33.3	11.1	16.7	16.7	27.8	44.4	44.4	50.0	27.8	0.0	33.3	
	50代	36	0.0	0.0	2.8	2.8	8.3	0.0	5.6	0.0	11.1	5.6	19.4	27.8	36.1	38.9	38.9	36.1	13.9	2.8	36.1	
	60代	25	8.0	8.0	8.0	12.0	8.0	0.0	0.0	4.0	12.0	8.0	4.0	24.0	24.0	44.0	28.0	40.0	8.0	0.0	32.0	
	70代	6	16.7	0.0	16.7	33.3	33.3	16.7	16.7	16.7	33.3	0.0	33.3	16.7	50.0	50.0	33.3	66.7	33.3	0.0	33.3	
事件別	殺人・傷害致死	38	13.2	5.3	13.2	10.5	15.8	10.5	13.2	10.5	18.4	10.5	18.4	18.4	31.6	39.5	34.2	31.6	21.1	0.0	42.1	
	交通被害	65	3.1	1.5	4.6	13.8	13.8	4.6	6.2	3.1	23.1	7.7	12.3	24.6	33.8	38.5	32.3	44.6	18.5	4.6	33.8	
	過失致死・事故	6	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7	0.0	0.0	33.3	0.0	16.7	16.7	33.3	16.7	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	50.0	
被害者との関係	配偶者	14	7.1	0.0	0.0	0.0	21.4	0.0	7.1	0.0	0.0	0.0	14.3	28.6	28.6	21.4	28.6	21.4	14.3	0.0	50.0	
	親	85	3.5	1.2	5.9	12.9	10.6	3.5	4.7	5.9	20.0	8.2	12.9	21.2	30.6	40.0	32.9	40.0	16.5	2.4	36.5	
	子ども	7	28.6	28.6	28.6	14.3	14.3	28.6	14.3	14.3	28.6	14.3	14.3	28.6	42.9	42.9	28.6	42.9	28.6	0.0	42.9	
	きょうだい	4	50.0	25.0	50.0	50.0	75.0	50.0	75.0	50.0	75.0	50.0	50.0	25.0	50.0	50.0	50.0	75.0	50.0	25.0	25.0	
経過年数	1年～3年未満	24	4.2	0.0	4.2	8.3	16.7	4.2	8.3	4.2	16.7	0.0	8.3	12.5	12.5	25.0	20.8	29.2	12.5	8.3	50.0	
	3年～5年未満	9	11.1	0.0	0.0	0.0	11.1	11.1	0.0	0.0	22.2	0.0	22.2	11.1	33.3	44.4	33.3	33.3	22.2	0.0	44.4	
	5年～10年未満	38	7.9	5.3	15.8	18.4	23.7	10.5	13.2	13.2	26.3	15.8	13.2	26.3	42.1	42.1	44.7	57.9	21.1	2.6	15.8	
	10年以上	39	7.7	5.1	5.1	12.8	5.1	2.6	5.1	5.1	15.4	10.3	17.9	28.2	33.3	41.0	28.2	28.2	17.9	0.0	51.3	

図表 6 - 9

< 事件から5年後 >

		回答者数	警察へ行くときの付添い	病院へ行くときの付添い	検察庁へ行くときの付添い	裁判所へ行くときの付添い	経済的な支援	行政手続の補助	公営住宅の提供	マスクミへの対応	損害賠償請求に関する支援	弁護士を紹介	支援団体の紹介	専門家による精神的ケア	身近な人からの精神的な支え	話し合える場の設定	同じような体験をした人達と話し合える場の設定	手記・講演等、社会へ訴える場の設定	加害者に関する情報の提供	加害者と対面する場の設定	その他	無回答
全体	(人)	110	6	3	6	8	13	3	7	4	8	3	7	20	27	30	28	29	14	3	57	
	(%)		5.5	2.7	5.5	7.3	11.8	2.7	6.4	3.6	7.3	2.7	6.4	18.2	24.5	27.3	25.5	26.4	12.7	2.7	51.8	
性別	男性	25	0.0	0.0	0.0	8.0	16.0	0.0	4.0	0.0	8.0	0.0	0.0	12.0	12.0	20.0	12.0	16.0	8.0	0.0	56.0	
	女性	81	7.4	3.7	7.4	7.4	11.1	3.7	7.4	4.9	7.4	3.7	8.6	21.0	28.4	30.9	30.9	30.9	14.8	3.7	49.4	
年代別	20代	4	0.0	0.0	50.0	25.0	25.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	25.0	25.0	25.0	75.0	75.0	50.0	25.0	25.0	
	30代	11	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	18.2	18.2	27.3	18.2	18.2	9.1	63.6	
	40代	18	5.6	5.6	5.6	5.6	22.2	5.6	16.7	5.6	11.1	5.6	5.6	16.7	22.2	38.9	33.3	27.8	22.2	0.0	50.0	
	50代	36	0.0	0.0	0.0	0.0	5.6	0.0	5.6	0.0	0.0	2.8	11.1	22.2	25.0	19.4	25.0	27.8	5.6	2.8	58.3	
	60代	25	12.0	4.0	4.0	12.0	16.0	0.0	0.0	4.0	8.0	0.0	0.0	20.0	24.0	36.0	20.0	20.0	4.0	0.0	36.0	
	70代	6	16.7	0.0	16.7	33.3	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7	0.0	16.7	16.7	33.3	50.0	33.3	50.0	16.7	0.0	50.0	
事件別	殺人・傷害致死	38	10.5	5.3	7.9	7.9	15.8	7.9	10.5	7.9	7.9	7.9	13.2	13.2	21.1	23.7	18.4	28.9	21.1	0.0	60.5	
	交通被害	65	1.5	0.0	3.1	6.2	10.8	0.0	4.6	0.0	7.7	0.0	3.1	20.0	27.7	30.8	27.7	27.7	9.2	4.6	46.2	
	過失致死・事故	6	16.7	16.7	16.7	16.7	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	33.3	16.7	16.7	33.3	0.0	0.0	0.0	66.7	
被害者との関係	配偶者	14	7.1	0.0	0.0	0.0	7.1	0.0	7.1	0.0	0.0	0.0	7.1	7.1	14.3	14.3	14.3	7.1	0.0	0.0	78.6	
	親	85	3.5	1.2	3.5	7.1	9.4	1.2	4.7	2.4	5.9	1.2	4.7	18.8	24.7	28.2	24.7	25.9	11.8	2.4	49.4	
	子ども	7	14.3	14.3	14.3	14.3	28.6	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3	28.6	42.9	42.9	28.6	42.9	28.6	0.0	42.9	
	きょうだい	4	25.0	25.0	50.0	25.0	50.0	25.0	25.0	25.0	50.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	75.0	75.0	50.0	25.0	25.0	
経過年数	1年～3年未満	24	0.0	0.0	8.3	4.2	12.5	0.0	4.2	0.0	4.2	0.0	0.0	8.3	8.3	25.0	20.8	12.5	8.3	8.3	58.3	
	3年～5年未満	9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	0.0	88.9	
	5年～10年未満	38	5.3	5.3	5.3	5.3	18.4	5.3	10.5	5.3	7.9	5.3	5.3	21.1	34.2	26.3	31.6	44.7	18.4	2.6	36.8	
	10年以上	39	10.3	2.6	5.1	12.8	7.7	2.6	5.1	5.1	10.3	2.6	12.8	25.6	28.2	33.3	25.6	20.5	10.3	0.0	53.8	

図表 6 - 10

< 事件から7年後 >

		回答者数	警察へ行くときの付添い	病院へ行くときの付添い	検察庁へ行くときの付添い	裁判所へ行くときの付添い	経済的な支援	行政手続の補助	公営住宅の提供	マスコミへの対応	損害賠償請求に関する支援	弁護士を紹介	支援団体の紹介	専門家による精神的ケア	身近な人からの精神的な支え	話し合える場の設定	同じような体験をした人達と話し合える場の設定	手記・講演等、社会へ訴える場の設定	加害者に関する情報の提供	加害者と対面する場の設定	その他	無回答
全体	(人)	110	5	3	4	8	10	2	6	4	5	3	6	18	23	30	23	28	14	1	63	
	(%)		4.5	2.7	3.6	7.3	9.1	1.8	5.5	3.6	4.5	2.7	5.5	16.4	20.9	27.3	20.9	25.5	12.7	0.9	57.3	
性別	男性	25	0.0	0.0	0.0	8.0	8.0	0.0	4.0	0.0	8.0	0.0	0.0	12.0	12.0	24.0	12.0	16.0	12.0	0.0	60.0	
	女性	81	6.2	3.7	4.9	7.4	9.9	2.5	6.2	4.9	3.7	3.7	7.4	18.5	23.5	29.6	24.7	29.6	13.6	1.2	55.6	
年代別	20代	4	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	25.0	25.0	50.0	75.0	50.0	0.0	25.0	
	30代	11	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	18.2	9.1	18.2	18.2	18.2	9.1	72.7	
	40代	18	5.6	5.6	5.6	5.6	22.2	5.6	16.7	5.6	5.6	5.6	5.6	11.1	22.2	38.9	27.8	27.8	11.1	0.0	50.0	
	50代	36	0.0	0.0	0.0	0.0	5.6	0.0	2.8	0.0	0.0	2.8	8.3	16.7	16.7	19.4	13.9	25.0	11.1	0.0	69.4	
	60代	25	8.0	4.0	4.0	12.0	8.0	0.0	0.0	4.0	4.0	0.0	0.0	24.0	20.0	40.0	24.0	20.0	4.0	0.0	40.0	
	70代	6	16.7	0.0	16.7	33.3	16.7	0.0	16.7	16.7	16.7	0.0	16.7	16.7	33.3	50.0	50.0	50.0	16.7	0.0	50.0	
事件別	殺人・傷害致死	38	10.5	5.3	7.9	7.9	15.8	5.3	10.5	7.9	7.9	7.9	13.2	15.8	21.1	26.3	21.1	28.9	21.1	0.0	60.5	
	交通被害	65	0.0	0.0	0.0	6.2	6.2	0.0	3.1	0.0	3.1	0.0	1.5	15.4	21.5	29.2	20.0	26.2	9.2	1.5	53.8	
	過失致死・事故	6	16.7	16.7	16.7	16.7	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	33.3	16.7	16.7	33.3	0.0	0.0	0.0	66.7	
被害者との関係	配偶者	14	7.1	0.0	0.0	0.0	7.1	0.0	7.1	0.0	0.0	0.0	7.1	14.3	14.3	21.4	14.3	7.1	0.0	0.0	78.6	
	親	85	2.4	1.2	2.4	7.1	8.2	0.0	3.5	2.4	3.5	1.2	3.5	15.3	20.0	28.2	20.0	24.7	11.8	1.2	56.5	
	子ども	7	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3	28.6	42.9	28.6	28.6	42.9	28.6	0.0	42.9	
	きょうだい	4	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	50.0	75.0	50.0	0.0	25.0	
経過年数	1年～3年未満	24	0.0	0.0	0.0	4.2	8.3	0.0	4.2	0.0	0.0	0.0	0.0	8.3	8.3	25.0	12.5	12.5	8.3	4.2	62.5	
	3年～5年未満	9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1	0.0	11.1	11.1	11.1	0.0	88.9	
	5年～10年未満	38	5.3	5.3	5.3	5.3	13.2	5.3	7.9	5.3	5.3	5.3	5.3	13.2	23.7	26.3	23.7	42.1	15.8	0.0	47.4	
	10年以上	39	7.7	2.6	5.1	12.8	7.7	0.0	5.1	5.1	7.7	2.6	10.3	28.2	28.2	35.9	25.6	20.5	12.8	0.0	56.4	

図表 6 - 11

<事件から10年以上>

		回答者数	警察へ行くときの付添い	病院へ行くときの付添い	検察庁へ行くときの付添い	裁判所へ行くときの付添い	経済的な支援	行政手続の補助	公営住宅の提供	マスクコミへの対応	損害賠償請求に関する支援	弁護士との紹介	支援団体の紹介	専門家による精神的ケア	身近な人からの精神的な支え	話し合える場の設定	同じような体験をした人達と場の設定	手記・講演等、社会へ訴える場の設定	加害者に関する情報の提供	加害者と対面する場の設定	その他	無回答
全体	(人)	110	5	3	4	7	11	4	5	6	8	4	8	15	24	30	20	25	15	3	61	
	(%)		4.5	2.7	3.6	6.4	10.0	3.6	4.5	5.5	7.3	3.6	7.3	13.6	21.8	27.3	18.2	22.7	13.6	2.7	55.5	
性別	男性	25	4.0	0.0	0.0	8.0	12.0	4.0	4.0	4.0	12.0	4.0	0.0	12.0	16.0	24.0	12.0	12.0	8.0	4.0	68.0	
	女性	81	4.9	3.7	4.9	6.2	9.9	3.7	4.9	6.2	6.2	3.7	9.9	14.8	23.5	29.6	21.0	27.2	16.0	2.5	50.6	
年代別	20代	4	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	25.0	25.0	50.0	75.0	50.0	0.0	25.0	
	30代	11	9.1	9.1	9.1	9.1	18.2	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	18.2	9.1	18.2	18.2	18.2	9.1	63.6	
	40代	18	5.6	5.6	5.6	5.6	16.7	5.6	11.1	5.6	5.6	5.6	5.6	11.1	22.2	38.9	27.8	27.8	11.1	0.0	50.0	
	50代	36	0.0	0.0	0.0	0.0	5.6	0.0	2.8	0.0	5.6	2.8	8.3	11.1	13.9	19.4	13.9	19.4	8.3	0.0	72.2	
	60代	25	4.0	4.0	4.0	8.0	12.0	4.0	0.0	8.0	8.0	0.0	8.0	20.0	24.0	32.0	8.0	12.0	4.0	0.0	44.0	
	70代	6	16.7	0.0	16.7	33.3	16.7	0.0	16.7	16.7	16.7	0.0	16.7	16.7	16.7	33.3	50.0	50.0	33.3	16.7	16.7	50.0
事件別	殺人・傷害致死	38	7.9	5.3	7.9	7.9	15.8	7.9	7.9	10.5	13.2	7.9	18.4	15.8	21.1	23.7	21.1	26.3	26.3	0.0	50.0	
	交通被害	65	1.5	0.0	0.0	4.6	7.7	1.5	3.1	1.5	4.6	1.5	1.5	12.3	23.1	30.8	16.9	23.1	7.7	4.6	56.9	
	過失致死・事故	6	16.7	16.7	16.7	16.7	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	16.7	16.7	16.7	16.7	0.0	0.0	0.0	66.7	
被害者との関係	配偶者	14	0.0	0.0	0.0	0.0	21.4	7.1	7.1	7.1	7.1	0.0	14.3	14.3	21.4	28.6	7.1	28.6	7.1	0.0	57.1	
	親	85	3.5	1.2	2.4	5.9	7.1	1.2	2.4	3.5	5.9	2.4	4.7	11.8	20.0	27.1	17.6	18.8	9.4	3.5	58.8	
	子ども	7	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3	28.6	42.9	28.6	28.6	28.6	57.1	0.0	28.6	
	きょうだい	4	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	50.0	75.0	50.0	0.0	25.0	
経過年数	1年～3年未満	24	0.0	0.0	0.0	4.2	12.5	0.0	4.2	0.0	0.0	0.0	0.0	8.3	8.3	25.0	12.5	12.5	8.3	4.2	58.3	
	3年～5年未満	9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	22.2	11.1	11.1	22.2	11.1	0.0	77.8	
	5年～10年未満	38	5.3	5.3	5.3	5.3	10.5	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3	7.9	21.1	18.4	15.8	28.9	10.5	0.0	60.5	
	10年以上	39	7.7	2.6	5.1	10.3	10.3	5.1	5.1	10.3	15.4	5.1	15.4	25.6	30.8	41.0	25.6	23.1	20.5	5.1	43.6	

「被害後に必要な支援」についての考察

被害後に必要な支援は、事件からの経過年数で変化が見られる。大きく事件直後と1年後以降に分けて記述する。

事件直後から1年未満は、多種多様な支援が必要である。

刑事手続に関わっている間は、関係機関への付添い支援、捜査や手続に関する情報提供、加害者に関する情報の提供等への要望が多い。それ以外にも民事手続、行政手続等様々な手続を平行して行わなければならない状況があるため、弁護士等の専門家の紹介や支援団体の紹介を求める割合も高い。また、必要な支援を見極め、適切な専門家との連携を図りながら、自宅訪問や付添い支援等の直接的支援を行える支援者が必要である。

弁護士の紹介を求める割合は「交通被害」で特に高くなっている。これは刑事手続と平行して、加害者への対応や保険会社との交渉などを行わなければならない、その負担や不安感がより高いためと思われる。また「交通被害」で同じ体験をした人達と話し合える場の設定（自助グループ）を求める割合が事件直後から高いことは、事故への対応について遺族同士の情報交換の場を求めている人が多いと推察される。

精神的ケアについても要望が多く、事件直後の遺族が受ける衝撃の大きさや精神面への深刻な影響がうかがえる。この要望は女性の方が多いが、設問2(2)からもわかるように男女どちらも精神的影響の深刻さには差がないと思われることから、すべての遺族に対して、積極的に精神的ケアに関する情報提供（心理教育、専門家の紹介）を行っていく必要がある。

「殺人・傷害致死」では経済的支援やマスコミ対応を求める割合がやや高い。「公営住宅の提供」については、「自宅が事件現場になった場合には、他に住居の確保が出来る様なシステムを作ってほしい」「事件後同じ場所に住み続けるのは精神的に不可能」等の意見もあり、必要性が高いケースもあることがわかる。経済的問題や住居の問題等は生活の安定に関わるため回復への影響が大きく、かつ支援を受けなければ立て直すことが困難な問題でもあるため、必要な人へ迅速に提供できる制度を確立すべきである。

事件から1年後以降、刑事手続に関する要望は少なくなってくるが、民事手続に関する支援の要望は多くなってくる。

「加害者に関する情報の提供」は、1年後から10年以上まで大きな変化はなく、他の項目と比べ高い割合となっている。裁判を終えた加害者がどのような処遇を受けているのか、本当に更生したのか、どんな生活をしているのか等、知りたいという要望は多い。

精神的支援については、どれも高い割合ながら1年後には「身近な人からの支え」より「専門家や自助グループによる支援」を求める割合が高くなる。また自助グループに関して、「殺人・傷害致死」での要望が大きく上昇していることは、「情報交換の場」だけでなく、気持ちの分かち合いや孤立感の軽減といった精神的ケアを求めて参加する遺族が増えてくることの表われと推察される。各種手続が落ち着いたことで精神的な落ち込みが見られる遺族が多いことや、事件直後から二次的被害を受けている遺族が多いことから、この時期はより手厚い精神的支援が必要である。

その後「専門家による精神的ケア」は3年後から減少していくが、「身近な人からの支え」は5年後まで、自助グループを求める割合は10年以上まで、全体の割合と比較して見て高い割合が続く。被害から時間が経過することで精神的支援を求めにくくなる現状もあることから、自助グループを中心とした長期的かつ継続的な精神的支援が必要である。

社会へ訴える場を求める割合は、直後より1～3年後で高くなり、その後減少する。その傾向は特に女性に顕著に表れている。社会に訴えるという行動に負担感を感じる遺族もいることから、個々の要望や回復状況も見据えて場を設定することが望ましい。被害者遺族の現状を伝え、支援の必要性を社会に訴えるためにも当事者による活動の効果は大きいと言える。

7. 今後受きたい支援

今後受きたい支援について自由記述で回答を求めた。内容別にまとめて記載する。

* 長期的、継続的な精神的ケア

- ・事件から1年3ヶ月しか経っていない為、精神的なケアを一番望んでいます。県内でのカウンセリングが不十分な為、遠方の病院へ出向いています。十分にケアして頂ける医師を必要としています。子供(12歳)に対して信頼できる精神科医が欲しいです。(30代女性)
- ・息子を失って2年6ヶ月が過ぎました。まだまだ精神的にもきつい日があります。表面的には元気になったと思われていますが、その見た目と心のギャップが大きくなっていくほど、日々の生活がきついこともあります。(40代女性)
- ・被害者にとって信頼関係を保ち続けられるような支援者に身近にいてほしいです。事故から6年を迎えますが時間が経つことで当初とは違う被害者感情や悩みがあってもなかなか打ちあけられる場所がありません。心配のことはやいたわりの言葉もうけません。基本計画にもある"ずっと続く支援"は正に必要な事だと痛感しています。(40代女性)
- ・息子を殺された親としての苦しみ悲しさ、いきどおりむなしさ・・・消えることはありません。13年が過ぎましたが時間はいやしてはくれません。といっても、その胸の内をはき出せる場はもうありません。周りの人々は遠い過去の出来事のように思っているのではというあせりがいつもあります。私たち二人だけが時として周りから浮いているようなたまらない孤独感にさいなまれます。(50代女性)
- ・精神的なケアを続けてほしい。(50代女性)
- ・精神的なケアをしてくれる病院を紹介してほしい。(20代女性)
- ・精神的に不安定な生活が続き、以前のような社会参加ができていない。(60代男性)
- ・自分の気持ちを話せる場がほしい。(40代女性)
- ・継続的に心の内を話せる環境(30代女性)
- ・自分の命より大切な娘の命を失ったということは、言葉に表すことのできない深い深い悲しみです。未だに娘の死を受け入れることはできません。(50代女性)
- ・専門家の精神的ケアを定期的に受りたい。(60代女性)

* 自助グループ(同じ体験をした人同士の交流の場)

- ・同じ体験をした仲間と本音で語れる場の継続性が必要であると思います。時には各専門家の話が聞ければと思います。(60代女性)
- ・年に1~2回程度でいいので同じような被害を受けた人達と話し合う場を設定してほしい。(40代女性)
- ・夫の七回忌も最近終え、丸6年間で刑事、民事裁判も終わり、一種のむなしさを感じます。年月がいやしてくれるものもありますが喪失感は深まりました。子供達は自分の道を歩き始めている中で自分はどのように生きていくか・・・悩みます。今後はこの過程で知り合った人達と年1回でも出会って楽しい時をすごしてみたいと思います。同じ悲しみを共有した人々との出会いの場があればいいのかなあと思ったりします。(50代女性)
- ・月日が経っていくにつれ、表面上は明るくしているつもりですが、心の中は苦しくなっていく一方です。私より時間の経った方の話を聞いているのが一番心が落ち着くので、自助グループの活動が少しでも長く続くよう願っています。(50代女性)

- ・事件後何年か経つと、亡くなった者のことは忘れられていくような気がするし、自分もまわりで話せないような気がする。自助グループのような場所で心おきなく話せることは必要かと思われる。(40代女性)

* 加害者に関する情報や働きかけ

- ・刑期が決まり服役中の加害者に関する情報や、刑期を終えた後の所在やその後の状況を知りたいです。刑期が終わったからといって、罪が無くなったとは、被害者遺族には理解しがたいものです。加害者がどのように罪と向き合っているのかという姿勢を一生かけて見届けたいと思います。(年代不明、女性)
- ・刑期満了の加害者はどこで何をしているか希望者の遺族に知らせてほしい。刑期は遺族に対する償いではない。(60代女性)
- ・一番知りたいと思う事は犯人が反省しているのか？本当に更生したのか？どんな生活をしているのか？など犯人の動向です。犯人が本当に自分の犯した罪の償いは刑務所の中ではできません。出所してからの犯人の動向によって見極められるのではないのでしょうか！(50代女性)
- ・加害者は謝りにも来ず、音信不通の状態で逃げているが、一体今どんな生活をしていてどんな状況なのかというのを知りたいので、定期的に加害者の生活状況を教えて欲しいです。(20代女性)
- ・事故から生活は一変し、毎日辛く、くるしい日々を送っている。加害者が近所に住んでいるのでなおさらつらい。楽しそうに家族と一緒に加害者が買い物をしている様子を見たりすると思わず私の方が店を出てしまう。今でも酒を飲んで運転しているらしいという話を聞く。なんとか加害者に罪の意識を持たせる方法はないものかと思う。(50代女性)
- ・加害者は、刑期満了で出所して受刑中に得た報酬で自由に暮らせている現状が悔しいです。(60代女性)
- ・被害者の支援と同じ位加害者の更生をうながす(支援?)も必要だと思います。(50代女性)
- ・仮出所させる時は、刑務所は被害者の考えを聞いてほしい。私の場合は知人の保護司だったため言いたい事が言えなかった。その事を現在でも悔しく思っている。刑務所は保護司に依頼せず、直接に来て話しを聞いて欲しい。間接的に調査したり、聞いたりしたことは半減する。(70代男性)

* 社会へ訴える場

- ・加害者が事故の原因は息子の方にあるようにいいふらしていたために、時々「息子さんの方が悪かったんだってね」と言われることがある。事故の真相を話せる場が欲しい。(50代女性)
- ・被害者の家族の苦しみは裁判がおわってもおわらないと思います。それを世間の人達に主張したい、そういう場所と機会がほしいです。(30代女性)
- ・一番初めに流されたマスコミ報道による報道被害を取り返せる支援が欲しいです。報道による人々の勘違いを訂正できないことが、のちに受ける二次被害へとつながっていきます。(40代女性)

* 再被害防止対策

- ・再被害を防止する為に自分でできる防犯対策をアドバイスしてほしい。一般的な窃盗対策の防犯でなく、特定な人物を想定した対策を講じて欲しい。(50代女性)
- ・防犯対策への経済的支援、技術的アドバイス、継続的な人的支援、対策を確立してほしい。再被害防止対象者を認定する時のハードルを低くしてほしい。24時間不安をかかえたまま暮らす事は不可能です。普通に暮らせるように支援して下さい。(50代女性)

* 支援者・支援制度

- ・加害者を守る為に保護監察官や保護司を全国各地方に設置しています。被害者遺族側にもこの様な設備を設置して安心して暮らせる様な良い環境を作ってほしいです。(60代女性)
- ・同じ様な被害を受けて支援をされずに放置されている人を見るのは辛いです。(当事者として)間接的二次被害とも言えます。他の遺族の事まで心を痛める事のない様支援センターできちんと対応出来る様に早くなってほしいです。(40代女性)
- ・これから民事に向かうにあたり専門的な知識のある人を紹介してほしい。(50代男性)
- ・支援センターによる居場所の提供やコーディネート(60代女性)

* その他

- ・どんな支援をと言われても分かりません。もうこのことに触れたくないのが今の気持ちです。(50代女性)
- ・支援を必要としている方の情報がほしいです。私で出来ることがあればと日ごろ思っています。(50代女性)
- ・事件から12年経ちましたので支援がどうしても必要ということはありません。今は私と同じ思いをした人の役に立ちたいと思います。ひっそりと耐えている人がたくさんいると思います。(50代女性)

今後の支援活動に向けて

事件直後から1年後までは多岐にわたる日常生活への支援が必要であり、個々の遺族に応じて適切な支援を提供できるよう、積極的に介入しコーディネートできる支援者の存在が重要である。

事件直後の遺族は、集中的に様々な問題に直面する。事件に遭う前の平穏な生活を取り戻すためには、まず生活基盤を整え、安心して日常生活を送れるよう支援していくことが大切である。

具体的には治療費や裁判にかかわる費用の貸付、一時金の援助等の「経済的支援」、休業補償、再就職のための支援等の「雇用支援」、短期及び中期的な居住環境の整備等の「居住支援」、家事、育児、介護等の「日常生活支援」などがあげられる。

遺族が抱える問題が早く改善されるよう、直後の的確な支援の充実を図ることによって、遺族が本来持っている自己回復力に働きかけ、失った生活や自尊心を少しずつ取り戻せるような支援を行わなければならない。

これらの支援は、遺族の個々の状況に応じてきめ細かく提供することにより、生活の再建を図ることができる。既存の制度を迅速に適用できるような仕組みづくりや、地域の行政機関における相談窓口の充実と実地的なサポート提供も急務である。遺族が住み慣れた場所で安心して生活を送れるよう支援体制の整備が必要である。

支援者は、事件直後から積極的に介入することによって、混乱状態にある遺族の状況や要望を把握し、個別の支援プログラムを検討する必要がある。また、直接的支援を行う中で専門家（弁護士、精神科医等）や様々な行政機関（保健・医療、福祉関係等）、その他関係機関等の社会資源を利用して、遺族一人ひとりの事情に応じて支援内容をコーディネートしていくことが重要である。

法廷付き添い支援をはじめ、様々な機関への付き添い支援や、自宅訪問等の直接的支援は、遺族の不安や二次的被害を軽減するため支援の重要な柱といえる。

さらに事件直後は並行して諸問題へ対応していかなければならず、司法、医療、福祉的サポート等多岐にわたる専門家や行政機関等との関わりが欠かせない。支援者は、遺族の要望を踏まえ、必要な支援の見極めをし、支援内容をコーディネートする必要がある。支援センターが中核となって諸問題に対応する関係機関と連絡調整を図り、各専門家の協力を得ながら包括的な支援体制を整えていくことが大切である。支援センターと各関係機関が業務内容等の理解を相互に深め、連携が円滑に行われ遺族に適切な支援が提供されるような有機的連携が望まれる。

二次的被害を防ぐために、関係機関だけでなく、広く社会一般に対して遺族がおかれている現状、気持ちや望むこと等について啓発活動を継続的に行っていく必要がある。

周囲の理解が深まることで二次的被害の防止につながり、遺族が身近なところで協力を得やすい環境が整えられる。国及び地方公共団体レベルでの積極的な広報啓発が必要である。

まずは、遺族が関わる様々な専門家及び関係機関において、遺族の感情や要望を受け止めた対応ができるよう理解を深めていくことが急務である。さらに、遺族一人ひとりが生活している学校や職場等における理解促進や協力体制を構築するため、それぞれの組織における取り組みが望まれる。支援者は研修等で啓発活

動を行うとともに、個々の支援を通して、担当者レベルでの理解を深めるため積極的に働きかけを行っていく必要がある。

また、手記や講演等によって、被害者遺族が当事者として現状や支援の必要性を社会に訴えていく活動の効果は大きい。遺族の回復状況によって発言できる時期とできない時期があることも踏まえ、無理なく社会に訴える場を支援者が積極的に設定していくことも大切である。

事件直後から継続的な情報提供の要望が多いことから、時期に応じて可能な限りの情報提供を行っていく必要がある。

警察の捜査状況や刑事裁判の詳細等の「事件内容に関すること」や、加害者の処遇及び出所情報、生活状況、反省及び更生しているのか等「加害者に関すること」について、事件の当事者としての「知る権利」が守られるよう、各関係機関から遺族に対し可能な範囲内で説明が行われる必要がある。情報提供が不十分であること自体が二次的被害になりうることを理解する必要がある。

支援者は遺族が円滑に情報提供を受けられるよう働きかけるとともに、支援者自身が出来る情報提供（今後予想される刑事手続や行政手続、精神症状に関する説明及び支援に関する情報など）を適切な時期に行っていく必要がある。

その上で、得られた様々な情報を共有し確認したうえで、遺族の意思を尊重しながら支援していかねばならない。

加害者に関する情報については、刑事裁判終了後も継続して求めているため、加害者の受刑中、出所時、出所後等、様々な時期に遺族に情報を提供することが必要である。

精神的ケアへの要望は時間の経過と共に変化するため、支援者は被害者の状況や時期を見極めて、被害回復に寄与する支援内容を適宜判断して提供する必要がある。また、自助グループを活用して、長期的かつ継続的な精神的ケアを行っていく必要がある。

事件直後は、被害者に起きてくる様々な精神的症状について、積極的な心理教育を行っていく必要がある。また、精神的症状によって、日常生活や社会生活に大きな支障をきたしている場合は、犯罪被害者の治療に精通した精神科医等の専門家につなげることが早期回復のために重要である。

被害から1年を過ぎると、同じような体験をした人と話し合える場（自助グループ）で心情を分かち合い支え合うことが求められている。これは、時間経過とともに事件が風化され、長期にわたり事件の影響を受け続ける遺族と周囲の人々との間に少しずつギャップが生まれてくるためと思われる。

犯罪により家族を奪われた影響は長期に及び簡単には回復できないこと、遺族が安心して心情を語れる場は徐々に失われてしまうことなどから、長期的かつ継続的な支援プログラムの一環として支援センターにおける自助グループ活動の存在意義は大きい。

おわりに

今回のアンケート調査結果から、依然として被害者遺族に対する社会の理解が乏しく、身近な人や関係機関での対応による二次的被害を受けている遺族が多いことが明らかとなった。さらに、被害を受けた後に関わらなければならない様々な手続、おかれる生活状況も遺族にとって過酷なものである。既存の制度や関係機関から多岐にわたる支援を、時期に応じて継続的に受けることが、被害からの回復のために必要不可欠である。

犯罪被害者等早期援助団体に働く私たち犯罪被害相談員は、被害直後から長きに亘る被害者遺族の回復過程を支えるために、被害からの経過年数や個々の遺族の意思をふまえたきめ細やかな支援活動を行っていかねばならない。そこには遺族と直接接して行う支援活動だけでなく、その心情や要望を伝える代弁者としての役割や、専門家や行政など様々な社会資源と遺族を結びつける仲介者としての役割も含まれる。また、その支援活動は、孤立しやすい遺族が社会とのつながりを保ち続けられるよう、遺族が元々持っていた自分自身の力で被害後の人生を再構築できるよう、十分に配慮しながら行っていかねばならない。

犯罪被害者等基本法成立により変化しつつある社会制度の中で、どのような支援が求められるのか、これからも遺族の声に耳を傾けながら検討する姿勢を持ち続け、適切な支援活動を行っていきたい。

< 調査票 >

今後の被害者支援を考えるためのアンケート

～ ご協力をお願い～

拝啓

朝夕の寒気が身にしみるところとなりましたが、いかがお過ごしでしょうか。

平成 12 年に（社）被害者支援都民センターが設立されて 7 年目を迎えました。その間、被害者支援をとりまく現状も変化してまいりました。

平成 16 年 12 月に犯罪被害者等基本法が成立し、平成 17 年 12 月には「犯罪被害者等基本計画」が閣議決定され、現在、具体的な施策づくりがすすんでいるところです。

開設当初の平成 12 年秋に、被害者支援センターとしての活動の充実を図るため皆様にご協力いただきアンケートを実施いたしました。犯罪被害者遺族のおかれている現状や求められる支援について、ご回答いただきました結果、被害直後からの幅広い支援の充実、自助グループ活動等の長期にわたる支援の必要性が浮き彫りになりました。その調査結果は当センターの支援体制づくりのためのみならず、関係機関にとりましてとても貴重な資料となりました。

今回は、この数年の変化もふまえつつ、更に具体的に皆様の現状やご要望をまとめ、支援活動に役立てるとともに、犯罪被害者の現状と様々な支援体制の充実や法的な制度設計の推進にも役立つようにしたいと思っております。趣旨をご理解いただき、本調査にご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

また、誠に恐縮ですが、この調査票にそのままご記入いただき、同封いたしました封筒（切手済）に入れて、**11月24日（金）**までにご返送くださいますようお願いいたします。

なお、回答結果につきましては、個人の情報が外部に流出したり、目的以外に使用されることは決してありませんので、申し添えさせていただきます。

敬具

（社）被害者支援都民センター

〒169-0052

東京都新宿区戸山 3-18-1

担当：大久保、阿久津、野崎

電話 03 - 5287 - 3337

FAX 03 - 5287 - 3387

アンケートについて、ご不明な点がございましたら、上記担当者までお問い合わせください。

< 差し支えなければ、ご回答された方のお名前をこちらにご記入ください。 >

住所	〒		
氏名		電話番号	()

問1 被害内容について教えてください。

(1) いつ、どのような事件でしたか。

_____年 _____月

--

(2) ご家族（被害者）が亡くなられたのはいつですか。

_____年 _____月

(3) あなたは、被害者とどのような関係ですか（あてはまるものすべてに ）

被害者は私の

- | | |
|--------|---------------|
| 1. 配偶者 | 4. きょうだい |
| 2. 子ども | 5. その他 |
| 3. 親 | (具体的に： _____) |

問2 被害にあった後、どのような問題に悩まされましたか。それぞれの項目について、あてはまるものを1つ選んで 印をつけてください。

	ま ら な い	全 く あ て は ま ら な い	あ ま り あ て は ま ら な い	あ て は ま る	あ て は ま る
1. 収入が減って、生活していくうえでの不安があった。	1		2	3	4
2. 事件に関連して医療費、交通費、裁判費用等の負担が生じた	1		2	3	4
3. 家事、育児、介護が出来なくなった	1		2	3	4
4. 事件をきっかけに退職、休職せざるをえなかった	1		2	3	4
5. マスコミからの取材で迷惑した	1		2	3	4
6. 転居しなければならなかった	1		2	3	4
7. 不眠、食欲減退などの症状が1ヶ月以上続いた	1		2	3	4
8. 心身の不調のため、医療機関で治療を受けた	1		2	3	4
9. 刑事手続について分からず不安だった	1		2	3	4
10. 警察や検察庁での事情聴取が苦痛だった	1		2	3	4
11. 裁判で証言をすることが負担だった	1		2	3	4
12. 裁判で証言する機会がなかった	1		2	3	4
13. 信頼できる弁護士を見つけるのに苦労した	1		2	3	4
14. 家族の命を金銭に換算することへの抵抗があった	1		2	3	4
15. 民事裁判に勝訴したが、実際には賠償金を支払われていない	1		2	3	4
16. 役所の手続が煩雑で、手間取った	1		2	3	4
17. 加害者に反省や謝罪の態度が見られず、傷つけられた	1		2	3	4
18. 加害者から仕返しをされるのではないかと不安である	1		2	3	4
19. 加害者への対応に悩んだ	1		2	3	4
20. 人目が気になり、外出できなくなった	1		2	3	4
21. 噂を立てられたり、心ない言葉に傷つけられたりした	1		2	3	4
22. 家族内では事件のことを話せない	1		2	3	4
23. 事件後、家族関係が悪くなってしまった	1		2	3	4
24. 事件のことを安心して話せる人がいなかった	1		2	3	4

問3 今までに、二次的被害（事件に関連したことで周囲から傷つけられるような出来事）を受けたことがありますか（1つだけ 印）

二次的被害を受けたことは 1. ある 2. ない（問4に進む）

附問（問3で「1.ある」と答えた方にお伺いします）

誰（どこ）から、どのようなことで二次的被害を受けましたか。

誰から？ (あてはまるものすべて 印)	どんな二次的被害を受けましたか。 (以下に自由にご記入ください)
------------------------	-------------------------------------

1. 警察から	
2. 検察庁から	
3. 裁判所から	
4. 弁護士から	
5. 役所（市区町村役場・福祉事務所・保健所・精神保健センター等）から	
6. 被害者支援センターから	
7. 被害者団体から	
8. 病院から	
9. マスコミから	
10. 職場から	
11. 親戚から	
12. 近所の人から	
13. その他 ()から	

問4 今まで誰からどんな支援を受けてきましたか。またそれについてどう思いますか。

下の項目から該当する番号を選んで、以下の回答欄に記入してください。(10のケースについてご記入できます) その他の場合は、具体的に記入してください。

(1)誰から？	(2)どんな支援を？	(3)それについてどう思いますか	(4)どんなところでそう思いますか
家族	(警察、病院、裁判所、その他)へ	非常に満足している	(満足)
親戚	行くときに、付添ってくれた		心強かった、気持ちが落ち着いた
友人	家事(買い物、子供の面倒、料理、掃除)を手伝ってくれた	満足している	
近所の人		どちらともいえな	自分では分からなかった、対応できなかったことをや
警察	経済的な援助をしてくれた	い	ってもらえた
病院	マスコミへの対応をしてくれた	不満である	
市区町村	事件、裁判、支援に関する情報を教えてくれた	非常に不満である	(不満)
福祉事務所			あまり役に立たなかった
弁護士	弁護士を紹介してくれた		傷つくようなことをされた
被害者支援センター	精神的に支えてくれた		対応が事務的だった
保健所・精神保健福祉センター	自助グループ参加への勧め		
その他	その他		その他

《回答欄》(1つの枠には1つずつ番号を記入してください。)

	(1)誰から？	(2)どんな支援を？	(3)それについてどう思いますか	(4)どんなところでそう思いますか
	例1：	(病院)		
	例2：	(買い物)		
ケース				
ケース				
ケース				
ケース				
ケース				
ケース				
ケース				
ケース				
ケース				
ケース				

問5 事件後にどんなことを知りたかったですか。あてはまるものすべてに をつけてください。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 警察の捜査状況 2. 刑事手続（警察や検察での捜査、裁判など）について 3. 刑事裁判の詳細 4. 民事手続について 5. 被害後の精神症状や身体症状についての情報 6. 支援サービスの情報（どこでどんな支援が受けられるか） 7. マスコミとのコンタクトの取り方 8. 被害後の精神症状に対応できる医療機関 9. 被害者団体の情報 10. 加害者の処遇・出所情報 11. その他（具体的に： _____) |
|--|

問6 事件後にどんな支援が必要と思いますか。ご自分の受けた支援も含めて、お答えください。事件からの時間経過毎に下からいくつでも選んで をつけてください。

	事件直後	事件から				
		1年後	3年後	5年後	7年後	10年以上
1. 警察へ行くときの付添い	1	1	1	1	1	1
2. 病院へ行くときの付添い	2	2	2	2	2	2
3. 検察庁へ行くときの付添い	3	3	3	3	3	3
4. 裁判所へ行くときの付添い	4	4	4	4	4	4
5. 経済的な支援	5	5	5	5	5	5
6. 行政手続の補助	6	6	6	6	6	6
7. 公営住宅の提供	7	7	7	7	7	7
8. マスコミへの対応	8	8	8	8	8	8
9. 損害賠償請求に関する支援	9	9	9	9	9	9
10. 弁護士の紹介	10	10	10	10	10	10
11. 支援団体の紹介	11	11	11	11	11	11
12. 専門家による精神的ケア	12	12	12	12	12	12
13. 身近な人からの精神的な支え	13	13	13	13	13	13
14. 同じような体験をした人達と話し合える場の設定	14	14	14	14	14	14
15. 手記・講演等、社会へ訴える場の設定	15	15	15	15	15	15
16. 加害者に関する情報の提供	16	16	16	16	16	16
17. 加害者と対面する場の設定	17	17	17	17	17	17
18. その他（ _____)	18	18	18	18	18	18

問7 今後、どんな支援を受けたいですか。具体的に記述してください。



アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。この結果をぜひ今後の活動の参考とさせていただきます。<社団法人 被害者支援都民センター>